令和4年度実施施策に係る政策評価及び今後の政策評価の在り方

令和5年8月23日原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)に基づき 政策評価を行ったので、以下の文書の決定について諮るものである。

- 令和4年度実施施策の政策評価の概要(案)別紙1
- 令和4年度実施施策に係る政策評価書(案)別紙2
- ・法令改正に係る規制の事後評価書及びその要旨(案)別紙3

また、政策評価懇談会での議論について報告する。

2. 令和4年度実施施策に係る政策評価について

原子力規制委員会令和4年度年度業務計画(令和4年3月23日決定)に基づき実施した施策について、令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(令和4年8月17日決定)に整理した目標、定量指標、定性指標等に基づき自己評価を行い、令和5年3月8日の第81回原子力規制委員会においてマネジメントレビューを受けた。その結果について、令和5年7月21日の政策評価懇談会における政策評価に関する意見(別紙4)を踏まえて別紙1及び別紙2のとおり整理したので、決定していただきたい。

3. 法令改正に係る規制の事後評価について

政令以上の改正を行った案件で施行後一定期間経過する以下の案件について、別紙3の とおり事後評価を行ったので、決定していただきたい。

・原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直 し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等(第三段階施行分(平成 30 年 4 月 1 日 施行))

4. 政策評価懇談会における政策評価の議論

次期政策評価基本計画の見直しを見据え、原子力規制委員会の政策評価の在り方について議論し、現場の業務実態に即した評価の質の向上を目指すべき等の意見があった(別紙4)。

5. 今後の予定

別紙1~別紙3については、原子力規制委員会で決定後、総務省(政策評価の所管省庁) に送付するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し、公表する。

政策評価懇談会での意見を踏まえた今後の政策評価方法について検討し、改めて原子力 規制委員会で議論していただく。

<別紙、参考資料>

別紙1 令和4年度実施施策の政策評価の概要(案)

別紙2 令和4年度実施施策に係る政策評価書(案)

別紙3 法令改正に係る規制の事後評価書(要旨及び本体) (案)

別紙4 政策評価懇談会の主な意見及び今後の対応

参考資料 1 原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス

参考資料2 政策評価懇談会委員名簿

参考資料3 令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画

参考資料4 令和4年度実施施策に係る事前分析表

参考資料 5 令和 5 年度原子力規制委員会業務計画

参考資料6 令和4年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューについて

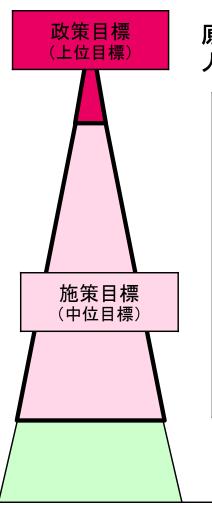


別紙 1

令和4年度実施施策の政策評価の概要(案)

令和5年8月 原子力規制委員会

令和4年度原子力規制委員会の政策体系と政策評価活動



原子力に対する確かな規制を通じて、 人と環境を守る

政策評価の対象(5施策)

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と 組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障 措置の着実な実施
- Ⅳ. 東京電力福島第一原子力発電所 の廃炉の安全確保と事故原因の 究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応 の的確な実施

施策に係る評価活動

原子力規制委員会の全政策の年度業務計 画の進捗の評価(目標達成型)

(評価フロー)

原子力規制庁による事後評価

原子力規制委員会によるマネジメントレビュー

政策評価懇談会での政策評価書(案)の意見聴取

原子力規制委員会での政策評価書(案)の審議・決定

事務事業に係る評価活動

- 規制の事前・事後評価(法律・政令の改正)
- 行政事業レビュー(51事業)

事務事業

- 法の執行事務
- 予算事業(安全研究、 モニタリング等)

各施策目標の評価結果について(総括表)

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合い	定性・定量指標の評価							
	の 測定結果	S	А	В	C	D			
I.独立性・中立性・透明性の確保と組織 体制の充実	相当程度進展あり (B)	1	6 (S6,A53)	1	0	0			
Ⅱ. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と 技術基盤の強化	目標達成 (A)	0	7 (S5,A36,B2)	0	0	0			
Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置 の着実な実施	目標達成 (A)	0	4 (S2,A13,B2)	0	0	0			
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の 廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	0	5 (\$2,A8)	0	0	0			
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の 的確な実施	目標達成 (A)	0	8 (S1,A26)	0	0	0			

※()内、個別目標(小項目)の評価と数

目標達成度合い(評価区分)について

評価 区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準 ※新規施策など困難度の高い施策への取組を促すために今回の評価から導入した視点の例
S	目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの ※困難度の高い施策については、特筆すべき工夫や円滑に目的を達成したこと
А	目標達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
В	相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの ※困難度の高い施策については、目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの
С	進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標について も目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標 達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D	目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策として も目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続して も目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

> 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 過去最多の84回原子力規制委員会会合を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。
- 原子力規制委員会の運営の透明性の向上により、意思決定の独立性・中立性を示すため、<u>原子力利用</u> <u>の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談録等を原則公開</u>することとした。
- 10事業者の経営責任者(CEO)との意見交換、原子力部門の責任者(CNO)と原子力エネルギー協議会(ATENA)等との意見交換(3回)のほか、地方公共団体等への浜岡原子力発電所や川内原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況等立地原子力施設に関する説明を逐次行っている。
- 昨年度末に運用を開始した被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice)を4件発出した。
- 令和4年9月25日に更田豊志前委員長が退任し、翌日山中伸介委員長と杉山智之委員が就任した。

> 国際機関との連携

● 東京電力福島第一原子力発電所近傍等の海域モニタリングの結果を国際社会に定期的に発信するとともに、今和5年1月にはALPS処理水の海洋放出に関する2回目のIAEA規制レビューを受け、規制のプロセスと内容がIAEA安全基準に則して取り組まれていることについて、おおむねの認識を共有した。※IAEAは今和5年5月4日に報告書を公表し、その中で全体的な所見として、原子力規制委員会の規制にIAEA安全基準が使用されていること等が記されている。

> 職員の確保と育成

● 実務経験者23名を採用した。令和5年度採用予定者として74名(うち実務経験者34名)を内定した。



浜岡原子力発電所についての地元関係者への説明



中部電力CEOとの意見交換(2022年9月2日)

目標達成度合いの測定結果: 相当程度進展あり(令和3年度:相当程度進展あり) 判断根拠:測定指標を概ね達成したため。 S:1、A:6、B:1、C:0、D:0

【原子力規制庁による自己評価】

(困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの)

- ➤ OECD/NEAとの共催で「東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議」を開催した。
- ▶ 年度業務計画の進捗管理様式や組織文化に係るアンケートの見直し等マネジメントシステムの運用を改善した。
- ▶ 歳入、支出、執行管理の効率化、全庁的な文房具等の再利用の仕組みの構築による経費の節減に努めた。
- ▶ 管理職等を対象に360度評価を実施し、今後の本格運用に向けて課題を整理した。
- ▶ 次期LANシステムの運用・改善について当初見込みより早期に計画立案を行った。
- ▶ 採用活動に工夫をこらして採用人数を増やし、定数に対する実員数の割合を改善して95.1%とした。

(成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの)

▶ 集中型訓練生の人数(9名)が想定を下回ったため、研修受講者が目標であった延べ人数2500人を下回った。

【原子力規制委員会による主な指摘】

- ○全体的に庁内のコミュニケーションは向上してきた。
- 〇原子力利用の推進に係る事務を所掌する省庁との面談に関し透明性に不十分な点があった。経緯と改善策を評価書に記載すべき。
- 〇高経年化した発電用原子炉の安全規制に関するわかりやすい資料の作成が法改正案の了承後となったのは課題。
- ○今後の取り組みとして、中長期的な視点による組織体制及び人員配置の検討が大切。

【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ▶ ★原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関との関係における透明性向上
- ▶ ★令和6年度 IPPAS ミッションの受け入れ準備
- ▶ ★中長期的な視点による組織構成及び人員配置の検討
- ▶ 原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開
- ▶ ワークライフバランスの確保、管理職による1on1ミーティングによる所属職員の状況把握、キャリアコンサルタントの任命と 面談、メンター制度の充実、異動内示の際の異動前後の管理職と人事担当者からの説明機会の提供、働きやすい職場環 境の創出
 8

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(1)

> 原子炉等規制法に係る審査等の実施

- 実用発電用原子炉については、11事業者16原子力発電所27プラントについて新規制基準への適合に 係る設置変更許可申請等が提出されている。令和4年度は審査会合を計93回開催した。
- 核燃料施設等については、9事業者等から21施設について新規制基準への適合に係る事業変更許可申請 等が提出され、令和4年度は、審査会合を計45回開催した。
- 東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準に係る保安規定の変更認可、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉及び日本原子力発電東海第二発電所の特重施設に係る許認可、日本原燃再処理施設及び日本原燃MOX燃料加工施設の設計及び工事計画の一部の認可等を行った。
- バックフィットとして<u>標準応答スペクトルを規制に取り入れ</u>、発電用原子炉6プラント、核燃料施設等6施設の審査を進め、令和5年2月8日にリサイクル燃料備蓄センターについて事業変更許可を行った。 (基準地震動を変更不要とした施設:大飯3,4、高浜1~4、美浜3、柏崎刈羽6,7、女川2、島根2、JRR-3)
- 運転期間延長認可については九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査を進めている。
- 高経年化対策については関西電力大飯発電所4号炉の保安規定の変更を認可した。
- 原子力機構東海再処理施設について、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題と して、安全対策やガラス固化処理が着実に実施されるよう、監視を継続している。

北陸電力志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査における敷地内断層の活動性評価

平成28年4月27日に、志賀2号炉の敷地内断層については、後期更新世以降に活動した可能性があるとの有識者会合の結論が報告されたが、限られたデータに基づく評価であることが併せて指摘されていた。その後、北陸電力は、敷地内断層について大幅なデータ拡充を行い、鉱物脈との接触関係に着目した手法を用いて、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。その評価の妥当性が概ね確認できたため、令和5年3月15日に、敷地内断層の活動性評価について、改めて有識者の意見を聴く必要はないことを了承した。引き続き審査を進めていく。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(3)

> 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 令和3年度検査結果の総合的な評定に基づき、<u>東京電力柏崎刈羽原子力発電所については引き続き核物質防護に係るチーム検査の基本検査の回数を増やして行うとともに追加検査を行った</u>(次ページ参照)。それ以外の原子力施設は、通常の基本検査を行った。
- <u>令和4年度第3四半期までに実施した</u> 原子力規制検査における検査指摘事項 は22件であった。

	実用炉	核燃料施設等
検査指摘事項	16件	6件
重要度評価	緑	追加対応なし
深刻度	SLIV	SLIV 5件
//KX152	02.1	軽微 1件
深刻度のみ案件	2件	なし
深刻度	SLIII 1件	なし
/	SLIV 1件	<i>&</i> C

令和4年度(第1~第3四半期)の検査指摘事項等

▶ 検査で判明した事項への対応

● 令和2年度に確認した<u>日本原子力発電敦賀発電所2号機の敷地内断層に関する審査会合資料のボーリング柱状図データの書換え</u>については、事業者の審査資料作成の業務プロセスが構築され、継続的に品質が確保されていることを、原子力規制検査により確認したとの報告を令和4年10月26日に受けた。なお、本件は、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたとして、深刻度を「SLⅢ」と評価した。

※敷地内断層に係る審査資料に更に誤りがあったため、令和5年4月18日に日本原子 力発電に対し、8月31日までに設置変更許可申請書の再補正を行うよう指導した。



日本原子力発電 本店における原子力規制検査 (令和4年5月24日)

● <u>関西電力美浜発電所3号炉の補助給水機能に係る一部設備の火災防護</u>に関して、認可された工事計画のとおりに施工されていなかったことから、令和4年7月22日に検査指摘事項の重要度を「緑」、深刻度を「SLIV」と評価した。その後、令和5年3月29日に、他の発電用原子炉施設を含めた事業者の是正処置等に係る原子力規制検査の状況について報告を受けるとともに、原子力規制庁の今後の対応方針について了承した。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

- 令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質 防護設備の機能の一部喪失事案について、東京電力に対し、令和3年3月23日に根本的な原因の特定や 改善措置活動の計画の報告を求め、同年4月14日に原子炉等規制法に基づき、改善の効果が認められ るまで当該発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。
- 令和3年4月22日に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設置し追加検査を開始した。
- 令和4年度は令和3年10月に開始したフェーズ || の追加検査について令和4年9月14日に了承した三つの 確認方針(①強固な核物質防護の実現、②自律的に改善する仕組の定着、③改善措置を一過性のもの としない仕組の構築)により進めた。令和5年3月8日に追加検査の状況について報告を受け、取り替

えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、

不要警報の低減状況、自律的に改善する什組の定着状況、東京電 力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していくこ ととした。

※検査の報告をとりまとめ、令和5年5月17日の原子力規制委員会で対応区分を4のままとし、 残された4つの課題について追加検査(フェーズⅢ)を実施することにした。

原子力規制委員会委員長及び委員全員が現地調査を実施した。

山中委員長の現地調査の様子(1月)

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の流れ

※本図は令和4年度末の状態を示している。

フェーズー 事実関係の 詳細な調査 $(R3/4/22\sim)$

改善措置報告書の 提出 (R3/9/22)

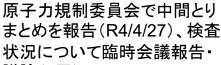


改善措置計画の実 施状況の確認

フェーズⅡ

 $(R3/10/20\sim)$

原子力規制委員会で 報告書とフェーズⅡの 検査計画を議論(3回)



対応区分変更可否 の判断



フェーズ川 フェーズⅡでの指摘 事項に対する確認

原子力規制委員会で 報告・議論(5回)

議論(9回)

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(5)

> 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

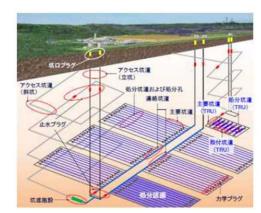
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」に基づき、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、1件の NRA 技術報告と3件のNRA技術ノートを公表し、26件の論文誌への掲載、4件の国際会議論文発表及び23件の学会発表を行うとともに、学会賞を1件受けた。
- OECD/NEAでの17件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとと もに、大学や原子力機構等と17件の共同研究を行った。

> 規制基準の継続的改善に関する主な取組

● <u>特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に</u> 安全確保上少なくとも考慮されるべき事項の検討

最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の 設置を避けることにより対応する必要がある事象を対象に、 ①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採の4つの 事象を考慮事項として示した。

● 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間 取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討



地層処分施設のイメージ

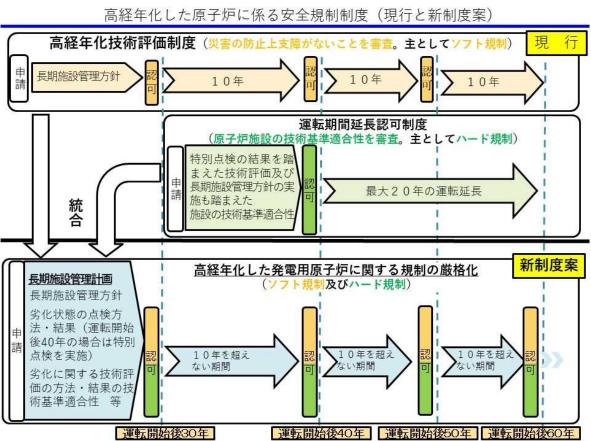
NUMO「包括的技術報告:わが国における安全な地層処分の実現-適切なサイトの選定に向けたセーフティケースの構築-本編および付属書」NUMO-TR-20-03(2021年2月)より抜粋

BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策として位置づける(規則解釈等の改正)とともに、原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策及び処理する対策について事業者による自律的・計画的な対策の実施をフォローアップすることにした。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

▶ 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 電力経営層との意見交換等も踏まえ、高い頻度での審査会合の開催や原子力規制庁からの指摘についての申請者の正確な理解を担保する取組等を行う方針とし、<u>審査プロセスを改善</u>した。
- <u>バックフィット</u>について、対象とする知見の扱いや経過措置の検討等の基本的考え方を決定するとと もに、検討プロセスを整理した。
- 発電用原子炉施設の安全性向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を 炉安審及び燃安審の調査審議事項に追加した。
- GX実行会議の検討状況等を踏まえ、高経年 化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳 格に確認することができるよう、必要な検 討を行い、発電用原子炉施設の技術基準適 合性を確認する頻度を増やし、認可対象を 詳細にする安全規制の案をとりまとめ、当 該検討案を踏まえて作成した原子炉等規制 法の一部改正案とともに了承した(賛成4 反対1)。当該改正案を含めた「脱炭素 社会の実現に向けた電気供給体制の確立を 図るための電気事業法等の一部を改正する 法律案 | は令和5年2月28日に閣議決定され た。また、高経年化した発電用原子炉の安 全規制に関する検討チームを設置し※、新 たな規制制度の詳細の検討や国民向けの分 かりやすい説明資料の作成に取り組んだ。



※長期施設管理計画の審査基準等を検討する上で主要な技術的論点である、60年目以降の劣化評価を行う際の追加点検や 「設計の古さ」への対応の考え方について、令和5年度第9回原子力規制委員会(令和5年5月10日)において了承した。

目標達成度合いの測定結果: 目標達成 (令和3年度:目標達成)

判断根拠:全ての測定指標を達成したため。 S:O、A:7、B:O、C:O、D:O

【原子力規制庁による自己評価】

(困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの)

- ▶ 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、新規制基準適合性審査の進め方をとりまとめ、改善したプロセスを着実に実施した。
- ▶ 国内外の自然事象のスクリーニングを数多く技術情報検討会に報告するとともに、耐津波設計ガイドを改訂した。
- ▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見を踏まえ、BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策と して原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏洩を抑制する対策として位置づける(規則解釈の改正)とともに、原子炉建屋に漏洩した水素を排出する対策及び処理する対策について事業者の対策実施状況の確認を行った。
- ▶ 「バックフィットに係る基本的な考え方」を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- ▶ 火山の発生メカニズム等に関する知見の整理を行い、特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項として①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採を考慮事項として示した。

(成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの)

- ▶ 検討の前提となる学会の資料準備の遅れのため、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価が改定まで至らなかった。
- ▶ 水素防護の検討を優先したため、水素防護以外の知見の収集や規制上の対応検討が進められなかった。

【原子力規制委員会による指摘】

○審査プロセスの改善が多くの点でなされた。今後も取り組みを継続して欲しい。水素対策の規制は評価できる。

【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ▶ ★高経年化した発電用原子炉の安全性の確認について制度の具体化と運用を行う。
- ▶ ★開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、規制の在り方を検討する。

第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(1)

▶ 核セキュリティ対策の推進

- 令和4年度は核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を127件実施した。
- <u>原子力施設の監視等を担う原子力規制事務所に核物質防護対策官を常駐させるとともに</u>、本庁と の連携に向けたネットワーク等の業務環境の整備を進めた。
- IPPASミッションの受け入れ(令和6年夏頃を想定)についてIAEAに正式要請した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施し、特定放射性同位元素の防護規制を着 実に実施した。

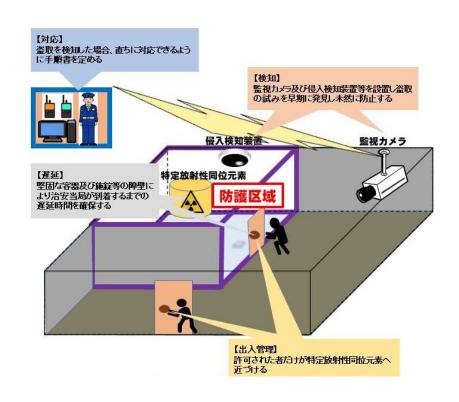
核物質防護対策の概要 (IAEA勧告(INFCIRC 225 rev.5)対応)

【内部脅威対策】

【外部脅威対策に加え】

- ●個人の信頼性確認の実施
 - ▶重要区域への常時立入者
 - ▶特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- ●防護区域内部への監視装置の設置

特定放射性同位元素に対する防護措置について

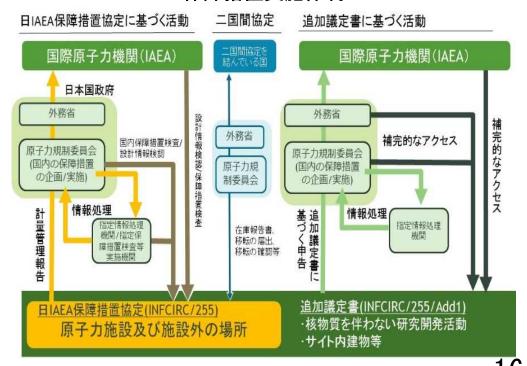


第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(2)

> 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核 物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た(平成15年の実施結果以降、 19年間継続)。
- 通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1~3号炉について、使用済燃料共用プ ールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を実施するなど、 IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針に対 応するため、関係者と調整を行い、IAEAからの通告どおりの査察を実現した。

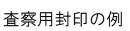
保障措置実施体制







監視装置の保守管理



15

目標達成度合いの測定結果:目標達成 (令和3年度:目標達成)

判断根拠:全ての測定指標を達成したため。 S:O、A:4、B:O、C:O、D:O

【原子力規制庁による自己評価】

(困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの)

- ▶ 情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正や防護対象機器の選定の考え方の整理等において原子力安全担当部署における3Sのインターフェースにおける取組強化が進んだ。
- ▶ 核物質管理センターでコロナ感染が発生したが、原子力規制庁の査察官が対応して保障措置活動を行った。

(成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの)

- ▶ 情報システムセキュリティ対策については、事業者の防護措置の実施状況を確認したが、ガイドの作成には至らなかった。
- > 3S に係る実行的な情報収集体制の構築に向けて関係部署間で調整・検討を行ったが、文書のとりまとめには至らなかった。

【原子力規制委員会による指摘】

- 〇核セキュリティ対策については、強化されつつあるが、より一層努力が必要。
- 原子力安全、保障措置とのインターフェースにおける取組みの強化が大切。
- ○3S のハーモナイゼーションは引き続き重要な課題。関係部署間の理解醸成・情報共有という段階から、具体的な業務プロセスの改善に進むことが必要。

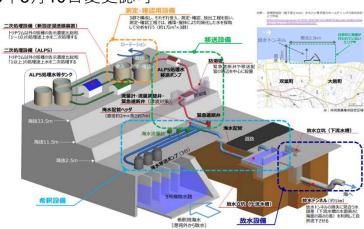
【令和5年度の取組】

- ▶ 核物質防護対策官の配置による現場監視の定着や原子力規制事務所と本庁との連携。
- ▶ 情報システムセキュリティの対策強化に係る検査ガイド等の作成や体制整備。
- ▶ 3Sのインターフェースにおける相互連携の強化に向けて、担当部署の許認可や検査等を行う際の実務を「原子力安全、 核セキュリティ及び保障措置のインタフェースに係る実務」にとりまとめ(令和5年4月)。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(1)

廃炉に向けた取組の監視

- 東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請に ついて厳正な審査を行い、13件を認可した。
- 令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震の評価を踏まえて整理した耐震クラス分類等と地震動の考え方を改めて整理し、当該考え方を踏まえた耐震クラス分類を行うよう、東京電力に求めた。
- <u>ALPSスラリー安定化処理設備の設計</u>について、閉じ込め機能の維持、ダスト飛散対策、作業員の被ばく対策の観点から設計の見直しを求め、東京電力から対応する旨の回答を得た。
- > 多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出等に向けた取組の監視
 - 令和3年4月13日に廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の審査を公開の会合で行い、令和4年7月22日に認可した。審査結果について要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。
 - <u>ALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請</u>について、令和5年2月22日に 審査書案を取りまとめ、科学的・技術的意見の募集を実施した。(IAEAレビューについては2ページを参照)
 - ※令和5年5月10日変更認可



ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設



伴委員による現地視察(令和5年1月)

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(2)

▶ 中期的リスクの低減目標マップの改定

● 令和5年3月1日に改定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2023年3月版)」では、燃料デブリ自体を除く固形状の放射性物質に係る取組について遅れが生じていることや分析等の取組を強化する必要等を踏まえて、<u>固形状の放射性物質に対する取組を優先課題と位置付け、達成すべき目標を細分化して示す</u>とともに、分析施設の設置や分析能力の確保など体制の強化が必要となることも示した。

※リスクマップは、東京電力福島第一原子力発電所について、施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていく観点から、原子力規制委員会として優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関す

る目標を明確にすることを目的に策定している。

> 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 現地調査(21回)によって得られた情報を基に<u>1号炉の</u> 原子炉格納容器内部の損傷状況等について検討した。
- 令和4年度第84回原子力規制委員会(令和5年3月29日)で、 令和3年4月から令和4年12月までの調査・検討内容について、 科学的・技術的意見の募集を経て中間取りまとめを行った。



1号炉ペデスタル開口部付近の状況

> 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一 原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- ALPS処理水の海洋放出前の海域の状況を把握するためのモニタリングを実施するとともに、 放出後のモニタリングのあり方について検討を進め、令和5年3月16日に「総合モニタリング計画」 を改定した。

施策目標:IV.東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果: 目標達成 (令和3年度:目標達成)

判断根拠:全ての測定指標を達成したため。 S:O、A:4、B:O、C:O、D:O

【原子力規制庁による自己評価】

(困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの)

- ▶ ALPS 処理水(多核種除去設備等処理水)の海洋放出に関する審査に集中的に取り組むとともに、審査のための事業者との面談や審査担当者の打合せに検査担当者も参加するなどにより迅速な状況の共有に努めた。また、IAEA規制レビューにおいて原子力規制委員会の取組を説明し、国際的な情報共有に努めた。
- ▶ 未解明な事項の検討を進めるために何度も現地調査を行い着実に情報やデータを積み上げるとともに、多様な外部有識者と意見交換、取得したデータの解析等を丁寧に行い、事故調査・分析内容を取りまとめた。

【原子力規制委員会による指摘】

○東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、ALPS 処理水の放出の審査やレビューへの対応など高く評価できる、 次の 10 年に向けた取り組みを着実に監視助言して欲しい。事故分析について、調査、分析にそのものについては、多くの 他機関が参画できるような仕組みを構築し、新たな段階に来ているように思われる。

【令和5年度の取組】

- 令和4年度に了承された「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方」の方針に基づく事故の調査・ 分析の実施と報告書の取りまとめ。
- ➤ ALPS処理水の海洋放出に関する審査及び検査、IAEAレビューへの継続的対応。
- ▶ 固形状の放射性物質の放射性濃度や性状等に応じた保管・管理の方針の策定、分析体制の強化に向けた目標達成。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(1)

> 放射線防護対策の推進

● 放射線審議会においては、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、ICRP2007年勧告の取入れ状況の確認と対応方針の審議、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討等を進めた。

➤ 放射性同位元素等規制法(RI法)に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和4年度はRI法に基づく約7500件の申請・届出を受け、放射線障害の防止に係る立入検査を90件、 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。
- 未承認放射性医薬品等について医療法との二重規制の解消に係る政令改正等を実施した。
- RI法による審査及び立入検査の予見性の向上にも資するよう、審査ガイド等を制定した。

> 原子力災害対策指針の継続的改善

- 原子力災害対策指針を改正し、防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を図った。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を原子力規制庁と内閣府との 連名で制定した。
- 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正(甲状腺被ばく線量モニタリングに係る基本的な事項の 反映)を踏まえ、令和5年2月15日に原子力規制庁と内閣府との連名で作成した「甲状腺被ばく線量 モニタリング実施マニュアル」の案を審議し、意見公募の実施を了承した。
- 基幹高度被ばく医療支援センター等に指定している機関が 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」(令和4年4月 6日了承)を引き続き満たしていることを確認(令和4年9月) し、令和5年3月8日に<u>福井大学を高度被ばく医療支援センター</u> に同年4月1日付けで指定することとした。

量子科学技術研究 開発機構の緊急被 ばく医療施設

(本文では「危機管理体制の整備・運用」に記載。)

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

> 危機管理体制の整備・運用

● 令和4年2月10日~12日に実施した原子力総合防災訓練(女川地域)や令和4年3月16日の福島県沖地震(原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町で震度6弱、宮城県女川町で震度5強を観測)による警戒事態等から得た教訓を踏まえ、<u>令和4年12</u>

<u>月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正</u>した。

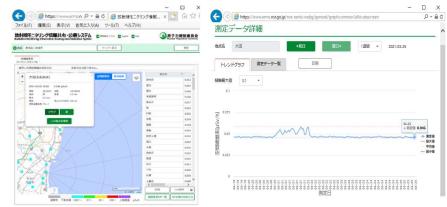
- 主要な訓練・研修実績
 - 原子力総合防災訓練:美浜地域(令和4年11月4日~6日)
 - 原子力事業者防災訓練※: 36回
 - 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練:17回
 - EMC (緊急時モニタリングセンター) 訓練: **13**回
 - ※ 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、 緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に連接して訓練を行っている。



緊急時対応センター (ERC)

▶ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)」を用いて、平常時から
 - モニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、 令和4年6月22日に放射能測定法シリーズNo.36 「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。



放射線モニタリング情報共有・公表システムの画面例

目標達成度合いの測定結果: 目標達成 (令和3年度:相当程度進展あり) 判断根拠:測定指標を概ね達成したため。 S:O、A:8、B:O、C:O、D:O

【原子力規制庁による自己評価】

(困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの)

▶ 原子力災害対策マニュアルの改正、委員長及び委員の交代時の緊急時対応体制の維持等。

【原子力規制委員会による指摘】

○緊急時対応のマニュアル整備など着実に進んでいる。今後、緊急時活動レベル(EAL)の見直しなどの取り組みが必要。

【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ★特重施設等を考慮したBWRの緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて事業者との議論を通じてEALの見直し案を 策定する。重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、 議論を開始する。
- ➤ ★医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

その他のマネジメントレビューの項目(令和5年3月1日時点)

【人的資源投入量と平均残業時間等の分析】

業務の進捗評価とあわせて令和2年から令和4年にかけての各部署の人的資源の投入量と平均残業時間等の分析を行った。

- 一人当たり残業時間が3年を通して増加したのは国際室、人事課、技術基盤課の3部署。人事課は人員数が増加しているものの一人当たりの残業時間も増加した。
- ▶ 一方で多くの部署で一人当たり残業時間が減少した。特に会計部門は7.6名の人員減に対して一人当たり残業時間を横ばいに抑え、核燃料施設審査部門は7.2名の人員減に対して一人当たり残業時間を13時間減らしている。

【マネジメントシステム内部監査の実施状況】

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、6部署(緊急事案対策室、六ヶ所保障措置センター、六ヶ所原子力規制事務所、核セキュリティ部門、人事課及び福島第二原子力規制事務所)に対しマネジメントシステム内部監査を実施した。要改善事項は無く、改善が望ましい事項を2件、良好事例を2件抽出した。

【要改善事項および是正処置等に係る活動の実施状況】

令和5年2月末までの新規報告は20件。以下の2件の要改善事項を原子力規制委員会で報告した。

- ・請負契約の仕様書作成時の不適切な事務処理→市場調査に係るルール制定、類似事案の確認(過去5年)、全職員への啓発。
- 原子力検査官の検査官証等の未発行による不携帯→検査官証の様式を見なおし、携帯性を向上。携帯確認の手順を整備。

【IRRSミッション指摘事項への対応状況】

(令和4年度中に対応完了又は完了予定の案件)

- ▶ 原子力と放射線安全に関連する政府機関(労働基準監督署、消防署等)間情報交換プロセスの構築。
- マネジメントシステムの改善(マネジメント規程を保管する文書に業務の主要プロセスを位置づけ)。
- > RI の運搬確認証の記載事項の見直し(輸送容器の設計承認の内容を関連づけ)。
- ➤ RIの輸送物の検査等に係る検査ガイドの見直し。

(対応継続中の案件)

- 規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加。
- ▶ 廃止措置の終了確認の判断基準(放射性物質の測定方法等に係る技術文書)の策定。
- ▶ 原子力規制委員会の緊急時の準備と対応(EPR)の GSR Part7 への適合及び EPREV ミッションの受け入れ。
- ▶ 核燃料物質の政令 41 条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用の明確化。

原子力安全文化の育成・維持に係るアンケート及びインタビューの結果等

令和4年度は、令和3年度に設計した設問群を見直し、設問群毎に継続的に状況を把握するための総合指標と取組への認識を問う個別指標等を設定して、対応の検討につながるように改善するとともに、アンケート結果を課室毎に整理し、それぞれの部署で今後の取組を検討できるように課室毎の結果をフィードバックした。

フィードバックを踏まえて課室毎に改善策について話し合う等の取り組みを行い、庁内掲示版でその状況を共有している。 結果は概ね以下のとおり。

- 「上司のマネジメント」は総合指標で最も高い評価を示した。「声を聞く姿勢 Q36」や「上司による積極的な調整 Q43」等の項目が高かった。今和4年度に管理職に対してマネジメントの充実を促した効果も反映されていると考えられる。
- 「職場環境」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見された。「人員体制 Q26」「仕事の分担 Q25」の評価が低く、年代によって評価が分かれ、<u>若手・中堅層に業務が集中している可能性を示した</u>。ただし「個人の仕事量の適切さQ49」や「個人のワークライフバランス Q53」との相関はみられなかったことから、<u>業務の適切な分担により評価が改善する可能性</u>がある。
- インタビューでは特定部門への優先的な人員配置について他部門の納得感が低いことが「人員体制」についての評価を 下げていることがうかがわれた。庁内の一体感の醸成が必要。
- また、「職員同士の切磋琢磨 Q27」、「職場内の連帯感 Q30」、「業務分担を超えた協力 Q28」など、<u>職員間の繋がりに関連する項目の評価が低かった。</u>意識的にコミュニケーションを活性化に取り組むことが必要。
- 「成長実感」は、評価の低い詳細指標が多く、特に「キャリア形成についての相談相手 Q58」や「身近なロールモデルの存在 Q59」については低水準となった。若手や女性が働きやすい職場を作ることや先輩職員の話を聞く機会の提供などにより各人がロールモデルを見出し、共有できるような支援が必要。
- 30代について全体的に評価が低い傾向は前年から変わらなかった。「仕事の満足度」と相関のある「仕事量の適切さ Q49」や「仕事の分担 Q25」の評価も低く、原子力規制庁は 40代以上の職員が 7割を占めることから、この年代に業務 が偏り、多忙となっている可能性がある。専門家からは、業務のゴールが明確でないことが達成感を低く、仕事量を多く感 じさせがちであるとの指摘もあり、業務の工程に応じたきめこまかな目標や一定期間に取り組む仕事量の目安を設け、進 捗や達成を認識できるようにするなどの取組も有効であるとの指摘があった。
- また、20代では比較的高い成長実感が、30代になると民間を下回る結果となった。各人が成長実感について何を重視しているのかの把握に努め、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への指導育成の取組の見なおしや、キャリアパスを踏まえたOJTや適切な機会を捉えた成長を促すアドバイスの実施などきめ細かな対応を検討する必要がある。

安全文化アンケート・インタビュー結果を踏まえた改善策 (取組中のものを含む。)

若手中堅への業務の集中	 所属長が1on1ミーティングを実施することで、ひとりひとりの職員の業務の状況を把握。 メンターによる職員の状況の把握とアドバイス。 年度業務計画策定等の際の組織としての仕事の状況把握と役割分担による納得感の向上。 年度途中でも業務の進捗に応じた目標の変更を勧奨することによる、スケジュールの柔軟な見直し。 マニュアルの整理等による、若手職員に頼みがちな作業を各職員が自らできる環境の整備。(取組中)
特定部門への優先的な人 事配置への納得感	・ 部署を超えた庁内の中長期課題等の話し合いによる一体 感や他部署の状況に対する理解の促進。(取組中)
職員間の繋がりに関する項 目の評価が低い	 出身や趣味等のインフォーマルなコミュニティの形成促進。 幹部による職員との対話の場の創出。 新たなコミュニケーション研修の実施。(企画中)
成長実感が低い	 キャリアコンサルタントによる面談の実施。 異動時に所属部署の上司、異動先の上司、人事担当者との話し合いによる、ワンボイスでの異動趣旨の説明。 メンターによるキャリアに関するアドバイス。

(原子力規制委員会 R 4 -①) 【評価実施時期 2023 年 8 月】

												評価実施	時期	2023	3 年 8	月】
	令和4年度	原子力規制委員会	業務計画の達成	成状況の	評価及び	「次年度のI	取組の	方向性	(政策評	価書)	(案)					
	1. 独立性・	中立性・透明性の	確保と組織体制	制の充実	[施策に	関係する	内閣の重	原子	力規制	委員会	置法	_		
施策名								要政策	ŧ	経済	財政選	営と改革	の基	本方針	2022	
								針演説等の	うち主なもの)							
	(1)原子力	規制委員会の組織理	_ ⊉念を具体化す	る規制活	5動の実	践				原子	力規制	委員会	设置法			
	(2)規制業	務を支える業務基盤	の充実				目相	票設定の	の考え	原子	力規制	委員会記	置法	に対す	る衆語	義
施策の概要	(3)職員の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,					方・根	_			及び参議				
	(0)49990)	E INC II /X						75 12.				営と改革				
	/1) 店でも	田生まるのの名が	用会も目はルオ	- Z ±8 生1 に	1動の中	0±				小エルコ	利以足	古乙以丰	.07巫/	トノノエ	2022	
		現制委員会の組織す					ch ++ 1/4	- / T # /F	ナフナル	v	+ 4 3	きの 仁 動	HB 445 ≠	₩ +⁄2 ।	- '宝 田	1-
		、中立性を坚持し、作	+子的"技術的	ウ・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用す ・												
	3 .					-m						<u> </u>			le de la	
	· 透明性	透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に														
		青報の適時・適切な				-										
	国際アト	ドバイザーとの意見:	を換などにより	国内外の	多様な意	意見に耳を	頃ける	とともに	、事業者	や地ブ	公共	団体等の	ステー	ウホル	ダー	٢
	のコミュ	ニケーションを継続	的に改善する。													
	• 東京電	力福島第一原子力勢	能電所事故の 教	数訓を、知	一識として	だけでなく	その危	機意識	まで確実	に次世	性の!	職員に継	承する	。これ	により	前
	例主義(こ陥らず、常に問い	かけ続ける組織	戦文化を 育	育成∙維持	寺する。組織	歳の各[階層で:	安全のた	めのリ	ーダー	シップを	発揮し	、安全	文化及	及び
	核セキュ	ュリティ文化の育成・	維持に係る取組	組を進め	、その現	状を自己評	価する) 。								
	(2)規制業	務を支える業務基盤	の充実													
	原子力	規制委員会がその	責任を果たし、	その職員	及び組約	畿の能力を約	維持・「	句上さも	と、その安	全文化	比を育り	ず・維持す	るたと	か、マ ź	ネジメン	ント
	・ 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメント システムを組織全体に定着させる。その際、IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続															
	的改善	を進める。														
	・ 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置															
	の着実な実施に貢献する。												_			
	・ 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。															
達成すべき目標(アウトカム)						員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が										
		して中長期的に持続							·			.)		11111111111111) DX 1167	
		ステムの利用による														
		応を関係機関と連携								つ 制	在的力:	・み等が消	1 1 60 -	ωα	温にる	; -
		よう、法的な判断を		11766		4 1 1 IX 10 1/A L	いして面	TT (~1)	1716, 73.	ン、巾!	<u>ጆ</u> ዘገ/ዓ	. 以 云 77 . 冯	ינים כל-	J. J.	1/FIC1	,
			■9川〜1」つ。													
	(3)職員の		U 30HA+	Фто — 7	· · · · =			· - · · //		74+1	+0.44	(1 π+h	7tr =	- ^ _	7 1 0	
	10.00	、組織理念にのっと							1埋観を1	杉持し、	規律?	と寸り、順	7分1〜号	1209	るもの	ح
		を継続的に確保す								- 100					. ~	
		、経験者を適切に摂														
		OJT に加え、国際:														
		を育成する。職員の					努、国 区	祭業務等	等)と原子	力規制	訓に必	要な専門	技術的	能力	(技術:	知
		急事態対応等)との														
	職員に	適切なキャリアパス	を提供し、その	専門性や	や職責に	応じた処遇る	を行う	ことによ	り、その	能力を	最大限	に発揮さ	せるよ	う努め	かる。	
	· 業務上	の相談や助言が効	果的に実施でき	きるよう、	技術的•	専門的なア	ドバイ	スが実	施できる語	部署•耶	銭員を	明確にして	つつ、ヨ	を軟で	円滑な	よ職
	員相互	のコミュニケーション	を実現するため	めの環境	の整備を	を進める。										
	「原子ス	力規制委員会におけ	る安全研究の	基本方針	け」を踏ま	え、外部の	研究組	織との	人事交流	や共同	司研究	等を通じ、	研究	環境の)整備	を
	図ると	ともに、研究職員の	人材育成を図る	5.												
政策体系上の位置付け	原子力に対	する確かな規制を通	じて、人と環境	きを守るこ	٤											
施策の予算額・執行額等		区分	平成 30:	年 度	令 和	元 年 度	令	和 2	年 度	令	和 3	年 度	令	和	4 年	度
	予算の	当初予算(a)		1,946		3,035			3,056			2,818			2,	,612
	状況	補正予算(b)		0		0			0			0				0
	(百万円)	繰越し等(c)		63		0			▲99			39				60
		合計(a+b+c)		2,009		3,035			2.957			2,857			2	.672
	去九 /二:	額(百万円)		1,724		2,653			2,310			2,330				,072
■タ体竿の准件竿の証価	ŦX11Ji	BK(DV))		1,724		2,003	1		2,310			2,330			۷,	201

■各施策の進捗等の評価

- 1 202000000000000000000000000000000000	-> H Ima							
施策名	定量指標		年度	ごとの目	標値		別令指揮の選や団本 証体の損失	=π
			年度	ごとの実	績値		測定指標の選定理由、評価の視点	評
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(水準・目標年度の設定の根拠)	価
(1) 原子力規制	会議等の公開の割	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必	
委員会の組織理	合	100%	100%	100%	100%	100%	要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のため	
念を具体化する		100%	100%	100%	100%	100%	の方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができた	A
規制活動の実践		100%	100%	100%	100%	100%	かを目標とする。	

(原子力規制委員会 R 4 -①)

	ホームページのウェ ブアクセシビリティ の確保	A%	* A* A* A*	A%	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016 年版) に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標	A		
		A%	Α%	Α%	Α%	Α%	でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
(3) 職員の確保	定数に対する実員	_	_	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活	
と育成	数の割合	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	95.1%	用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95%を目標とする。	S
	新規採用者に占め	_	_	_	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定め	
	る女性割合	31.0%	45.5%	34.5%	34.6%	45.7%	る政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすること を目標とする。	A
	研修の年間受講者			2500	2500	2500	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力との	
	延べ人数		_	人	人	人	バランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実	В
		1685	2031	2615	2542	2056	施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目	
		人	人	人	人	人	標とする。	

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do) (3.11 報告第1章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第1節) 年度業務計画 (Plan) I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

(① 独立性・中立性・透明性の確保)

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)
- ullet オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。 $(oldsymbol{\,\mathrm{I}\,})$
- 原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。(I)
- ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- 原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。(I)
- 行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に 向け、調達を実施する。(Ⅲ)
- 原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の 取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(I)
- 情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行	Α	・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方
	動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制		針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論
	委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。		のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規
			律に基づいた行動を執ることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイ
			ルス感染症の拡大を防止するための対策も着実に行った。
1	オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インター	Α	• ハード面では機器性能向上等による事故耐性強化、ソフト面では人員増強や安全文
	ネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。		化(PDCA サイクル)に基づく運用の日常的改善などにより、配信中断は 0 件で実施
			できている。
ゥ	規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公	Α	• 規制に関わる情報は遅延なく適切に開示できた。自動文字起こし結果の公開対象
	開対象を拡充できたか。		の拡充のために必要な機材を調達し、審査グループだけでなく検査グループにも拡
			充することができた。
			• 高経年化の規制の検討に際し、経済産業省と面談していた旨を公開しなかったこと
			が結果的に透明性に不十分な点があったと指摘されたことを踏まえ、原子力推進当
			局との間の透明性をより高める観点から、令和5年1月25日に「原子力規制委員会
			の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正した。
ェ	「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。また、次期シ	Α	• 運用事業者と連携し、「N-ADRES」について安定的に運用を行った。
	ステムの構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。		• 次期システムの構築に向け、調査研究及び調達支援業務を調達し、仕様書の作成、
			意見の招請、入札の公告を実施した。
ォ	資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調	Α	• プロトタイプ作成やデモを通して次期システムの調達計画の説明会を行い、資料に
	達を実施できたか。		固有番号及びメタデータ等を付与する実現可能な仕組みを盛り込んだ調達が実施で
			きた。
			• 次期システムにおいて、公開する資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組
			みの構築に向けた調査研究及び調達支援業務を調達した。
カ	原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公	Α	• 原子力発電所周辺で地震や自然災害が発生した際、Twitter を活用して発電所の状
	開できたか。		況について即日情報発信を行った。(最大インプレッション数:約18.3万)
+	開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開	Α	• 開示期限を超過することなく、担当課室の開示対象文書・不開示情報の特定に
	示情報の特定を適切に行ったか。		ついて、基準に基づいた審査により適切に行っていると確認できた。

(② 外部とのコミュニケーションの充実)

- 記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)
- ・ CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。 特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。 (I)
- 事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)
- 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。	Α	• 報道機関に対して記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を
	また、問合せに適切に回答することができたか。		適切に説明することができた。また、問合せについてはコールセンターを設置し適切
			に回答した。
			• 報道機関からの問合せ、英語版 HP を通した外部からの問合せに対して、適切に情
			報提供した。
			• 国際会議の場において、原子力規制委員会の取り組みについて説明した。

			(原子力規制委員会 R 4 -(1))
1	国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	S	OECD/NEA との共催で1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表されたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を伝え、その内容が同報告に反映された。 国際アドバイザーを招き、ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進セキュリティ事案における情報公開と人員配置及び原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の原子力規制への効果的な活用等の日本の施策に関して意見交換をした。 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見を交換した。 順子力安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見を存扱した。 順子力安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見交換を行った。 アメリカ NRC との対面会議、台湾 AEC とのオンライン会議、G7NSSG、カナダ CNSC との研究協力、日中韓 TRM により海外の知見を収集し、東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の放出に関する規制及び海洋モニタリングについて情報発信した。 第 49 回 INRA 会合を開催し、また、第 50 回 INRA 会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。 第 49 回 INRA 会合を開催し、また、第 50 回 INRA 会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。 第 5 回 原子力発電所事故調査等について情報発信を行った。 ・ アメリカ NRC 委員長、スウェーデン SSM 長官、カナダ CNSC 委員長、フィランド STUK 長官、フランス IRSN 長官とのバイ会談を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故調査等について情報発信を行った。 ・ アメリカ NRC から検査官を招き、検査制度についての知見の収集のサポートを行った。また、火災防護検査について原子力規制庁職員をアメリカ NRC に派遣し、当該検査の知見を収集した。 ・ 日スペイン規制者情報交換会合を開催し、PRA に係る知見を収集した。 ・ 第 2 回処理水規制レビュー準備会合・本会合を開催し、ALPS 処理水に係る情報発
ゥ	CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見 交換を適切に行えたか。	A	信・意見交換を行ったほか、関連文書の翻訳を行いHPにて公表した。 ・ 短時間の CEO との意見交換を計8回(北海道電力(令和4年4月12日)、東北電力(8月17日)、電源開発(8月24日)、中部電力(9月2日)、北陸電力(9月5日)、中国電力(10月24日)、日本原子力発電(12月19日))、九州電力(令和5年2月24日)、通常版の CEO との意見交換を計2回(日本原子力研究開発機構(JAEA)(令和5年2月15日)、関西電力(令和5年3月1日))、CNO との意見交換を計3回(令和4年4月19日、7月20日、12月12日)開催した。 ・ 各社 CEO と意見交換を実施し「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で審議)を取りまとめた。
			・原子力規制委員による現場視察及び地元関係者との意見交換をこれまで以上に実
x	被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。	A	施するために、立地道県と視察の実施に向けて調整を実施している。 ・被規制者向け情報通知文書の発出に際し、電力事業者内で適切に情報が周知されるよう、各電力事業者における送付先を照会・整理し、被規制者向け情報通知文書を発出する原子力規制庁内関係者と情報共有した。 ・発出を促すため、原子力規制庁内関係者に NIN の目的、運用について周知した。 ・令和4年度第1四半期及び第2四半期の被規制者向け情報通知文書発出実績について、令和4年度第 28 回原子力規制委員会(令和4年8月 17 日)及び令和4年度第 44 回原子力規制委員会(10 月 12 日)において報告を受けた。(第3四半期は発出実績がない。令和4年度は計4報を発出した。)
オ	原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。	Α	 原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、令和4年9月30日付け及び令和4年11月20日付で任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会(命和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で令和4年10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。 令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付で炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			・火山部会(令和4年 11 月 18 日)において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監
			視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価しているこ
			とは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。また、同部会で、原
			子力規制庁から、技術情報検討会で共有した姶良カルデラに係る知見を含め、火山
			事象に関する要対応技術情報等が報告され、これらの情報の対応の方向性が妥当
			であることが確認された。
			• 地震・津波部会(令和4年6月23日)において、原子力規制庁から、技術情報検討
			会で共有した Nature Geoscience(令和3年9月)に公表された Pilarczyk らによる千
			葉県の太平洋岸における歴史記録にない津波痕跡に係る知見を含め、地震・津波
			等の事象に関する要対応技術情報等が報告された。また、同部会において、これら
			の情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。
カ	地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応	Α	• 中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性審査の状況に
	じて実行できたか。		ついて、関係自治体の議会全員協議会等に計2回(御前崎市議会全員協議会及び
			浜岡原子力発電所安全等対策協議会)説明した。
			- 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制について、自治体等に計7回(全国原
			子力発電所所在市町村協議会(令和5年1月13日)、原子力発電関係団体協議会
			 (1月17日)、福井県副知事(1月18日)、福井県全員協議会(1月18日)、福井県
			原子力環境安全管理協議会(1月24日)、福井県原子力安全専門委員会(1月31
			日)、原子力発電若狭町環境安全対策協議会(3月10日))に説明した。
			 • 首長、議長からの要望依頼に計9回(鳥取県知事(令和4年4月6日)、御前崎市議
			会議長(4月14日)、島根県知事(5月24日)、愛媛県知事(6月3日)、島根県知事
			(6月15日)、原子力発電対策特別委員会委員長(島根県知事)(8月19日)、原子
			力発電関係道県議会議長協議会(鹿児島県議会議長)(11月14日)、島根県知事
			(11月14日)、神奈川県知事(11月25日))、各種会合に計13回(全国原子力発
			電所所在市町村協議会総会(5月17日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(5
			月 20 日)、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会(5月 20 日)、廃
			 炉に関する安全監視協議会(5月24日)、全国原子力発電所立地市町村議会議長
			 会の定期総会(7月14日)、全国原子力発電所所在市町村協議会 担当者会議(8
			 月3日)、令和 4 年度第1回廃炉安全確保県民会議(9月2日)、原子力発電関係団
			体協議会(10月2日)、全国原子力発電所所在市町村協議会(10月25日)、全国原
			子力発電所立地議会サミット(10月27日・28日)、柏崎刈羽発電所の透明性を確保
			する地域の会 情報共有会議(11月2日)、原子力発電関係道県議会議長協議会
			(11月14日)、原子力発電関係団体協議会(12月20日))対応した。
			• 原子力規制庁内関係者が各案件の進捗を把握できるよう、Garoon で、要望等への
			対応状況をとりまとめた一覧表を共有し、適宜更新した。
(3	 安全文化の育成・維持	1	, and prince and a personal property of the personal property of the personal person

(③ 安全文化の育成·維持)

- 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)
- 組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。(Ⅱ)
- 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(I)
- 事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研	Α	• 新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、
	修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職		1回実施した。
	員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。		• 東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修
			及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。
1	庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につな	Α	• 令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同
	がる取組を検討できたか。		士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行
			った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につな
			げられるよう検討した。
ゥ	計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するととも	Α	• 原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事
	に、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。		業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で 17 の
			原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。
			• 事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換
			を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。
			• 原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者
			の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係る CNO 会議を令和4年
			6月 27 日に企画した。また、警察庁と連携して、昨年度から実施している原子力規
			制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層
			等との連携の醸成・強化を行った。

			JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)と世界核セキュリティ協会 (WINS)共催の「核セキュリティ文化の自己評価に関するワークショップ」における基 調講演(令和5年1月19日)及び原子力事業者に対する講話(令和4年11月16日)を行うことで、原子力事業者の核セキュリティ文化についての理解及び醸成取組 の促進に寄与した。
工	核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。	A	・これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年 10 月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。 ・国がどのように NMAC を実施すべきかについて述べた IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「施設におけるセキュリティを目的とした使用中の核燃料物質の計量と管理」(NSS No25-G)及び IPPAS: NMAC モジュールについての整理を行った。・上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤	業務を支える業務基盤の充実					
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do) (3.11 報告第1章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第2節)							
年度業務計画 (Plan) I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なも							
(① マネジメントシステムの定着)	(① マネジメントシステムの定着)						
• 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、	• 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。(I)						
• 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教記	• 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用など						
の取組を行う。(Ⅱ)							
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況					

マ 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。

- 原子力規制委員会年度業務計画の実行に関して、各課が課等年度業務計画を作成 していることを確認している。
- ・業務の効率化の観点から、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握と政策評価シートを同一様式とした(令和4年度中間評価から施行)。また、中間評価の実施に当たり、課室内でのコミュニケーションを必要な業務の見直しにつなげるよう促した。
- 令和3年度に実施した組織文化に係るアンケート結果の原因分析を行い、「30 代職員の満足度が低いこと」及び「上司(管理職)のマネジメントカ」が課題であると考え、アンケート結果を基に上司・部下が面談を行い、業務を見直す機会を持つようにするとともに、各職員に改めてアンケート結果のフィードバックを行った。
- アンケートについては、具体の改善策の検討につなげられるよう、総合設問と個別設問の相関分析を取り入れる等、アンケート設問の構造を見直した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックを行った。
- アンケート調査と組み合わせて、インタビュー調査を実施した。従来の原子力規制庁 内職員から無作為に選出するものではなく、令和3年度のアンケート結果を基に、全 体平均と比較してポイントが低かった部署を対象に実施した。令和5年3月を目処に、 分析結果を課室毎にフィードバックを行った。
- 原子力規制庁内の課室を超えたコミュニケーション活性化の取組としてサンクスカードを実践した。実施後のアンケートでは「本取組により課室の雰囲気が良くなった」等の肯定的な意見が多く寄せられた。
- 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。
- •過去に発生した要改善事項や是正処置の方法について職員に定期的な周知を行い、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築した。また、これまでの発生原因についてより深く分析するために、専門的な知見を持つ業者による案件の分析を行った。分析結果を基に職員向けの研修教材を作成した。

(② 国際協力の推進)

ィ

- ・ 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。(Ⅱ)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・ 共有する。(I)
- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(Ⅱ)
- IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)

- 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEAに対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善につい	#11.	ルネの足がれた。 ・ 国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧等を管理し、継続的な情報の提供
て体制を確立し、継続的に実施できたか		や必要に応じた対応者の調整を行った。
		・公電にて共有された情報を定期的に共有した。
	Α	・ 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、締約国の国別報告書のレビュ
日本には「一日本には「一日本には「一日本には「一日本には「日本には「日本には「日本には「日本には「日本には「日本には「日本には、「日本には「日本には、「日本には「日本には、「日本には「日本には、「日本には「日本には、日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、日本には、「日本には、日本には、日本には、「日本には、日本には、日本には、日本には、「日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、		一を行った。
		・トルコ、バングラデシュの IRRS に参加した。
	Α	(1)②イと同じ。
報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。		(I) CI CHICO
本	<u> </u>	・ 拠出金の企画立案・実施管理を拠出済みの残高管理も含めて適切かつ柔軟に行っ
続きが適切に行えたか。		た。
オー国際関係について原子力規制原子力規制庁内への情報共有・施策への	Α	・ 海外派遣者、公電等から得られた情報を適切に展開した。
活用ができたか。	'`	・幹部等、関係者に IAEA が提供するウクライナ最新情報を適宜共有した。
カーオンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知り	! A	ENSREG、NHSI、NSSG等の国際会合に出席し、最新の議論内容について情報収集
の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者	· ``	を行った。
への共有・施策への活用を行ったか。		217.7/20
IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公	Α	• IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳について、スケジュールを管理しつつ、
開することができたか。		国際室と他課室と協力して翻訳を進め、適切な時期にHPで公開されるようにした。
カラッとこれ ここころ。 ク 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関	Α	• 国際アドバイザーや放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合から得られた情報・
係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。		指摘事項に対して、国際室と他課室と協力して対応可能か検討した。
ケー改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参	Α	・IAEA の核セキュリティガイダンス委員会(NSGC)会合(令和4年6月 13 日~16 日、11
加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参照		月 29 日~12 月1日)に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及
等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の	•	び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。
核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。		・米国との核セキュリティ作業グループ(NSWG)の枠組みにおいて、オンライン会合(令
		和4年9月 16 日)を開催し、核セキュリティの技術情報に関する議論を行った。さら
		に、令和4年 11 月7日~8日に開催された NSWG 第 11 回会合(東京)に参加し、
		IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する
		核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision5)(NSS No.13)の実施に関する技術情
		報交換として、3つのテーマ(①武力対抗演習(FOF)、②サイバーセキュリティ、③核
		セキュリティ目的の核物質の計量管理(NMAC))における活動計画の詳細について
		確認した。本計画の一環として、サイバーセキュリティに関する技術情報交換(令和
		4年 12 月6日~9日、日本:東京及び日立市)とフォースオンフォース(FOF)演習に
		関する技術情報交換(令和5年1月16日~20日、米国:アルバカーキ)を実施した。
		・IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核セキュリティ基本原則」(NSS No.20)の改訂の
		必要性に関する第2回法律・技術専門家会合(令和4年 12 月 19 日~21 日)に参加
		し、同文書の改訂に関する議論に貢献した。
		・米国との協力に基づく「アジア地域性能評価能力構築ワークショップ」(9月 13 日~15
		日)に参加し、議論に貢献した。
		・改正核物質防護条約の締約国会議(令和4年3月28日~4月1日)に参加し、技術的
		な議論に貢献した。
		・「OECD/NEA 核セキュリティ多国間イニシアティブ」会合(6月 22 日~23 日)における
		原子力規制委員会の発表資料の作成し、会合における議論に貢献した。
		・OECD/NEA による核セキュリティに関する多国間の情報交換枠組み:Framework for
		Understanding Nuclear SECurity challenges and implementation (FUNSEC)設立及び
		その活動内容に係る提案に対して、原子力規制委員会としての対応方針を
		OECD/NEA 事務局に示した。
		・核脅威イニシアティブ(NTI)の核セキュリティ・インデックス 2023 年版(第6版)の調査
		に対応した。
		・内部脅威緩和に関する国際イニシアティブ(INFCIRC/908)の国際作業グループ
		(IWG)の枠組みにおける、内部脅威緩和に関する用語集のレビュー及びコメントの
		提供並びにセキュリティ文化の分科会による調査票の作成などの貢献を行った。
		・IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コ
		ース」(令和4年9月5日~9日)に参加し、内部脅威緩和についての議論に貢献し
		<i>t</i> ₋ 。

П	緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への 共有を行ったか。	A	 原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の権限ある当局の代表者会合に出席し、収集した知見を関係者に共有した。 緊急時の準備と対応に関するIAEA、OECD/NEAの国際会議に出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報を関係者と共有した。
サ	各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	Α	 オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)(令和4年12月)等に出席するとともに、日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。

(③ 管理業務の確実な遂行)

- ・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電 子的管理を推進する。(Ⅱ)
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(I)
- 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(I)
- 情報システムの安定的な運営を行う。(I)

	会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める 定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	А	・ 各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書
,		^	の整理等を実施した。
			・共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理
			を進める等、電子的な文書管理を推進した。
1	 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これら	Α	共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理
-1	を踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するととも	_	を進める等、電子的な文書管理を推進した。また、共有フォルダ上の文書の整理の
	に、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができ		基本方針を踏まえ、先行実施課室における検討、成果を踏まえ、基本的ルールや作
	たか。		※マニュアルを策定すべく作業を進めている。
ゥ	「たか。 「行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業	^	・ 行政文書の管理に関するガイドライン等の改訂を踏まえ、原子力規制委員会行政文
.)	11 政文書官理体系の理解促進、重要性の認識を床の適切な文書官理条	Α	*1] 政义者の官理に関するカイトノイン寺の政訂を踏まえ、原丁刀規制委員会1] 政义書管理規則の改正を行った。また、規定例上の文言の定義や留意事項など技術的・
	務を夫他9句にめの研修寺を週切に夫他したか。 		
			細目的事項について、文書管理業務を行うに当たって、適宜参照することを目的に
			公文書管理課長通知が体系的に整理されたことから、庁内に周知等を行うとともに、
			これらの内容を踏まえ適切に研修等を行った。
I	組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び	Α	・ガイドライン等の改訂を踏まえ、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深
	人員配置等の見直しを行ったか。 		め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料の内容を全面的に改訂し、研修
			等を適切に実施した。
			・中長期的な視点で組織構成の検討を行い、①審査の効率化のための体制及び検
			査体制を強化する。また、②着実な原子力安全規制に対する国民理解の醸成のた -
			めの体制強化、③国際動向を踏まえた最新規制の取り入れに係る調査研究のため
			の体制強化に必要な機構定員を要求している。
オ	情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感	S	• 運用事業者と連携して情報システムの安定的な運営を実現するとともに、情報シス
	染症の影響下においても変化に適切に対応し、原子力規制庁内業務の		テムを用いて安定的な在宅勤務を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症
	確実な遂行に寄与したか。		の影響下においても変化に適切に対応し、業務の確実な遂行に寄与した。
			• 第4次行政 LAN システムの調達に向けて、デジタル庁及び関係部署と連携しなが
			ら、調査研究を開始しており、当初想定よりも大幅に前倒しで作業を実施できた。
カ	予算の適切な執行管理を行えたか。	S	• 全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた
			適切な執行管理を行った。
			• 歳入、支出、執行管理に係る手続きの見直しによる事務処理時間の短縮、文房具等
			の再利用による経費の節減等、各種の業務合理化・効率化策を推し進めた。
			• 会計検査院の令和3年度決算検査報告においても原子力規制委員会・原子力規制
			- 庁に係る指摘事項はなかった。

(④ 訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や 事務作業の効率化・見直しを図っていく。(I)
- 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等 を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(1)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構	Α	• 業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行うとともに、公判に提出する準備書面の検
	築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。		討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。

1	訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができ	Α	• 法務部門や原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必
	たか。		要な有効な調査を実施することができた。今後も、法務部門や原子力規制庁内関係
			部署との連携強化を進めていく。
ゥ	長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等	Α	• 法令審査や法令相談を通じ、関係課室が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施
	の立案・運用を着実に支援できたか。		等を適切に行えるよう支援した。規則5件、告示4件等、法令審査を行った。法令相
			談については案件に応じて適切に対応した。(処理件数約40件)
ェ	必要に応じて法令立案等に係るマニュアル等の作成・見直しを行うことが	Α	• 意見公募手続マニュアルを令和4年7月及び 12 月に更新した。
	できたか。		

施策名	(3) 職員の確保と育成				
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)	価	A		
年度業務計画 (Plan)	Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く	挑戦的な	: 80		

(① 高い倫理観の保持)

- 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる 職員への指導監督を行う。(I)
- ・職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。(Ⅱ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる	Α	• 国家公務員法第 7 節の規程等の服務規律及び公務員倫理に関する新規採用職員
	各種ワークライフバランス関連施策の達成度合(男性育休(2025年までに		及び中途採用職員向け研修を実施した。また、原子力規制庁内へ向けて服務規律
	30%)等)等から、効果を確認できたか。		等に関するメッセージを8回発出した(原子力規制庁長官からの不定期なメッセージ
			を含む)。原子力規制庁内職員を対象として、国家公務員倫理月間及びハラスメント
			防止週間に、国家公務員倫理研修及びハラスメント防止研修(いずれも e-ラーニン
			グ)を実施した。
			• 令和4年1月1日以降に生まれた子を持つ男性職員 18 人のうち、78%(14 人)が育
			児休業を取得した(令和4年 12 月 31 日時点)。
1	全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となるこ	Α	・令和4年12月末時点において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっ
	とを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施し		ている職員が 29 人であった。また、内部マネジメント会議等において超過勤務の状
	<i>t</i> ニか。		況を共有し、対策を話し合った。上限を超えた超過勤務を命ずる必要のある職員に
			対して、健康上の配慮の計画を講じていることを確認した。さらに、令和5年1月から
			月に1回、定時退庁を促す原子力規制庁内巡回を行った。
ゥ	ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応	Α	• 令和4年6月~7月に原子力規制庁内職員を対象とした e-ラーニングにより、ワーク
	じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークラ		ライフバランスに関する制度について説明を実施し、あわせて、世代別ニーズ把握の
	イフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。		ための調査を行った。
			•新行政 LAN システム移行によりテレワークが多様な働き方の一つとして定着しつつ
			あることなどに伴い、対象者・勤務場所の拡大、テレワーク手続きの簡素化、勤務時
			間の柔軟化を行うため、令和4年6月2日に「原子力規制委員会テレワーク実施要
			領」を改正した。

(② 原子力規制人材の確保)

- 人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。(I)
- 原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の 実績を適切に把握する。(I)
- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ァ	行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材	Α	• 原子力規制人材育成事業の実績を把握するため、事業責任者向け及び学生向けの
	育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握した		アンケートを実施し、本事業の有用性や効果の把握を行った。
	か。		
1	職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女	Α	• 内閣人事局主催の新任管理者向けメンタルヘルス・ハラスメント防止講習(e-ラーニ
	共同参画の機会の増進を図ったか。		ング) や、人事院主催の原子力規制庁内職員向け妊娠・出産・育児・介護と仕事の
			両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を受講させ、職員の多様性への配慮の
			推進を図った。

(③ 原子力規制人材の育成)

- 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- 平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理のさらなる推進を図る。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。(I)
- 令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。(皿)
- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。(Ⅱ)
- 引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に活用するためのデータベースを構築する。(I)

- 令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージについて、説明会を夏の人事異動期前にも実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう努める。(I)
- ・ 人事評価において、上司に加え、同僚や部下からも評価を受ける360度評価を試行する。(Ⅱ)
- 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(Ⅱ)
- 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や JAEA 安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の推進を図る。(I)
- 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職	Α	• 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、先方の国際機関にも配慮しながら、令
	員を派遣したか。		和4年度は、IAEA 等の国際機関等に9名(令和3年度8名)を派遣している。
1	国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。	Α	• 上述アの国際機関等への派遣に加え、あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国
			際会議に参加させることで人材育成を図っている。
ゥ	規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育	Α	• 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、令和4年度は新
	訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。		たに9人に集中型教育訓練課程を受講させる等、のべ 171 名の職員に任用資格を
			付与した。
ェ	令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティ	Α	・ 令和4年度から申告制度等の8件の研修でアクティブラーニングを取り入れた。
	ブラーニングを取り入れたか。		
オ	講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施した	Α	• 講師のアクティブラーニング指導力向上のための e-ラーニングによる研修を導入、
	か。		通年受講できるよう整備し、29人が受講した。
カ		Α	• 4月から8月にかけて力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の
	行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。		第1期試運用を実施、アンケート結果を取りまとめた。アンケートの結果、定量的な
			評価を実施しづらく、業務によって力量管理の設定の粒度が異なる等の意見があっ
			たことを踏まえ、業務マニュアルがしっかり整備されている業務に絞って令和5年度
			より第2期試運用を行い、令和5年度中の本格運用を目指す。令和5年度からの本
			格運用に向けて、人事管理システムによる運用を検討した。
+	□ □分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。	Α	・ 研修計画に基づき分散型訓練生のための講義の中継及び録画配信を開始、37 講
•			義を実施した。
ク	└── │年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じ	Α	・希望調査書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評
	ているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を	, ,	価を人事管理システムに登録し、その情報を活用しながら任用を行った。
	任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。		年度当初には想定していなかったが、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人
	Emile Silvery Green, And Children		事上の配慮が行われることを確実にするためにキャリアコンサルティング構想の運
			用を開始した。
			・ さらに、人事異動時の配慮として、職員に対し、異動先での業務内容や職員への期
			待などについてワンボイスで伝わる取組を開始した。
ヶ	説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得ら	Α	• 令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージに関する説明会については令和
,	れるよう工夫したか。	, ,	4年3月までに実施し、計34人が参加した。
			さらに、令和4年9月に設定した研究職のキャリアパスイメージについて、令和5年2
			月に説明会を行い、計46人が参加した。周知の際には、複数の方法を用い、多くの
			参加者が得られるように工夫した。
٦	360 度評価を試行できたか。	S	
			を行い、全職員(回答率 100%)が回答した。評価結果を被評価者にフィードバック
			し、自らの気づきを促すとともに、導入に向けて課題を整理した。
+	原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース	Α	• Garoon 上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズ
	化し、課題の改善につなげることができたか。	'`	の緊急性、優先度を考慮しつつ本庁関係課室と連携し課題解決を図っている。具体
			的には、女川原子力規制事務所におけるオフサイトセンター周辺の宿舎の設置要
			望、玄海原子力規制事務所におけるオフサイトセンターの警備員配置に係る要望等
			について対応を行った。
シ	 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の推進ができた	Α	・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、令和4年度から実施することが
	か。	'`	計画されていた7件を含む 17 件の共同研究(大学 12 件、JAEA 等5件(重複含む))
	-		を実施した。また、5件の共同研究において協力研究員として 10 名の職員を派遣し
			t.
			・研究系職員の能力向上を目的に、JAEA 安全研究センターに2名の職員が出向し、
			令和4年9月 22 日に博士号を取得した。また、これ以外にも大学にて1名が博士号
			を取得した。
ス	 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行った	Α	安全研究の品質向上のため、外部の研修プログラムを利用した研究倫理に係る e-
- \	か。	``	ラーニング研修を企画し、実施した。
	1 V	1	

(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する (2)規制行政を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成 評価・分析 制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模とトを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定となお、1F10年イベント後に0ECD/NEAのホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見できた。その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係におい、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開た。 を支える業務基盤の充実でネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケート	A (S評価:3、A評価:20) - A (S評価:1、A評価:1、A評価:1、B評価:1、A評価:1、A評価:1、A評価:1、B評価: 及年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性
(2)規制行政を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成 評価・分析 制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10 年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模シトを成功に導き、次の10 年に向けて取り組むべき課題を特定。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を支え、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係になる、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開まる。 を支える業務基盤の充実 アネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケート	規制活動の実践 A (S評価:1、A 評価:16) A 評価:2 A (S評価:3、A 評価:20) - A (S評価:1、A 評価:17) S評価:1、A 評価:1、B評価 次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性
(3)職員の確保と育成 評価・分析 制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模シトを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定。なお、1F10年イベント後に0ECD/NEAのホームページに発表れたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見なる。その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係になる、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きる。 を支える業務基盤の充実 なジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの	A (S評価:1、A評価:17) S評価:1、A評価:1、B評価 次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性
(3)職員の確保と育成 評価・分析 制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模シトを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定。なお、1F10年イベント後に0ECD/NEAのホームページに発表れたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見なる。その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係になる、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きる。 を支える業務基盤の充実 なジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの	A (S評価:1、A評価:17) S評価:1、A評価:1、B評価 次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性
評価・分析 制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模といわを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定と、なお、1F10年イベント後にOECD/NEAのホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見では、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係には、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きた。 を支える業務基盤の充実 をするまな業務基盤の充実 をするまます。 本の大きについては、以下の特筆すべき改善を行ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。	次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性 0年 イベント成果の原子力規制庁内展開を図る。 (ベ し ささ と伝 が規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニーケーションの課題について改善策を検討する。
制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 OECD/NEA との共催で1F10年イベントを開催し、1F事故後1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模・トを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定。なお、1F10年イベント後に0ECD/NEAのホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見では、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係には、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規議会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開こ。 を支える業務基盤の充実 アネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの	0年 イベント成果の原子力規制庁内展開を図る。 (ベ しまさ 被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹 し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニーケーションの課題について改善策を検討する。
OECD/NEA との共催で 1F10 年イベントを開催し、 1F 事故後 1間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模とトを成功に導き、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定。 なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見でき、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係になる、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きる表表を表表となる業務基盤の充実である。 を支える業務基盤の充実である。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。	(ベ しまさき) 被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 おった ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模・ いトを成功に導き、次の10年に向けて取り組むべき課題を特定 こ。なお、1F10年イベント後に0ECD/NEAのホームページに発表 れたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見で は、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係にお 、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規 との業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開 と を支える業務基盤の充実 アネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	(ベ しまさき) 被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 おった ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
・トを成功に導き、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定。 なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表したイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見をした。 その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係におい、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開き、 を支える業務基盤の充実で、ネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケート	はされていて、「原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹めし、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニーケーションの課題について改善策を検討する。
こ。なお、1F10年イベント後に 0ECD/NEA のホームページに発表れたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見ない。その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係にない、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きる。 を支える業務基盤の充実でネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケート	被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹此し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
れたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見でき、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係におい、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開きまる。 を支える業務基盤の充実 アネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹出し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
は、その内容が同報告に反映された。 原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係におい、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規 会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開 を支える業務基盤の充実 なジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価してS評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係にいて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係にお 、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規 会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開 を支える業務基盤の充実 ながメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間 価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	制委 いて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹 出し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活 用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニ ニケーションの課題について改善策を検討する。
て、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規 は会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開 を支える業務基盤の充実 マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間 価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	制委 いて、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹 出し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活 用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニ ニケーションの課題について改善策を検討する。
会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開 を支える業務基盤の充実 マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間 価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	かし し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。 ・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニケーションの課題について改善策を検討する。
を支える業務基盤の充実 マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間 価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
を支える業務基盤の充実 マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行 ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間 価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
ことを評価して S 評価とした。 年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミニニケーションの課題について改善策を検討する。
価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する 合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取 れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	ニケーションの課題について改善策を検討する。 5総
組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	5総
合設問と具体の取組について問う個別設問を設け、相関分析を取れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	
れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	
従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケー	
結果について課室毎に整理をし、課題の把握や具体の改善につな	げら
れるように工夫した。	
次期行政 LAN システムの構築について、デジタル庁等との連携に	ኔより
女府全体の情報システムに係るスケジュール感を把握したことで、当	初目
票よりも早期に計画立案ができたため、目標を超過して達成する見る	∆ A
なった。	
5 算の執行管理等に係る以下の取組を行い、業務の合理化・効率化	co l
見点から特筆すべき改善を行った。	
歳入、支出、執行管理の各段階に係る手続きを見直し、マクロ化に	よる
	· -
ft=。	備を進める。
	今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資
組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組し	
まして組織構成等を見なおすことを新たに中期目標に掲げた。	果も踏まえ、適切な機構・定員要求を通じ、中長期的な視点で、将来の業務の必要
	に応じた資源配分の見直しを行う。
	・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介詞
	と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。
	こに手の内立のこう。プライン・プランバーはも形成と行る。アインでは、大阪には、ので
	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員
3.様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に3	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員
	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員 に対しているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職
ご活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員 に対しているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職
	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員 言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職に掲 職員と定期に1on1ミーティングを行う。
ご活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員 に対しているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職
ご活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標	・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員 言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職に掲 職員と定期に1on1ミーティングを行う。
女票 ラ見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	府全体の情報システムに係るスケジュール感を把握したことで、当よりも早期に計画立案ができたため、目標を超過して達成する見ななった。 算の執行管理等に係る以下の取組を行い、業務の合理化・効率化点から特筆すべき改善を行った。 歳入、支出、執行管理の各段階に係る手続きを見直し、マクロ化にデータ入力の効率化等の必要な改善策を講じることで、事務処理の各理な合理化・効率化を実現した。全庁の使用していない文房具等を集約したリサイクルコーナーを設し、文房具等の再利用を促進することで、前年度より300万円程度費削減を実現した。 令和6年に IPPAS ミッションを受け入れることを新たに中期目標にた。

(3)職	員の	確保と育成	
		新卒採用の採用活動において、他省との合同での説明会の実施、就	
		活 web サイトでの積極的な広報、女性向けインターンシップの開催等を実	
		施した。また、中途採用の採用活動において、公募ポスターの掲示や立	
		地自治体の広報誌や関係学会への募集広告等を実施した。これらの取	
定量	s	組により、来年度の採用は、新卒採用として40名、中途採用として33名	
		を見込んでいる。これら採用者を増強したことにより、令和4年度末の退	
		職者を加味しても、令和5年4月時点での定数に対する実員数の割合は、	
		95.1%となる見込みであり目標を達成できた。この目標は長年実現できな	
		かったものであり、困難度の高いものであるため「S」とした。	
		年間の研修受講者の延べ人数は約 2,000 人だった。目標設定時には、	令和5年度の目標設定にあたっては、設定方法を再検討する。
定量	В	第5期集中型訓練生の人数を、第4期集中型訓練生と同等の 15 名程度	
た里	Ь	と想定していたが、9 名となったこと(集中型訓練生の講義は約 70)、他の	
		研修で大幅な参加者の増加も見込めず、2,500人は達成できなかった。	
		年度当初は、人事課のみを対象として 360 度評価の試運用を行う予定	
		であった。その後、全管理職及び管理職的立場にある職員すべてを対象	
		に拡大して試行した。これらの評価結果を着実に対象者にフィードバック	
3⊐	S	するとともに、本評価における今後の課題も整理し、次年度の本格運用に	
		向けた対応が行えた。本評価は、ノウハウや実施方法の知見の不足によ	
		り長年の課題であり、これを全庁的に初めて実施できたことから「S」とし	
		<i>t</i> =.	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 5 年 7 月 21 日)
	令和5年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日))
使用した資料その他の情報	令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	長官官房
	吉野 亜文 総務課長、竹内 淳 監査・業務改善統括調整官、中桐 裕子 広報室長、船田 晃代 国際室長、足立 敏通 情報システム
	室長、田口 達也 人事課長、小林 雅彦 参事官(会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当)
	技術基盤グループ
	遠山 眞 技術基盤課長
	放射線防護グループ
	新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)
	原子力規制部
	黒川 陽一郎 原子力規制企画課長
	原子力安全人材育成センター
	竹本 亮 原子力安全人材育成センター副所長

	△和4左座	原でも担制 舌号 今	* 数計画の法	+ 44 × 17 ×	∧=u/≖	ひょくいん	左曲の	を 金の	- -	- / xk-55 =3	(J= +)		計価夫	- 1 201	20.	25 7	-0/1/	
		原子力規制委員会					(年度の)							-n cm _				
16.65.50	2. 原子刀丸	見制の厳正かつ適 [・]]な実施と技	術基盤(の強化	,		施策に		内閣の重		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 20						
施策名										里呂と改り	単の基と	卜力	£† 20)22				
			11					(施政方針	演説等の	うち主なもの)								
		等規制法に係る規制 											委員会					
施策の概要		究の推進と規制基準		唐						の考え			制委員会				る衆議	
		子炉等規制法の着質						方・根拠院附帯決議及び参議院附										
		動の継続的な改善及		リニーズ	への対	応					経済	f財政i	運営と改	革の基本	卜方針 2022			
	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施																	
	・法定の	審査及び検査を厳I	かつ適切に	実施する	ことに	より、ま	見制対象	の施設	におし	て、安全	全上重	大な事	象を発生	させな	い。	核七	2キュリ	
	ティ及び	保障措置に係る目	票は3. を参照	₹)														
	• 事業者(こよる安全性向上評	価の確認や、	審査や	検査な	どにお	ける事業	き者との	コミュ	ニケーシ	ョンを	通じ、	事業者の	自主的	取組	を促	進させ	
	る。																	
	• 原子力抗	施設のトラブルに関	、原因究明、	再発防.	止策の	評価等	の対応	を厳正	かつ遃	切に行	5.							
	(2)安全研究	究の推進と規制基準	の継続的改善	善														
	• 2. (4)1	こ掲げる規制上の認	題を踏まえた	安全研	究を行	い、最	新の科学	竺的∙技	術的失	1見を蓄	債する	。また	国際共	司研究	を積	極的	に活用	
	する。																	
	• 国内外(の最新知見を収集し	安全上重要	なものを	E、適時	,規制	基準に	支映する	5.									
	• 新規制	基準適合性審査に。	り得られた経	験等をも	もとに、	規制基	準等に	ついて、	具体	化や明確	化を図	図る。						
	(3)改正原-	子炉等規制法の着質	な施行															
達成すべき目標(アウトカム)	• 原子力規	規制検査について、	円滑な立ち上	げと早期	月の定剤	着を図	ノ、検査(の効果な	及び対	率を向」	Lさせ ²	5 .						
	• 事業者(こおける品質管理体	制等を強化す	るために	こ改正	した各	種許認可	「制度を	円滑	こ施行し	、厳正	かつ通	切に運用	目する。				
	(4)規制活動	動の継続的な改善及	び新たな規制	リニーズ	への対	応												
	• 原子力抗	施設の審査状況・課	題の明確化を	図る。														
	・バックフ	イット制度について	これまでの	実績を踏	まえ、	円滑か	いつ効果	的に制	度が過	軍用でき	るよう	、改善	点を抽出	し、制度	きの	本系	化を図	
	る。																	
	・ 審査・検	査における合理性	客観性を向上	させるか	ため、リ	ノスク情	報を活月	用する手	法等	の検討・	準備を	進め、	可能な分	野から	リス	ク情	報の活	
	用を進め	かる 。																
	・ リスク情	報を活用したグレー	デッドアプロ-	-チの積	極的な	適用	こより、妄	全上の	重要	度に応じ	て規制	リ要件を	ばどを見ば	す。				
	• 廃止措置	置が安全・確実に進	かられること、	また、進	められ	ている	ことを審	査、検	査等に	よって研	望認し	ていく。						
	• 事業者(こおいて様々な放射	能レベル・核	種の廃す	棄物の	処理・	処分やク	リアラン	ノスを	円滑に進	めるこ	ことがて	きるよう	、規制-	Lの	対応	を進め	
	る。特に	、ウラン廃棄物の処	分については	、実効的	内な基準	準等を	整備する	00										
	・ IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。																	
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること																	
施策の予算額・執行額等		区分	平 成 30	年 度	令 利	1 元	年 度	令 和	0 2	年 度	令	和	3 年 度	令	和	4	年 度	
	予算の	当初予算(a)		9,144			9,079			9,798		-	9,49	1			9,516	
	状況	補正予算(b)		209			145			0			()			(
	(百万円)	繰越し等(c)		▲130			▲265			128			53	3			▲ 33	
		合計(a+b+c)		9,224			8,958			9,926			10,03	2			9,483	
	執行額	類(百万円)		7,919			7,426			8,109			8,39	3			7,713	
					<u> </u>			<u> </u>										

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標		年度	ごとの目	標値		測定指標の選定理由、評価の視点	評
			年度	ごとの実	績値		例と担保の選定理由、計画の代点 (水準・目標年度の設定の根拠)	価
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(小学・日保牛及の設定の依拠)	ТШ
(1) 原子炉等規	原子力災害対策特	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講	
制法に係る規制	別措置法第 10 条						ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策	Α
の実施	による通報件数	0	0	0	0	0	特別措置法第 10 条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による	
	原子力災害対策特	0	0	0	0	0	影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する	
	別措置法第 15 条		•		_		必要がある段階のもの。同法第 15 条による通報とは、原子力施設において	Α
	による通報件数	0	0	0	0	0	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な	
	公衆の被ばく、環境	0	0	0	0	0	防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放	
	の汚染のおそれが	0	U	U	U	U	射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすること	
	ある放射性物質の	0	0	0	0	0	を目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原	Α
	放出の件数	0	J	J	0	J	子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	

施策名

施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

(3.11 報告第2章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第2章第1節)

評

価

年度業務計画(Plan)

I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

- 申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実 施する。(I)
- 審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。(II)
- 法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)
- 対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(皿)

• 事	事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者と <i>0</i>)コミュ:	ニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)					
• 芰	安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。(Ⅱ)							
	な燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の		設ける。(I)					
• 事		1						
		評価						
事	ない・ラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する定性指標(評価の視点) 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。	o。(I) 評価 A	施策の進捗状況 ・審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。 ・業務平準化のため兼用キャスク等の担当を変更したことに伴い審査チームの体制を見直すなど、人事異動、各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。 ・ 新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。 ・ 現在、新規制基準適合性に係る設置変更許可審査中の常陽については、原子力規制委員会及び申請者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。具体的には、原子力規制委員会における今後の審査の進め方の議論を踏まえて審査を進め、取りまとめに際しては、申請者に対して基本設計の成立性を示すエピデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容の「まとめ資料」の作成を指した。提出を受けた資料の内容を確認して、基準適合性の判断観点で必要な指摘を審査会合で行っている。 ・審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、公会で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施している。これらの活動は今後も継続的に実施する。・審査会合後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。 ・農体的には、日本原燃再処理施設については、原子力規制委員会で了承した審査の進め方に基づき審査を行い、担当者間のみならず、指定職、安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じた。これらを踏まえて、設工部の審査ととから、公開の審査会合において、審査を回申請に対象を強めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。第2回申請の審査を行っている。 ・ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取ら電力がようとから、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るため、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図る方がの議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核					
			を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性番食業務についてまとのた「核 燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP					
			• このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規					
			制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成					
			した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。これらも踏まえて、申					
			請案件を処分した。					

- 審査会合前に、論点ごとの指摘事項を明確化した上で担当指定職及び担当原子力 規制委員会委員と議論を行い、審査会合の効率的な運営を行った。
- ・地震・津波等に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可申請等の審査について、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に審査を実施した。また、2つのグループで分担して審査を進めていたが、より効果的に審査を進めるため、3つのグループに再編成を行い、これに伴い1名の上席安全審査官を増員配置した。また、グループ間で考え方の差違が生じないように原則週1回以上のペースで地震・津波研究部門も含めて審査部門内において審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。
- ・標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議について、施設ごとの立地特性を踏まえ、必要に応じて追加の検討を求めるなど厳正かつ適切に審議を行った。リサイクル燃料貯蔵燃料備蓄センター(以下「RFS」という。)について、令和5年2月8日に事業変更許可を行った。また、川内原子力発電所及び玄海原子力発電所を除き、追加する検討用地震動に係る審査を概ね終了した。
- ・これまでの審査の中で実施してきた原子力発電所等の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る現地調査において、帯磁率データの有用性と重要性が確認されてきたが、審査官が必要に応じて、現場で自ら当該データを確認することができるように、携帯型帯磁率計2台を備品として購入し、使用に供する準備を整えた。

<原子力発電所の設置変更許可>

• 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(特定重大事故等対処施設)について、設置変更 許可を行った(令和4年8月17日)。

<長期化した審査への対応>

- ・ 北陸電力志賀原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査のうち、第 1064 回審査会合(令和4年7月29日)及び第1073 回審査会合(9月16日)において、敷地内断層の活動性評価、福浦断層の評価について説明を受け、10月13~14日に現地調査を行った。
- ・中部電力浜岡原子力発電所の震源を特定して策定する地震動に係る審査について、第 1041 回審査会合(令和4年4月 15 日)において、概ね妥当な検討がなされたと評価した。令和4年 11 月 14 日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議する旨伝えた。
- 北海道電力泊発電所の震源を特定せず策定する地震動に係る審査について、第 1084 回審査会合(令和4年 10 月 21 日)において、概ね妥当な評価がなされたと評価し、基準地震動策定に係る審査に移った。

設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。

1

- 各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当原子力規制委員会委員及び新基準適合性 審査チーム長と議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論 及び指摘が実施でき、効果的な審査に資した。
- 新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止 し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れ を受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項 との対応表等を活用した審査を進めている。(再掲)
- 過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査 事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を 整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。そ の結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2 ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができ た。
- 審査漏れの防止や、地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を元に、JAEA 高温工学試験研究炉(HTTR)(令和2年6月3日許可)、RFS(令和2年11月11日許可)及び中国電力島根原子力発電所2号

炉の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。 • 審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘 事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者 の自主的取組を促進させた。 • それぞれの審査項目について、次回審査会合に向けたヒアリングの回数を 3 回以内 に収めることができた。 審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者 • 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。 に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュア • 新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの ルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内 利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。 容を確実に周知したか。 • 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用の審査業務マニュアルの更新に向け、必要 な準備作業を進めた。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後 も継続的に実施する。 • ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務に ついてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4 年7月に改訂し、HP 公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料 物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を 行った。 • 建築 土木 津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月~3月にかけて 実施できるように準備を進めている。 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、 I ・北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査にお 残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共 いては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プ 有するための取組を一層進めることができたか。 ロセスの改善の工夫を講じた。 • 具体的には、新規制基準適合性に係る審査会合において、新基準適合性チームか らの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を行っ • また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業 スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査 会合については、下期には月2回程度開催することにより、最新の作業状況を確認 し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。 • まとめ資料の確認についても、課題等がある場合には、事業者との認識の共有の充 実を図るための審査会合を概ね月に1回程度開催した。 • 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するように、「電力 会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方(令 和4年9月7日原子力規制委員会了承)」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実 に進めた。 • 常陽の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査については、審査会合におい て、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最 後に相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状 況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場 合は、都度指摘を行った。審査会合については、下期に計9回開催することによっ て、申請者の作業状況及び課題を確認するとともに、申請者との認識の共有の充実 • 審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、共通認識を図 るため、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了 後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、審査会合で審査チームから指摘した 内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施した。 • 審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項 を共有し、担当原子力規制委員会委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。 これに限らず適時、原子力規制委員会委員・幹部への情報共有や議論を行った。 • 安全規制管理官が審査担当と密にコミュニケーションをとり、審査上の課題を早期に 発見することで改善策を速やかに提示し、常に審査が適切に進むようマネジメントを 行った。

I		I	(原子力規制委員会 R 4 -(2))
			過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲)
			• 審査会合における指摘事項については、全事業者を対象に、審査会合の最後にま とめを行った。特に泊発電所における審査については、その場で文書化し、より確実 な認識共有を図った。
オ	原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。	A	 原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。 第1四半期において6件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において11件(うち核物質防護事案4件)並びに第3四半期において7件(うち核物質防護事案3件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。
カ	東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。	A	 東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームを令和3年4月22日に設置し、現在、フェーズIIの追加検査を実施している。 検査の状況については、令和4年度第3回、第5回、第12回、第19回、第26回及び第33回原子力規制委員会(令和4年4月13日、4月20日、5月25日、6月29日、7月27日及び8月31日)において状況の報告を受けた。また、令和4年度第7回原子力規制委員会(令和4年4月27日)において中間とりまとめの報告を受けるとともに、その後の検査の進め方について了承した。 令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)で、今後の追加検査の方針について了承し、同方針に基づき、検査を実施しており、令和4年度第43回、第52回、第60回、第68回、第76回及び第81回原子力規制委員会(令和4年10月5日、11月16日、12月21日、令和5年2月1日、2月24日及び3月8日)において状況の報告を受けた。なお、令和4年度第81回原子力規制委員会にて、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、改善する仕組の運用状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していく旨報告を受けた。 原子力規制委員会委員長及び委員全員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を行う方針としており、令和4年12月2日に伴委員及び杉山委員、令和5年1月28日に山中委員長、2月17日に田中委員及び石渡委員が、現地調査を行った。
+	事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。	A	 令和4年度において、関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉、大飯発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉から提出された安全性向上評価届出書について、特重施設を含めた PRA 評価等の内容を確認し、その結果を取りまとめた。 過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲) 令和4年度第2回原子力規制委員会(令和4年4月12日)以降、電力事業者の経営層との意見交換を実施し、今後の審査の進め方に関する要望について聴取した。その結果を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会(9月7日)において、新規制基準適合性審査に係る審査の進め方について報告され、できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示、現地確認の機会の増加、基準や審査ガイドの内容の明確化など、審査の改善を図った。(再掲) 審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。(再掲)

		l	(原子刀規制委員会 R 4 -②)
			に、9月30日及び11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。(再掲) ・ 令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付で炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。(再掲)
þ	安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。	A	 安全性向上評価届出制度について、第14回 CNO 意見交換会(令和4年4月19日)において関西電力と意見交換を行うとともに、九州電力(4月11日)、関西電力(5月18日)、原子カエネルギー協議会(ATENA)(8月18日、9月15日)との面談を実施し、事業者からの提案をヒアリングした。第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月8日)で、四国電力の安全性向上評価届などの実施状況について聴取した。また、11月22日付で炉安審・燃安審の調査審議事項を改正し、安全性向上評価届出制度に係る改善提案を、炉安審・燃安審で調査審議し、令和5年度以降に原子力規制委員会で報告を受けることとなった。 安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、令和3年度に実施した面談を踏まえ、ガイド改正案の検討を進めた。同改正案については、意見公募を実施したのち、
ケ	使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。	A	その結果を踏まえ、年度内に改正作業を完了した。 核燃料物質の使用者が抱える懸案事項及び相談事項について、全事業者(約 200 事業者)を対象に令和4年度初めてアンケートを実施し、その内容を踏まえて、使用者の懸案事項等の解決に資するため、核燃料物質使用者との意見交換会を実施した。 使用者からの質問等について適切に対応してきた。なお、政令 41 条非該当使用者等の制度等に係る理解促進のための説明会については、現在検討中の「放射線測定器の信頼性確認」の結果を踏まえて、令和5年4月以降に実施する予定。
П	事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。	A	「原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 〇令和4年3月30日に発生した「高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告については、関西電力からの報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルの対応方針(以下「対応方針」という。)Bで対応する旨の報告を受け、その後、関西電力との面談や令和4年5月23日の公開会合等を通じて確認するとともに、第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)において、令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。 〇令和4年7月8日に発生した「高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告についても上述と同様に、第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)

	において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、令和4年度第 53 回及び第 55
	回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日及び令和4年 11 月 30 日)において、
	令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評
	価の報告を受けた。
()会和5年1日30日に発生した高近4号機の原子炉自動停止の法会報告事象につ

- ○令和5年1月30日に発生した高浜4号機の原子炉自動停止の法令報告事象については、令和4年度第71回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において対応方針Aで対応する旨の報告を受け、関西電力との面談や公開会合(令和5年3月7日、3月14日)等を通じて確認を進めるとともに、令和4年度第83回原子力規制委員会(令和5年3月22日)において、法令報告事象の評価及び原子力規制検査の結果の報告を受けた。本件については、検査グループとして被規制者向け情報通知文書を発出する予定で準備中。
- 〇令和3年 10 月 12 日の東芝マテリアルからの「核燃料物質使用施設における核燃料物質の管理区域外への漏えいについて」の法令報告(対応方針 C)については、事業者等の原因究明、再発防止対策等が妥当である旨、令和4年度第 12 回原子力規制委員会(令和4年5月 25 日)で報告を受けた。
- 〇令和4年7月8日に日本原燃再処理施設で発生した「高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失について」の法令報告については、令和4年度第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、その後、事業者との面談や令和4年9月27日の公開会合を通じて確認を進め、令和4年度第45回原子力規制委員会(令和4年10月19日)において事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受け、その際に指示した時定数の短い事象に係るヒューマンエラー防止対策の確認状況について令和4年度第59回原子力規制委員会(令和4年12月21日)で報告を受けた。

施策名	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	評	
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第2章第2節)	価	A

年度業務計画(Plan)

1: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

- (① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)
- 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。(I)
- 国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。(I)
- 安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。(I)

- 11	12.11.70 (-)		
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	最新知見を収集し分析することができたか。	Α	・最新の科学的・技術的知見に対する収集・分析活動として、19 件の最新知見に関す
			る議論を行うとともに、3件の「要対応技術情報(案)」を抽出し、技術情報検討会にて
			検討した。
1	国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して	S	• 令和5年3月までに発表された国内外の自然事象に関する新たな知見から、規制基
	情報収集・分析を実施したか。		準への影響や審査対応の要否を検討し、「技術基盤グループ最新知見等の反映プ
			ログラム」の情報シートとしてとりまとめ、技術情報検討会において従来を上回る 18
			件のスクリーニング状況を検討し、そのうち以下の3件について詳細を検討した。
			• 「高分解能な 3 次元地震波速度構造解析による姶良カルデラ下のイメージング(為
			栗ら、火山、2022)」について、第53回技術情報検討会(令和4年5月26日)で検討
			し、本知見を事業者に周知することとした。
			• 「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案、NRA 技術報告(令和4年7月)」及
			びこれまでに公表した NRA 技術報告の成果を踏まえ「津波波圧評価に係る確認事
			項」を策定し、「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映すべき知見かど
			うかを整理した。その内容について、技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見
			交換を行い、第 54 回技術情報検討会(令和4年7月 28 日)にて検討した。また、そ
			の改定ガイド案に係る任意の意見募集を行い、第64回原子力規制委員会(令和5
			年1月 18 日)において決定し、同日に施行した。
			• 「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響(杉
			野ら、日本地震工学会論文集、2022)」について、第 55 回技術情報検討会(令和4年
			9月 29 日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。
			・国内外で発生した自然事象のうち、特に原子力規制委員会から指示をした以下の2
			件について、事象の原因や被害の状況等の調査・整理を行い、技術情報検討会に

			報告した。 ・「北海道山越郡長万部町で確認された水柱」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月 30 日)に報告した。 ・「2021 年 12 月に米国で発生した竜巻の調査結果」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月 30 日)に報告した。
			JpGU Meeting 2022、日本地質学会学術大会、山口大学地質講習会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を関係者へ共有した。 審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録しており、それに基づき安全研究が進められている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと情報交換を行い、認識の共有化を図った。 第 11 回火山部会(11 月 18 日)において、①火山事象に関する知見等に係る情報を収集した結果、規制上の対応が不要であるとした原子力規制庁の対応、②事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所、九州電力)、六ヶ所再処理施設および廃棄物管理施設(日本原燃))について有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認され、この結果が第64回原子力規制委員会(令和5年1月18日)において報告された。
ゥ	 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行った	Α	・原子力規制部等からの技術支援依頼54件について、技術基盤グループは依頼元と
	tr₀.		調整を行い、適切に情報提供(技術支援)を行った。

(② 安全研究の積極的な実施)

- 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月 14 日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。 (I)
- 令和 4 年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- 令和4年6月をめどに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、令和5年1月をめどに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
- 規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、令和4年7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施 方針を策定する。(I)
- ・二国間(NRC、IRSN 等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI 等)に積極的に参加する。(I)
- 研究職職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。(I)
- 令和4年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。	#1 III	・「安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」
,	夫他万軒寺に基づさ足めた計画に沿つて女主研先未務を達成できたか。	Α	
			に基づき、21 件の安全研究プロジェクトの研究計画を定め遂行した。また、これらの
			研究計画について、令和4年7月に公表した。
イ	安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。	Α	• 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトについては、安全研究成果報告を
	JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。		取りまとめ、令和4年5月に公表した。また、令和4年度に終了する3件の安全研究プ
			ロジェクトについては、令和5年2月に安全研究成果報告案を作成した。
			• 新たに重要な成果が出た研究について、30 件の論文等に取りまとめ公表した。
			• 原子力規制委員会のHPをリニューアルして令和4年8月末に配信するとともに、原
			 子力規制委員会のイントラネットの情報を更新し、積極的に安全研究の内容や成果
			物の情報発信を行った。
			JAEA 安全研究センターと企画・調整を進め、令和4年 11 月 22 日に JAEA 安全研究
			センターとの合同研究成果発表会を実施した。
ь	事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。		・ 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び1件の安全研究
.,	争削、争後計画が計画とおりに美心できたが。	Α	
			プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6
			月 15 日)において了承した。
			• 令和5年度に開始する1件の安全研究プロジェクトの事前評価及び2件の安全研究
			プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 61 回原子力規制委員会(令和4年
			12月28日)において了承した。
ェ	令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。	Α	•「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究
			 に向けて)」(令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)を
			策定した。
*	研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等	Α	IAEA や OECD/NEA 等で開催される専門家会合及び国際学会等に積極的に参加
.,	を積極的に情報発信できたか。	, ,	し、海外の専門家と種々のテーマについて議論を行うとともに、研究成果等の情報
	にはは、ままれて「ロ くて」という		し、海バッチョッと性々のノー・ロン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

			発信を行った。
カ	共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催でき	Α	• 令和4年度から実施することが計画されていた共同研究7件を開始した。
	たか。		• 令和4年度に終了する共同研究を対象とした共同研究報告会については、共同研究
			終了後、令和5年度第1四半期中に共同研究報告会を開催すべく調整している。
+	放射線防護研究を計画どおり開始し、またリスク評価研究の強化や原子	Α	• 令和5年度から実施する具体的な研究課題を、「今後実施すべき安全研究の分野及
	力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保		びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第 21 回原子
	を行ったか。		カ規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)により決定したほか、放射線防護の研
			究の強化を図るため、特定任期付職員の受入に係る調整を実施するなど関係課と
			調整を行った。

(③ 規制基準の継続的改善)

- ・電磁両立性に係る規制対応について、令和3年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)
- 令和4年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈 等の改正を行う。(II)
- 最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- 技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。この うち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- 事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。(I)
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討する。(Ⅱ)
- 水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。(${f II}$)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等	について検討 A	• 電磁両立性に係る規制対応について下記のとおり対応した。
を進めたか。		・ 第 21 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和4年9月 12 日)
		で、事業者等の意見を聴取した。
		・ 第 55 回技術情報検討会(令和4年9月 29 日)において、上記意見聴取会合の結
		果を検討した。
イ 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行っ	たか。 B	•「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技
		術評価に関する検討チーム」の第4回会合(令和4年 10 月 27 日)及び第5回会合
		(令和5年2月 21 日)を開催し、技術評価作業を進めているが改正までは至らなかっ
		<i>t</i> =。
		• 「デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム」
		の第3回会合(令和4年4月26日)及び第4回会合(令和4年8月25日)を開催し、技
		術基準規則解釈の改正案及び技術評価書案を取りまとめ、意見公募の準備をして
		いるが、改正までは至らなかった。
		• 令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、設計・建設、
		材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価の開始を了承し、令和5年2
		月2日に第1回検討チームを開催した。
ウ 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向	可に係る最新情 A	• 国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、
報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。		179 件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会におい
		て検討した。
		• 2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行
		い、技術情報検討会において、以下の7件について検討した。
		・安全注入系で見つかった応力腐食現象
		安全注入系で見つかった応力腐食現象-2
		 NRC 報告「ボーイング 737 MAX 8 事故から得た DIC 規制課題に関する予備的考
		察」
		・ボーイング 737 墜落_NRC の DIC 評価プロセスに向けた教訓
		・原子力発電所における蓄電池の劣化に関する国際調査結果
		・「原子力発電所の非常用電源系統の蓄電池の劣化加速」に関する異業者の状況
		(中間報告)
		・ 1相開放故障事象に対する国内原子力発電所等の対応に関する事業者との意見
		交換結果を踏まえた今後の対応について

			 スクリーニング結果に関するワーキングを6回(令和4年5月 11 日、7月 15 日、9月 16 日、11 月 11 日、令和5年1月 13 日及び3月 17 日)実施し、技術基盤グループ及び原子力規制部の関係者と議論した。 IAEA 事象報告システムへ、以下の2件を登録した。 CRACKING INDICATION ON A PRESSURIZER SPRAY LINE WELD(令和4年4月 28 日) WASTE BAG FIRE IN A LOW ACTIVITY GLOVE BOX(令和4年 12 月 23 日) 以下の国際会議へ参加し、情報収集・発信を行った。 FINAS・WGFCS 定例会合(令和4年9月 26~30 日) IRS・WGOE 定例会合(令和4年 10 月 17~21 日) IAEA 原子力発電所安全運転ピアレビュー(OSART)への参加(令和5年1月 23 日 - 2月9日)
Ι	技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。	A	技術情報検討会を2か月に1回の頻度で開催(第 53 回~第 58 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果が適時、適切に検討し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。 「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」については、規制基準へ反映することとなり、令和4年度第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において審査「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」を改正した。 ATENA との意見交換や技術情報検討会への参加を通じ、情報の把握や議論を行った。
オ	技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	A	た。技術情報検討会の情報等については、部門内に随時展開し、審査に関連する情報を審査担当者間で前広に共有するための取組を行った。 • 第 53-57 回技術情報検討会の結果概要について、第 18 回原子力規制委員会(令和4年6月22日)、第 33 回(8月31日)、第 47 回(10月26日)、第 59 回(12月21日)及び第 78 回(令和5年3月1日)において報告を受けた。また、第 52 回技術情報検討会の結果を第 11 回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会(6月10日)に、第 53-55 回技術情報検討会の結果を第 12 回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月8日)に対しても報告し助言を受けた。
			審査ガイド」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の改正案について、関係部署(企画基盤課、法務部門)と連携しながらの検討が行われ、第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)で決定した。 ・ 令和4年度は、技術情報検討会で報告された自然ハザードに関する情報について、地震・津波部会において8件、火山部会においては7件に関する情報及びこれらの情報について、規制上の対応が不要であると判断した原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はなかった。
ħ	事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。	A	 以下2件の要対応技術情報について、検討を進めた。 回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性ついて、米国NRCの規制情報を文献調査するとともに、原子力規制検査官を派遣し情報収集を行った。 原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)について、米国KEMA試験場での試験結果の解析を行い、結果を取りまとめている。 以下2件の被規制者向け情報通知文書を発出した。 原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項(令和4年5月11日) 原子力発電所における安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項(8月31日) 検査官会議、検査官勉強会に参加し、運転経験情報等を技術基盤グループと検査部門で共有した。 原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第62条の3に基づく法令報告の改善について、令和3年度より継続検討となっている事項等に係る事業者ニーズを聴取するため、令和4年度下期に核燃料施設等を有する事業者及びATENAと計5回面談を実施するとともに、令和5年3月23日に第5回原子炉等規制法に基づく法

			令報告の改善に係る公開会合を開催した。これらの結果を踏まえ、今後の対応方針 について整理・検討を進めている。
+	規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めた	Α	• 令和4年度第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)において、基準地震動及
	か。		び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正について決定した。
			・ 令和3年度実施計画に基づき改正案がまとまった2件について、令和4年度第 38 回
			原子力規制委員会(令和4年9月 14日)にて、実用発電用原子炉及びその附属施設
			の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について決定した。
			• 令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)において、令和4・5年
			度の実施計画の策定を報告した。
ク	水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意	S	• 令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)において、水素防護に関
	見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検		する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年
	討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができた		度第 56 回原子力規制委員会(令和4年 12 月7日)において、上記考え方を踏まえた
	か。		設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施し、令和4年度
			第 75 回原子力規制委員会(令和5年2月 22 日)で、当該意見公募の結果等を踏ま
			え、設置許可基準規則解釈等の改正を決定した。また、第3回事業者意見聴取会
			(令和4年 12 月 27 日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプラン
			の策定状況及び対策の取組状況等の聴取を行い、その結果を令和4年度第71回原
			子力規制委員会(令和5年2月8日)において報告した。
ケ	水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見	В	・ 水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したため、水素防護
	を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。		以外の知見(ベント機能、減圧機能)に特段の進捗はなかった。

5策名 (3)改正原子炉等規制法(の着実	 な施行	部	平
西策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do) (3	3.11 報告第 2 章第 3 節/	/令和	4年度原子力規制委員会年次報告第2章第3節)	個	H
度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき硝	産実に実	i施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性	が高く挑戦	的なも
原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き	、原子力規制検査に係る	各種	教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅱ)		
実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う	5。(I)				
令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書	書類漏れを踏まえ、同様 <i>0</i>	の事例	がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じる。(I)		
定性指標(評価の視点)		評価	施策の進捗状況		
着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規	制検査に対する検査	Α	・検査グループにおいて、7月から9月にかけて計8回、課長補佐級を	超えた職	位の
官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練	東、研修を計画どおり実		員2名が、検査官証を携帯せず、検査のために事業所に立ち入って	ていたこと	:が9
施できたか。			14 日に判明し、令和4年度第39回原子力規制委員会(令和4年9月	21日)で	報告
			受けた。検査官証の未発行及び不携帯により、目標である「原子炉	等規制法	の着
			な施行」が達成されていない状況であったが、その後、順次再発防」	上策を推し	進战
			また 10 月 25 日にこれらの再発防止策の計画を決定した。令和4年	度第 62	回原
			力規制委員会(令和5年1月 11 日)において、長官官房政策立案を	多事官(総	括マ
			ジメント管理者)から、本事案及び原子力規制庁内の同様の要改善	事項等に	対す
			再発防止対策等について報告を受けた。		
			・管理職による検査現場視察を10事業所において実施した。		
			• 原子力安全人材育成センターと連携しつつ、リフレッシュ研修の受講	者調整、	検査
			資格維持のためのセミナー(検査官会議)の調整などを行った。また	-、令和4	年度
			の検査官資格取得予定者(計8名)について、研修課程の調整を行っ	ot=。	
			• 委託調査事業を活用しつつ、検査官の意識調査のためのアンケー	ト内容の	検討
			びにアンケートの配布及び回収を行った。今年はアンケートの配布	及び回収	:15
			て委託先に任せず、既存のアプリケーションを用いて、効果的にアン	ノケートの)検
			試作、配布及び回収ができた。		
			・令和3年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、6月	に検査運	用力
			ド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、運用上の課題	等を収集	した
検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報	を活用したか。	Α	•原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上の!	ノスク情報	等を
			まえて検査対象を選定した。また、美浜3号機の火災防護に係る不	備の重要	度評
			において、リスク情報を活用し、フェーズ2詳細評価を行った。		
			・火災防護や緊急時訓練に係るチーム検査で特定した気付き事項に	ついて、リ	スク
			報を活用しつつ適切にスクリーニングを行った。		
			•検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置ブ	ラントなど	ַיּסי.
			クの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数	や検査日	程の
			減を図った。		
検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、	運用の継続的改善に	Α	•これまで実施してきた原子力規制検査における課題及びその対応し	こついて、	会≴

		,	(冰1万)壳的女具五八寸 ⑤)
Ι	向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。 令和3年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。	A	年度第 23 回及び第 44 回原子力規制委員会(令和4年7月 13 日及び 10 月 12 日) において報告を受けた。 •運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年8月 29 日、11 月 30 日及び令和5年3月 13 日に開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの意見について議論を行い、適宜改善を図っている。 •検査制度に関する意見交換会合において ATENA から要望のあった、チーム検査の際のスケジューリングについては、ガイド改正案を作成し、意見交換会合で提示しつつ、改正作業を行っている。 •許認可申請書の添付漏れ等の不備について、令和3年度第 75 回(令和4年3月 30日)原子力規制委員会で報告を受けた内容を踏まえ、是正処置を開始し、是正処置に基づく改善活動について令和4年度第 50 回原子力規制委員会(令和4年 11 月9日)において報告を受けた。 •非該当使用施設について保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を求めないこととする規則等の改正案の意見公募の実施について、令和4年度第 83 回原子力規制委員会(令和5年3月 22 日)で行った。 •許認可申請書の添付漏れ等の再発防止のため、事業者に対して説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知を行った。
			• 同事象を踏まえて、部門内のプロセスを点検し、手続フローを一部修正し、令和4年 4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。また、改定した安全審査業務執務要領 に基づき業務を実施し、同様の事例の発生を防止した。

施策名	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	評	_
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第4節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第2章第4節)	価	_ A

年度業務計画 (Plan)

Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I)
- 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)
- バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成する。(皿)
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ)
- これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I)
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)
- 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(Ⅲ)
- ・ 中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。(Ⅱ)
- IRRS の指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。(II)
- 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項 について、調査の進捗に応じ、検討を進める。(Ⅲ)
- 原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確	Α	•審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点
	化を図れたか。		やステータスを記載するとともに、四半期ごとに更新及び原子力規制委員会に報告
			が行われ、審査状況・課題の明確化に資した。なお、令和4年度下期から、本体施設
			及び特定重大事故等対処施設に加えて、その他の審査案件についても審査状況を
			取りまとめ、報告が行われた。
			• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、
			効率的かつ分かりやすい説明を行った。
			•審査進捗状況表の様式を適時更新し、具体的な作業ステータスを示すことにより、原
			子力施設の審査状況について一層の明確化を図った。
			JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュ
			リティ統括本部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。
			• 申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手
			時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する

			作業を行った。 ・管理職、各班が参加するマネジメント会議を行い、各班における審査状況及び課題の明確化を図った。
			 審査進捗状況表については、半期ごとに更新及び原子力規制委員会への報告を受け、審査状況・課題を明確化した。 日本原燃再処理施設の設工認については、第1回申請の認可及び第2回申請に先立ち、令和4年12月21日に原子力規制委員会への報告を原子力規制庁から受け、審査の現状及び今後の予定を明確化した。 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。
1	業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	A	 審査進捗状況表については、原子力規制委員会は、審査グループの各部門から共に報告を受け、自然ハザードに関係する審査状況・課題について明確化に資した。なお、令和4年度第2四半期分の進捗報告から、許可基準規則解釈等の改正に伴う標準応答スペクトルの取り入れに係る審査案件についても、審査状況をとりまとめ、報告を受けた。 令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月5日)の審議内容を踏まえ、論点等の明確化を図る、審査会合の開催頻度の改善など、審査の改善を進めている。 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。
			 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新に向け、必要な作業を進めた。 原子炉等規制法等に定められている手続のうち、当部門が所掌する全ての手続を対象に、標準業務プロセス、チェックシートの整備を行い、運用を開始した。 審査の知見を水平展開する目的で、設工認審査官研修に代わり、審査実例を題材とした勉強会の実施、審査書確認会議、審査官力量向上研修を実施し、職員を積極的に参加させた。
			・ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。(再掲)
			・建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月~3月にかけて 実施できるように準備を進めている。
ゥ	バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論	S	・令和3年度第 64 回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁
	を行い、パックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。		からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6月 15 日)において、文書のイメージ案について報告され討議を行った。さらに、令和4年度第 51 回原子力規制委員会(11 月 16 日)において、文書案について審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第 55 回原子力規制委員会(11 月 30 日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するととまた「バックフィットの検討プロセス」をご覧した。
ェ	原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のP	Α	定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。 ・高浜3・4号機及び川内1・2号機の PRA モデルの適切性確認結果を令和4年度第
	RAモデルの適格性確認を行ったか。		26 回原子力規制委員会(令和4年7月27日)において報告を受けた。 • 適切性確認で示された課題については、事業者に適切に取り組むよう重ねて要請した結果、対応するとの回答を得た。
オ	これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績	Α	・常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査
	も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。		に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なもののナトリウム冷却型高速炉という施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査会合にてまとめ資料の確認を行った。
			大洗廃棄物管理施設については、新規制基準に適合した許可の一部(竜巻に対する 設計方針)について、変更許可申請を受理し、審査の結果の案をとりまとめた。
			• 京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置(KUCA)及び原子力科学研究所放

射性廃棄物の廃棄施設の変更許可(承認)、大洗廃棄物管理施設、高温工学試験研 究炉(HTTR)、京都大学研究用原子炉(KUR)の設工認認可、並びに原子力科学研 究所原子炉施設、原子力科学研究所廃棄物埋設施設及び日本原燃埋設施設の保 安規定変更認可の処分を行った。 •核燃料物質使用施設において、該当施設 11 件及び非該当施設 12 件の(変更)許 可、保安規定認可 11 件の処分を行った。 • 原子力規制委員会で了承された「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工 事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(令和2年 6月24日原子力規制委員会了承)及び「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設 に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」 (令和2年9月 30 日原子力規制委員会了承)等の審査方針に基づき審査を実施して • 特に、再処理施設に係る設工認に関しては原子力規制庁からの指摘の理解不足、 対応すべき事項のずれや不足が生じ、審査に時間を要していた。これらの改善のた め、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の 論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。担当者間のみならず、 指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、 審査プロセスの改善に努めた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。 第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円 滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの 重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との 対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指 摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。 • ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(能 取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となっ た。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の 特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論 を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核 燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP 公開を行った。 •このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規 制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成し た課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。 •四国電力伊方発電所1号炉及び2号炉の海水ポンプの廃止に係る廃止措置変更認 可等の処分を4件行った。 新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画変更認可の処分を行った。 ・ 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画について、令和4年6月に変更認可申請を 受け、もんじゅ廃止措置安全監視チームにて議論を進め、論点を整理し、令和5年2 月に処分を行った。 ・廃止措置段階の試験炉の原子力科学研究所及び東京大学、新型転換炉原型炉ふ げん及び高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の処分を行った。 ・非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第 41 条非該当使 用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確 実に進められることを確認し、6件を処分した。 • もんじゅ、ふげん、福島第二原子力発電所、東海発電所等、廃止措置段階にある施 設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況 確認を行った。 • 非該当使用施設の廃止措置の終了について、使用者の保安のために講ずべき措置 等に係る活動を検査を通して確実に確認し、廃止措置終了確認証を4件交付した。 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状 • 令和3年 12 月に申請された東海再処理施設の工程洗浄及び令和4年6月に申請さ 況の監視を適時適切に実施したか。 れた新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料搬出に係る廃止措置計画変更認可 は、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、それぞれ 令和4年5月、令和4年12月に処分を行った。 • 東海再処理施設安全監視チーム会合を6回開催し、令和4年9月にガラス固化処理

			(原子力規制委員会 R 4 - (2))
			が運転停止されたことを受けて、その原因調査を含むガラス固化処理の処理状況の
			確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行わ
			れるよう適切に監視をした。引き続き廃止措置を監視する。
			東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況
			・果海冉処理施設の検査において、施設回有のリスクを考慮してフル正指直の状況 確認を行った。
ク	中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。	٨	
9	中洋及処方に徐る番宜ガイトを登開したか。	Α	・中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを改正するとともに、ピット処分の審 **ないたが、また、活地中の八の家本に関する。
			査経験を踏まえた浅地中処分の審査に関するガイドを新たに加え、「第二種廃棄物
			埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド」として一つにまとめ、同ガイドを令和4年
			度第5回原子力規制委員会(令和4年4月20日)において制定した。
ケ	廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。	_	• 令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の
			終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備した。
٦	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗	S	• 最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも
	一に応じ、必要な検討を進めたか。		考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回
			にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)
			において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに原子力規制委員会
			で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効
			率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができ
			<i>t</i> =。
			• 考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が
			極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分
			する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力
			規制委員会に知見のない火山に関する考慮事項については、とりまとめが困難であ
			ったものの、火山の専門家からの意見聴取会合を開催し、我が国における火山の発
			生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまと
			めを行った。
サ	原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部	Α	
	署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。	(S)	• 核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全
			の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。
			• 柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と
			実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリテ
			ィ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。
			当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護
			規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部
			ー 門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整
			 理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応
			を進めた。
		(S)	Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官
		, ,	の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管
			理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互
			影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関
			係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査部門と関係
			部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。
			引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得
			た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。
			・原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事
			項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官
			会議において情報共有する機会を都度設けている。
			・上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに事務所に配置される核物質防護対
			* 工业の情報共有に加え、T和4年度から初たに事務所に配置される核物員防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。
		(D)	東目に対し、原ナガ女主に関する研修を行つた。 • 3S に係る原子力規制庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における
		(B)	
			影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側や保障措置側への情報サカルの大きを表現した。アストルカスを表現した。アストルカスを表現した。アストルカストルスのアンドルルスのアンドルスのアンドルスのアンドルのアンドルスのアンドルルスのアンドルルのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンアンアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルスのアンドルのアンドルのアンドルスのアンアンアンアンドルのアンドルスのアンドルでのアンドルのアンアンアンドルスのアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアン
			報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要で
			あることが判明した。
			・38 の干渉事例の収集について継続的に取り組み、審査や検査、核セキュリティ及び
			保障措置の実務の上で参考となる事例を整理した。
			・38 について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・

整理した。また事業者における35の連携を確実なものとするため、主な事業者28者
と面談を実施した。
• 38 が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に
向けた関係課との調整を進めた。Garoon のスペースを整備し、事業者から申請等が
提出された際の概要及び事業者が実施した3S の影響に係る確認結果や3S の干渉
事例等を庁内関係者間で共有できる運用を開始した。

■評価結果

■評価	結果							
目標道	達成度	合いの測定結果	Α	判断根拠	全ての流	剛定指標において目標を達成し	<i>t=t=め</i>	
(各行	政機	對共通区分)		刊断依拠				
							定性指標	定量指標
			(1)原子炉等	規制法に係る規制の実施			A (S評価:1、A 評価:9)	A 評価:3
16-66-6			(2)安全研究	この推進と規制基準の継続的改	善善		A (S評価:2、A 評価:15、B評価:2)	_
施策每	野の評	描	(3)改正原子				A (A 評価:4)	_
			(4)規制活動	 」の継続的な改善及び新たな規	制ニーズへ	 の対応	A (S評価:2、A 評価:8)	_
			Ē	平価・分析		次年度の取組の方向性(中間	評価の場合は今後の取組の方向性	
(1)原	子炉:	 等規制法に係る規制						
		電力会社経営層と	の意見交換を		資するよ			
				交換を踏まえた新規制基準適1				
エ	S			17日原子力委員会了承)」をま				
				進めた。これらのことから S 評価				
(2)安	全研'	究の推進と規制基準						
(-/ 🗢		7007 正足こ/死 117 至 -	— •> •\E • >0 = 1 = 5 = 5	=				
		国内外で発生する	白妖事象に関	する情報収集・分析において、	従来を上			
				技術情報検討会に報告したことに				
1)1	s			新知見を「耐津波設計に係る設」				
				施策目標を大きく超過した成果				
		3.11.10000 E1C3	KINO/LUCIA (一地水口 赤と八と (危地) に次木	2017			
			を棄物の放射台		2.力学会	□ 리キ結キ「由涩度加公対象	 『廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本	- 百乙ヵ学会
				と濃度人足力法に保る日本原う 合開催に向けた準備を進めてし			ド戌来初の放射に展及次とガムに除るロネ è討チーム」における議論を取りまとめ、技術	
31	В			古所催に同けた幸禰を進めてい きず会合の開催に事案を要した;		定及び審査基準の制定を行		は一世中の火
		果の取りまとめに		・9 云口の用催に事業で安した	こびノ、ボロ	足及い番目を学り削止で1.	1).	
				 委員会(令和4年9月 14 日)にお	ハンアール	▲ 北事院港に関する知見のま		生のマカシュ
				変貝云(〒和4平9月 14 ロバこの)取扱いの考え方が決定された。			記前工の取扱いの考え力を踏まえ、事業有 対策の取組を継続的に確認していく。	寺のアクショ
						フノフンに基 スパ系の設め	1束の取組を整続的に確認してい、。	
@ h				回原子力規制委員会(令和4年				
3ク	S			えた設置許可基準規則解釈等				
				するとともに、第3回事業者意見				
				、事業者等の水素防護対策に係				
				D取組状況等の確認等を行った D反映に関しては、原子力規制:		。 引き結ち 北書吐蕃に関す	ス知目の担制。の反映の検討 <i>を</i> 原生して	# th n n = t
@ _	_						る知見の規制への反映の検討を優先して通	
3ケ	В			知見の規制への反映の検討を	変元して	系防護以外の知見について	(も、優先度を考慮した上で、規制上の対応)	で快削りる。
(A)#B	生化工	対応したことから、						
(4) 况	,市リノム:	動の継続的な改善。		ij━━スへの対応 委員会(令和4年2月9日)におし	ハケ 店マ			
				委員去(ヤ和4年2月9日)にのい する文書策定に向けた検討の進				
		72730.11.77.70		, o, 1 _ 1, 1, 2 _ 1 , 1, 1 _ 1, 1, 1				
				、令和4年度第 17 回原子力規				
				文書のイメージ案について、が载 令和4年度第 51 回原子力規制				
ゥ	S							
				、文書案について、が示され、習				
				制庁において文書案が改めて 制				
				見制委員会(令和4年 11 月 30 E たままた(家) たねませる には				
				な考え方(案)」を決定するととも				
				した。以上のことからS評価とし				
				員会決定は前例がないものの、 				
				こついては、令和4年度上期にお				
				たって議論を重ね、令和4年度				
				3月 24 日)において決定した。マ かにまるへで詳させても、**				
				かに委員会で議論するため、関				
٦	S			れ、また、計画的かつ効率的なれ 3.45、い				
				目標より前倒しで達成することが				
				、最終処分が対象とする放射性				
				 推の減衰に長期間を要する高				
				場所の選定における考慮事項				
		極めて困難なも	のであり、特に	こ、原子力規制委員会に知見の	ない火山			

		に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山	
		の専門家からの意見聴取会合を開催し、我が国における火山の発生メ	
		カニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項とし	
		てとりまとめを行った。以上のことから S 評価とした。	
		高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することがで	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必
新規	_	きるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運	要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。また、新制度等
		用することを新たに中期目標に掲げた。	について住民への分かりやすい説明に努める。
		開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全	事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために
新規	_	確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討	必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。
		することを新たに中期目標に掲げた。	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 5 年 7 月 21 日)
	令和 5 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日))
使用した資料その他の情報	令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ
	遠山 眞 技術基盤課長、北野 剛司 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、
	萩沼 真之 安全技術管理官(放射線·廃棄物担当)、杉野 英治 安全技術管理官(地震·津波担当)
	原子力規制部
	黒川 陽一郎 原子力規制企画課長、渡邉 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担
	当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監
	督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安
	全規制管理官(専門検査担当)

	令和4年度原	原子力規制委員会	業務	务計画	画の道	達成物	伏況	の評 [・]	価	及びジ	欠结	拝度の 〕	取組(の方	向性	E(耳	女策部	価書	*)(案)								
	3. 核セキュ	リティ対策の推進	と保	障措	置σ)着	実な	実施					施策	に関	係する	内	間の重	原	子力	規制	訓妻	員会	会設	置法	<u> </u>			
施策名													要政策						経済財政運営と改革の基本方針 2022									2
													(施政	方針漢	脱等の	うち主	なもの)											
	(1)核セキュ	リティ対策の推進																原子力規制委員会設置法										
施策の概要	(2)保障措置	置の着実な実施											目	標語	ひ定(の≉	きえ	原	子丿	規制	制	委員	会部	置	法に	対す	る:	衆議
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)原子力多	そ全、核セキュリティ	/及7	び保隆	障措詞	置の	イン	ターフ	フェ	ースの	から	強化		7 .	7•根	拠		院	附带	決詞	義及	とびき	参議	院附	带流	快議		
	経済財政運営と改革の基本方針 202												2022	2														
	(1)核セキュ	リティ対策の推進																										
	•改正原子	・改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び 当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、担制対象の施設において、核セキュリティと重まが事象を発生させない。														及び												
	当該検	当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。																										
	・放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象																											
	を発生させない。																											
達成すべき目標(アウトカム)	・国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。																											
连风,"它口惊() 月 7 7 7 7 7	(2)保障措置の着実な実施																											
	・日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。																											
	・我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。																											
	(3)原子力安	そ全、核セキュリティ	/及7	び保障	障措詞	置の	イン	ターフ	フェ	ースの	から	強化																
	·安全対策	、核セキュリティ対	策、	保障	措置	は、	それ	ぞれ	が	相互	1=	干渉す	る場	合か	がある	5=	とから	、業	務上	の)	レー	ールst	6定	等に	継続	売的(こ取	り組
	む 。																											
政策体系上の位置付け	原子力に対す	する確かな規制を通	<u>通じ</u>	て、人	と環	境を	守る	ےے					Г					Г					-					
施策の予算額・執行額等		区分	平	成	3 0	年	度	令	和	九		年 度	令	和	2	4	F 度	令	Ħ	1 :	3	年	度	令	和	4	年	度
	予算の	当初予算(a)				3,	769					4,484					4,334					4,4	15				4	4,953
	状況	補正予算(b)	▲2									▲3					C					1,3	54					126
	(百万円)	繰越し等(c)					280					0	0 0						1,330						1,2			
		合計(a+b+c)				4,	048					4,481					4,334					4,1	69				6	6,282
	執行客	頁(百万円)				3,	978					4,417					4,212					4,0	49				6	6,043

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標		年度	ごとの目	標値		測定指標の選定理由、評価の視点	評
			年度	ごとの実	績値		(水準・目標年度の設定の根拠)	価
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(小学・日保牛及の設定の依拠)	Щ
(1) 核セキュリテ	(原子力発電所等			0.14	0.14	0.14	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏ま	
ィ対策の推進	における特定核燃	_	_	0 件	0 件	0 件	え、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られているこ	
	料物質の盗取及び						とを示す指標として選定したもの。	
	妨害破壊行為によ							Α
	る同物質の漏えい	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		
	事象の件数)							
	〈アウトカム指標〉							

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)

(1)核セキュリティ対策の推進

(3.11 報告第3章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)

価

年度業務計画 (Plan)

I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

- ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)
- ・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果 的な連携を実施していく。(Ⅲ)
- ・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護 規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- ・核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。(Ⅱ)
- ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(Ⅱ)
- ・核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。(Ⅱ)

•移	物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うととも		
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正	Α	(原子力規制検査)
T	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。	A	(原子力規制検査) ・原子力規制検査については、規制事務所の検査官と緊密に連携を図り、概ね検査計画に沿って、令和5年3月末時点で126件(物理的防護:110件、サイバーセキュリティ:16件)実施した。検査結果については、令和3年度第4四半期において2件の検査指摘事項があった旨、第11回原子力規制委員会(令和4年5月18日)にて報告を受けた。令和4年度第1四半期の結果については、第30回原子力規制委員会(令和4年8月17日開催)にて報告を受けた。令和4年度第2四半期の結果については、第54回原子力規制委員会(令和4年度第2四半期の結果については、第54回原子力規制委員会(令和4年度第3四半期の結果については、第76回原子力規制委員会(令和5年2月24日開催)にて報告を受けた。令和4年度第1四半期の検査のうち、中国電力島根原子力発電所に対する原子力規制検査において、出入管理に関する指摘をした(重要度:緑、深刻度:IV)。第2四半期には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力福島第二原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力福島第二原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。第3四半期には、日本原子力発電前に対して立入承認及び出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して立入承認及び出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃海域等に対して物理的防護に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。第10年1日には、深到度:IV)をした。令和4年4月に採用し、約2ヶ月半の研修を経て各原子力規制事務所に新たに配属された10名の核物質防護対策官は、平素から日常巡視等を行い、現場監視を進めているほか、当該活動で確認された現場の状況等が適切に本庁に共有され、かかる情報が本庁によるチーム検査に生かされた。また、9月20日・21日、12月19日・20日及び3月6日・7日には、現地核物質防護対策官を含めた核物質防護対策官会議を開催し、現地での巡視状況等について、令和4年度第1四半期に19件、第2四半期に13件、第3四半期に14件、第4四半期に25件認可した。・原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る核物質防護規定の変更認可申請の審査を適切かつ厳格に進めるため、組織的に審査を進められるよう核セキュリティ部門の班内の体制構築を行い、認可済のものが6件、治安機関への意見照会中のものが4件、審査中のもの11件であり、着実に審査を進められるよう技を対すに表すをできりできり、表替まえた核物質防護規定の変更認可申請案義について、審査で確認すべき内容を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請案表について、審査で確認すべき内容を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請案表について、審査で確認すべき内容を踏まえた核物質防護規定の変更認可能表表に対いて、審査で確認すできりの改定の対域に対しているののでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは、対しないるのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
			の整理や運用を、面談等を通じて事業者に事実関係や準備状況を聴取しながら審査に向けて検討を進めた。また、当該申請について、経過措置の期限となる令和5
			年4月1日までに対象となる全 18 事業所から申請がなされた。
1	検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改	Α	・これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針
	善につなげることができたか。		について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年 10 月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出、改善等の検討を進めた
ゥ	原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上	Α	を抽出し改善策の検討を進めた。 ・原子力規制事務所に常駐する検査官から共有された事業所における核物質防護措
,	の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。		では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
ェ	放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実	Α	• 防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。
	施しているか。		• 事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏
			まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。

オ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理	Α	• 定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教
	者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指		材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施
	導をしているか。		結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。
カ	核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を	Α	・国がどのように核物質の計量及び管理システム(NMAC(Nuclear Material
	踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を		Accounting and Control)システム)を実施すべきかについて述べた IAEA 核セキュリ
	行ったか。		ティ・シリーズ文書(NSS25-G)及び IPPAS:NMAC モジュールについての整理を行っ
			<i>t</i> =.
			上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA 主催の
			「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加
			し、情報収集を行った。
+	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対	В	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年 10 月施行)を踏まえ、必要なガイド等
	策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や		を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を
	体制整備を行ったか。		確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイド
			の作成には至らなかった。
ク	核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行	Α	• 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に資するための調査結果を令和
	うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。		4年6月8日の原子力規制委員会にて報告を受けるとともに、事業者との情報共有
			や現場の実態把握を進め、令和4年7月27日の原子力規制委員会で対応状況を中
			間的に報告を受けた。その後、現場実態の全容把握を進めその実態をふまえた事
			業者の対応方針も示されたことから、令和5年2月24日の原子力規制委員会で原子
			力規制庁の対応方針の報告を受けた。
			核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、事業者の改善計画の進捗状
			況について確認を進めていく。

- ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。
- ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(Ⅰ)
- ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに	Α	• IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、
	原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。		IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した
			令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和4年6月公表)におい
			て、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得
			<i>t</i> =.
		(S)	<パンデミックでの継続的な査察活動>
			コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラ
			スターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定で
			あった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつ
			つ、継続して IAEA による保障措置活動に対応した。
1	指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行	Α	• 指定機関である核物質管理センターに対して、六ヶ所保障措置分析所(OSL)の品
	ったか。		質マネジメントシステムの構築及び運用状況に関するする立入検査を実施し、化
			学分析に係る課題の発見から改善に係る取り組みが行われていることを確認する
			とともに、引き続き製品及びサービスの設計・開発のプロセスの品質マニュアルへ
			の反映等の状況を確認していくこととした。
ゥ	我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	Α	・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5
			月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワ
			一ク(APSN)(令和4年 12 月)等に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を
			行い、国際社会の理解促進を図った。

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	評	_
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)	価	
年度業務計画(Plan)	Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く	挑戦的な	もの

- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)
- ・原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(Ⅱ)
- ・核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。(Ⅱ)

定性指標(評価の視点) 施策の進捗状況

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検 ・核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全 査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。 (S) 側の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。 【原子力安全の達成状況の評価·A】 ・柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と 実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ 事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。 ・当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規 定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と 実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理する など事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進め t-. (S) ・Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官 の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管 理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影 響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関係部 署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査と関係部署との連 携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。 ・引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た 知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。 ・原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事 項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会 議において情報共有する機会を都度設けている。 ・上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに原子力規制事務所に配置される核物 質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。 (B) ・3Sに係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等 における、原子力安全側からの核セキュリティ側及び保障措置側への情報共有につい て情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明 した。 ・38 の干渉事例の収集について継続的に取り組み、審査や検査、核セキュリティ及び 保障措置の実務の上で参考となる事例を整理した。 ・3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・ 整理した。また事業者における3S の連携を確実なものとするため、主な事業者 28 者 と面談を実施した。 ・3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向 けた関係課と調整を進めた。Garoon のスペースを整備し、事業者から申請等が提出さ れた際の概要及び事業者が実施した3S の影響に係る確認結果や3S の干渉事例等 を庁内関係者間で共有できる運用を開始した。 【保障措置の達成状況の評価:A】 • 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る措置の調和に係る情報共有の仕 組みに従って、他の措置に影響しうる保障措置上の問題点を関係者に共有した。具 体的には、特重施設の補完的なアクセス実施方法及び申告方法に係る IAEA との協 議に関して、保障措置室は、原子力規制部及び核セキュリティ部門と情報共有をし ながらその方法を検討し、IAEA との協議結果をそれぞれに共有した。 【核セキュリティの達成状況の評価:A】 ・3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)にお いて、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等 の運用を適切に行った。 ・核物質防護規定の変更認可申請に伴う原子力安全及び保障措置への影響評価を行 い、関係課に確認した。 ・保障措置室から提供された柏崎刈羽原子力発電所における IAEA 査察情報を、柏崎 刈羽原子力規制事務所及び柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームに共有するこ とにより、燃料移動に関する情報も、適切に把握した。 ・令和4年3月の審査基準の改正に関する事業者面談に、実用炉審査部門等と連携 し、原子力安全の立場から発言してもらうなど3Sの調和のための取組を実施した。 • 原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事 核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継 続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をよ 業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3 月末現在で 17 の り深めることができたか。 原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。 • 核セキュリティ部門として、緊急事案対策室と連携し、「原子力事業者の緊急時対応 核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連 絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることがで に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」に参画するなど、核物質防護 きたか。 事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して検討を進めた。令和 4 年 11 月30日に開催した同意見交換では、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応 に係る訓練の課題について議論した。

■評価結果

	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		А	判断根拠	全ての測	制定指標において目標を達成したため											
(合仃)	以懱闰	共进区分)					定性指標	定量指標									
			(1) + + + + -	リニ・対策の推進													
L- M	- o == /-			リティ対策の推進			A (A 評価: 7、B 評価: 1)	A 評価:1									
他東年	の評価	ti .		量の着実な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			A (A 評価:3)	_									
				そ全、核セキュリティ及び保障措置	萱のインタ-		A (A 評価:3)										
				評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性											
(1)核	セキュ	リティ対策の推進															
		令和4年3月に	改正された審	査基準(令和5年10月施行)を	踏まえ、	実用発電用原子炉施設及び再想	処理施設の情報システムセキュ	リティ対策強化に									
+	В			に、面談や原子力規制検査の際		資する審査基準改正を踏まえ、	検査に必要なガイド等の作成や	体制整備を行う									
•		者の防護措置の)実施状況を確	認したが、実施状況の確認及び	検査で												
		確認すべき事項	の議論にとどる	まり、ガイドの作成には至らなかっ	った。												
(2)保	障措置	の着実な実施															
ア	(S)	コロナ禍(第7	波) において	、指定機関である核物質管理	センター												
		において複数の)クラスターが	「発生したが、原子力規制庁の社	査察官が、												
		核物質管理セン	/ ターが行う予	定であった保障措置検査に緊	急で対応												
		することで、事	業者等への感	染の拡大を防止しつつ、継続	して IAEA												
		による保障措置	活動に対応し	.t=。													
(3)原	子力安	全、核セキュリテ	ィ及び保障措置	置のインターフェースの強化													
		・当初計画ではな	想定していなか	った情報システムセキュリティ対	策に係												
		る核物質防護規	定の審査基準	の改正(令和4年3月改正)に伴	う対応に												
		ついて、核セキュ	ュリティ部門と選	連携し、核物質防護上の防護対象	象機器の												
(2)		選定の考え方を	整理するなど	事業者から申請予定の申請事項	について												
(3)	s	面談で確認する	などにより対応	を進めた。													
ア		•部門内全職員	参加の勉強会に	こおいて、当該分野の知識向上	に努め、												
		3S相互影響の	観点から、相互	影響の確認に当たっての考え方	で関係												
		部署との連携の	あり方等を整理	里した。これを踏まえ、関係部署 る	との連携												
		の際には、当部	門(実用炉審査	至部門)が中心となって実務に当	たった。												
		•3S に係る庁内	の運用方針等	を踏まえた審査及び検査の両面	iにおける	・3S が更に意味のある仕組みる	として機能するよう、引き続き、実	効的な情報収集の									
		影響の確認等に	おける、原子	カ安全側からの核セキュリティ側	人保障措	措制の構築に向けた関係課との調整を続ける。											
(0)		置側への情報共	ķ有について情	請報共有の実施状況を確認した。	ところ、当												
(3)	В	該運用の再整理	が必要である	ことが判明した。													
ア		•38 が更に意味	のある仕組み	として機能するよう、実効的な情	報収集												
		体制の構築に向	けた関係課と	の調整を進めたが、具体的な改	善策の特												
		定まで至らなかっ	った。														

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 5 年 7 月 21 日)
	令和 5 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日))
使用した資料その他の情報	令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ
	中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放
	射線規制担当)

	令和4年度/	原子力規制委員会	業務詞	計画の	り達り	成状	況の記	評値	五及で	バ次	年度	度の!	取組(の方	向性	(政	策評	価書	E)(3			щ,	C//EHG	,,,				
	4. 東京電力		発電	所の原	·····	のま	全全確	保	と事	故原	京因	の	施策	に関	係する	内閣	の重	原-	子力	規制	小委	員会	会設置	法				
施策名	究明														要政策	ŧ		経済	斉則	政道	営	と改	革の	基本	卜方	針 2	022	
													(施政	方針湖	脱等の	うち主な	(0.6											
	(1)廃炉に向]けた取組の監視																原子力規制委員会設置法										
施策の概要	(2)事故の分	}析											目	標語	没定(の考	え	原子力規制委員会設置法に対する衆									き議	
心木の原文	(3)放射線モ	ニタリングの実施												<i>7</i> .	7•根	拠		院	附带	決請	長及	び参	議院	附	帯決	議		
														経	斉財	政道	営	と改	革の	基本	▶方:	針 2	022					
	(1)廃炉に向)廃炉に向けた取組の監視。 - 実体制度の実内の体表の検索を厳工いの流切に行るしまり、担制と見し、て東京電力を投資して中間的。計画的にリスク低速																										
	•実施計画	・実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進															建進											
	する。																											
	(2)事故の分析 ・事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢																											
達成すべき目標(アウトカム)			し、得	られ	た知	見る	·規制	11=	反映	させ	185	<u>د</u> ځŧ	に、	毎外	いこも	積極	区的(:	発信	言し	国際	的な	は原	子力	のる	7全'	性向	上的	貢
	献する。		=+ - (,,	Mr. 1 =							_ +-														
	10 0 10 10 10 10 10	と積極的に連絡・	周整を	そ行しい	、廃	炉作	₹と	事改	文分析	τØ	ナこな.) <i>0</i>) [周査(り整	台を	図る	0											
		=ニタリングの実施			·= ı ==	= ı = +	± × 1.	-	5 18 .	- <u>-</u>			7 N+ 1=	₽ - *	- 4-4-1	~ _	51 V C		-		<i>-</i> →	 ,				- -	,_,	
		対応として、総合モ	ニタリ	ノンク	計曲	則に基	をつく	福昂	島県	生甲	אלויני	= 7 6	5陸項	▼ 注	₽域(り放:	打級:	- =:	ヌリ:	ンクマ	を看	美	こ実所	也し	、国	内外	・ハこう	ימי
政策体系上の位置付け		情報提供する。 する確かな規制を迫	るドナ	1 6	.I= 14	±±.⊏	- z -	L																				
施策の予算額・執行額等		ラる唯かな成型で 区分		成 3				_	和	_	Æ	*	_	和	2	年	産	令	和		} £		度(<u> </u>	¥n	_	年	
心束のア昇領・採門領守	予算の	ムカ 当初予算(a)	т ,	да, о		6.84	-	•	₩.	<i>,</i> ,,			יד	TH			.050	נד	TH.	•		7.2		•	TH.	_		
	状況	補正予算(b)				0,04	0					153					672						62					259 493
	(百万円)				_					183										_	o2 85					0.2		
	(0)11)											099										7.99						752
											461					.338									6,886			
	ŦX11J仓	執行額(百万円) 6,570									υ,	461 6,338 7,226 6,							200									

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標		年度ごとの目標値				測定指標の選定理由、評価の視点	評
			年度	ぎごとの実	績値			価
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(水準・目標年度の設定の根拠)	ТШ
(2)事故の分析	事故の分析(東京					٥.	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電	
	電力福島第一原子	_	- -	5 回	5 回	6回	力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が	
	力発電所における						必要となるため。	Α
	事故の分析に係る	_	3 回	8回	9 回	80		, ,
	検討会の開催回		0 12	0 🖾	0 13	0 🖽		
	数)							
	国内外への発信						令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するた	
	(国内学協会等又	_	_	_	3 回	6 回	め。	
	は海外規制機関等							Α
	の会合への参加回							
	数)	_	_	_	12 回	10 回		

施策名

(1)廃炉に向けた取組の監視

(3.11 報告第4章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)

価

年度業務計画 (Plan)

施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)

I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

- ・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定 されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うと ともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)

·実	施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項に	ついて	文書化する。(Ⅱ)
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022	Α	・ 令和4年4月1日から令和5年3月 31 日までに、特定原子力施設監視・評価検討
	年 3 月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導す		会を予定どおり8回開催し、中期的リスクの低減目標マップに示された事項に対す
	ることができたか。		る東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウ
	特に、本マップにおいて令和 4 年度内の主要な目標全てについて、東		イルス感染防止対策のため、オンライン会議システムを活用した。また、検討会の
	京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な		最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成
	指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。		し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を開始した。
			令和4年度内の主要な目標については、ALPS スラリー安定化処理設備設置工事
			開始、タンク内未処理水処理手法決定、1号機格納容器内部調査など 16 項目に
			ついて、特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計
			画などの確認を行い、必要な指摘を行った。
			• 中期的リスクの低減目標マップについて、固形状の放射性物質に関する事項につ
			いて目標から遅れている事項が多く、今後の廃炉を安全かつ着実に進める上で
			障害となりかねないことから、固形状の放射性物質を、より優先的な目標と位置付
			けて中期的リスクの低減目標マップを改定した。
			【今後の取組】
			• 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置を踏まえ、特定原
			子力施設監視・評価検討会においては、より一層、中期的リスクの低減目標マッ
			プの主要な目標の進捗状況に注力して監視・指導を行っていく。特に固形状の放
			射性物質に関する取組については、目標から遅れているものが多い現状を鑑み、
			今後、東京電力が優先的に取り組むべき事項として監視・指導を行っていく。
			• 東京電力福島第一原子力発電所における分析体制の確保に向けた国側の見解
			について聴取する。
1	実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原	Α	【評価】
	子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正		• 実施計画の変更認可申請について、13件の認可を行い、着実に実施計画の審査
	かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実		を進めることができた。(令和4年4月1日時点での審査中件数は 14 件、9件新規
	施できたか。		で申請を受理し、13 件認可、1件取下したため、令和5年3月 31 日時点の審査中
			件数は9件)。
		(S)	 [ALPS 処理水の海洋放出に関する審査・レビュー対応]
			ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請
			については、審査書案を取りまとめた後、パブリックコメントを経て7月に認可し
		1	+ 火法亦再到司中誌については、答理院も合め、憲本担义会員で集中的に取り

- た。当該変更認可申請については、管理職も含め、審査担当全員で集中的に取り 組み、迅速な審査を行った。
- 令和4年 11 月に受理した ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計 画の変更認可申請については、計5回の公開会合の場で審査を行った後、令和5 年2月に審査書案を取りまとめ、パブリックコメントの募集を行った。
- 令和5年1月に第2回目の ALPS 処理水の海洋放出に関する IAEA 規制レビュー を受け、実施計画変更認可申請の審査・確認及び実施計画検査のプロセスと内 容について、原子力規制委員会における取組を説明した。

【今後の取組】

- ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について は、パブリックコメントの内容も踏まえて審査書を決定し、認可処分の可否を判断 する。また、認可した実施計画の遵守状況については、保安検査において確認し
- 審査が長期化している案件について、長期化の要因を特定した上で、新たに設置 される実施計画の審査等の技術的な課題を議論する場を活用し、より柔軟な規制 を実施することで審査を進める。

【評価】

検査等業務を円滑に実施するために、部門内及び他部署との調整並びに事業者 からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有

対応再応回った。 特に実施計画の審査のための事業者との面談や審査等を担当する認室の打合 世に検査担当部門も参配し、検査に必要な状況の理機や情報共有を行い、得られた情報を検査実施実領書に反映することにより実務の円滑化を図り、検査に当たっては、事業者が実施する検責の状況を版正に確認するととに、要領書にあっき厳正かる検責の状況を版正に確認するとともに、要領書にあっき厳正から表面がは最差を実施して、人とPS 処理水に係る実施計画について、検査担当 部門においても審査会をの視し及び審査 正とり、情報収集を図った。また、ALPS 処理水の改製したる工事について、今和4年 11 月 18 日に 使用前検査申請書2件を受理。検査項目や検査計画を検討の上、使用前検査要領書を制定し、今和5年 1月 16 日に サラロ では、中間 では関する使用前検査こつとは、存由 年 3月 15 日に終了証を交付した。新型・ローサウイルス感染症対応として、事業者との検査工程の調整を密に行うことにより、全国的な感染症の裏廷状況においても、検査主題の調整を密に行うことにより、全国的な感染症の蔓延状況においても、検査主題の調整を認に行うとに、は、技工を対して、事業者との検査工程の調整を図に行うことにより、全国的な感染症の蔓延状況においてた。 ・ 令和5年3月末時点で、検査が記り対して、力では、持定を持ていては、検査を持ていて、検査を高速を図ることにより、標準処理期間内に処理を行った。 ・ 検査官係占面談建立には毎申請受付及が検索機関をするとしてと別した。 ・ 検査官係占面談建立には毎申請受付及が検索機関をするとして受講するとかできた。 ・ 令和5年2月の間を対理を対したの間を対理を対している。 ・ 令和5年2月の日の特定原子力施設整接行・対定検討・対し、第 22 回原子力規制委員会(令和5年3月 15 日)で了承した。 ・ できた。 ・ 令和5年2月の日の特定原子力施設整接行・対定検討をで検討し、第 22 回原子力規制委員会会でも10つてを理し、文書化した。 16後の取締 1 ・ 実施計画の記載事項の見面しについては、等数において整理しているところ。引き続き、特定原子力能設の実施計画の書表等に係る技術会合等を通じて検討を行う。

施策名 (2)事故の分析 (2)事故の分析 (3.11 報告第4章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)		評	^	
	施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)	価	A

Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの 年度業務計画 (Plan)

- ・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検 討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(Ⅱ)
- ・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)
- ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分 析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(Ⅱ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。	S	• 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回実施
			し、1号機原子炉格納容器の内部調査におけるペデスタルの損傷等の検討を行う
			とともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議
			論を行った。
			• 東京電力福島第一原子力発電所等にて 21 回現地調査を実施し、ガンマカメラに
			よる測定等を実施した。
			• 令和3年4月から令和4年 12 月までの現地調査・分析で得られた内容を中間取り
			まとめ案として取りまとめ、パブリックコメントを実施した。令和4年度第 83 回原子
			カ規制委員会における今後の事故調査・分析の進め方に関する委員間討議を踏
			まえ、パブリックコメントに対する考え方を整理した上で取りまとめた中間取りまと
			め及び今後の事故調査・分析の進め方について、令和4年度第 84 回原子力規制
			委員会で了承した。
1	積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することが	Α	• 令和3年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議
	できたか。		等を通じて国内外に 10 回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。
ゥ	JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベー	Α	• 事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めて

	ス化の取り組みを進めることができたか。			いるN-ADRES更改(第2次公開情報管理システム「次期N-ADRES」の開発)作業
				に協力し、データベース化を行うデータの種類や量、年度毎の追加データの情報
				などシステムの仕様の検討に必要な情報について、広報室等と共有した。
ェ	連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のため	Α	•	東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実
	の調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。			施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・
				分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。

				分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。		
						ı
施策名 (3)放射線モニタリングの3			実施		評	A
施針	策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/	令和 4	年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)	価	^
年月	度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき	確実に実	施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く	挑戦的な	まもの
- 総	合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした「	陸域・海域の環境放射線モニ	ニタリン	yグを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)	
	定性指標(評価の視点)		評価	施策の進捗状況		
ア	モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し	、ALPS 処理水に関する	Α	• モニタリング結果については随時公表し、解析・評価を行い、「環境モニタ	リング	結果
	海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放	射線モニタリングを実施		の解析について」として第3四半期分までホームページに公表した。		
	し、その結果を遅滞なく公表したか。					
1	福島県を中心に整備しているリアルタイム線量	測定システム及び可搬型	Α	• 福島県を中心に整備したモニタリングポストについて、全台点検・校正を	完了し	、故
	モニタリングポストについて、事業の継続性に賢	留意しつつ維持·管理を実		障等が発生したモニタリングポストについて、修理等迅速な対応を実施し	t=.	
	施したか。			モニタリングポストの全面更新及び通信方式の変更(FOMA→LTE)を計	画的に	実施
				中。		

■評価結果

		合いの測定結果 共通区分)	А	判断根拠	全ての源	定指標において目標を達成したため		
							定性指標	定量指標
			(1)廃炉に向]けた取組の監視			A (A評価:3)	
施策領	毎の評値	5	(2)事故の分	卜析			A (S評価:1、A 評価:3)	A 評価:2
			(3)放射線モ	:ニタリングの実施			A (A 評価:2)	
				評価•分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は	今後の取組の方向性	
(1) 廃	発炉に向	けた取組の監視						
		ALPS 処理水の	海洋放出関連	設備の設置等に関する実施計	画の変更			
1	(S)	認可申請につい	て集中的に取	り組み、迅速な審査を行った。る	また、計5			
	(3)	回の公開会合で	審査を行い、	審査書案を取りまとめるとともに	、IAEA 規			
		制レビューを受け	ナ、原子力規制	委員会における取組を説明した	' = 。			
(2)事	故の分	析						
		未解明である事	項の検討を進む	めるに当たり、何度も現地調査	を行って			
ア	s	着実に現場情報	やデータを積み	み重ねるとともに、多様な外部で	j 識者との			
	3	意見交換を実施	し、取得したデ	一タの解析等を丁寧に行った	洁果、令和			
		3 年から令和 4:	年までの調査・	分析内容を取りまとめることが	できた。			
(3)放	対線モ	ニタリングの実施						

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 5 年 7 月 21 日)
	令和 5 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において	令和 4 年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日))
使用した資料その他の情報	令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ
	北野 剛司 安全技術管理官(システム安全担当)
	放射線防護グループ
	今井 俊博 監視情報課長、久保 善哉 放射線環境対策室長
	原子力規制部
	岩永 宏平 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、髙須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当)

						【評価実施	時期 2023年8月】							
	令和4年度	原子力規制委員会	:業務計画の達成状況	の評価及び次年度の	取組の方向性(政策評	価書)(案)								
	5. 放射線	坊護対策及び緊急	時対応の的確な実施	į	施策に関係する内閣の	原子力規制委員会認	置法							
施策名					重要政策	経済財政運営と改革	の基本方針 2022							
					(施政方針演説等のうち主なもの)									
	(1) 放射線	防護対策の推進	原子力規制委員会認	置法										
	(2) 放射性	司位元素等規制法	に係る規制の実施及び	ぶ継続的改善	ロ無訊ウの老品	原子力規制委員会認	置法に対する衆議							
施策の概要	(3) 原子力	災害対策指針の継	続的改善		目標設定の考え	院附帯決議及び参	議院附帯決議							
	(4) 危機管	理体制の整備・運用	月		方・根拠	経済財政運営と改革	の基本方針 2022							
	(5) 放射線	モニタリングの実施	į											
	(1) 放射線	防護対策の推進												
	•IAEA、国	際放射線防護委員	会(ICRP)等の最新の	基準、安全研究の成:	果、放射線審議会の意	は見具申等を踏まえ、そ	れらの知見の法令等							
	への取	り入れを進める。												
	•岩石等(こ含まれる天然の加	対射性核種のうち濃度	の高いものからの放射	線防護の在り方につし	ハて検討する 。								
	(2) 放射性	司位元素等規制法	に係る規制の実施及び	ぶ継続的改善										
	・法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位													
	元素等	元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照)												
	・国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などによ													
	り、規制体系とその運用を継続的に改善する。													
	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善													
	・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的													
達成すべき目標(アウトカム)	に改善	に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。												
	(4) 危機管理体制の整備・運用													
	・原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニ													
	ュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・													
	実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の指摘を踏ま													
	え、放身	え、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。												
	・原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故													
	シナリオ	トによる対応訓練の	実施等により、事業者	の緊急時対応能力の	維持・向上を促す。									
	・原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。													
	(5) 放射線モニタリングの実施													
	・環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。													
	•緊急時	=ニタリングに係る詞	訓練等を通じて、立地は	也域の緊急時モニタリ	ング体制の強化を図る	00								
政策体系上の位置付け	原子力に対	する確かな規制を	通じて、人と環境を守る	528										
施策の予算額・執行額等		区分	平成 30年度	令 和 元 年 度	令和2年度	令和3年度	令和 4年度							
	予算の	当初予算(a)	15, 846	15,808	15, 695	16, 832	16,017							
	状況	補正予算(b)	4, 608	3,527	5, 015	3, 436	4,436							
	(百万円)	繰越し等(c)	▲ 2, 259	▲945	694	1, 161	▲850							
		合計(a+b+c)	18, 195	18, 391	21, 404	21, 429	19,603							
	執行	額(百万円)	16, 595	16, 950	19, 999	18, 840	17,600							

■各施策の進捗等の評価

■台肥泉の進抄寺	▽ンロT III							
施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点	評
			年度	ぎごとの実	績値			価
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(水準・目標年度の設定の根拠)	1Ш
(4) 危機管理体	危機管理体制の整						「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急	
制の整備・運	備•運用(緊急時			5%	5%	5%	時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業	
用	対応業務に従事						務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占め	
	する職員の緊急						る緊急時対応業務の割合を 5%以上とすることを目標値とする。	Α
	時対応業務に従			001				A
	事する割合が、			8%	5%	5%		
	業務全体の 5%以							
	上)							
	危機管理体制の整	39 事	39事	39 事	39事	39 事	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を	
	備•運用(原子力	業所	業所	業所	業所	業所	原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画で	
	事業者防災訓練	/39 事	/39事	/39事	/39事	/39 事	は、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このた	
	の確認)	業所	業所	業所	業所	業所	め、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者	Α
		39 事	39 事	39 事	39 事	39 事	に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を	A
		業所	業所	業所	業所	業所	向上させる必要があるため、令和4年度の原子力事業者防災訓練を全39	
		/39 事	/39事	/39 事	/39 事	/39 事	事業所において実施することを目標値とする。	
		業所	業所	業所	業所	業所		

(原子力規制委員会 R 4 -⑤)

(5) 放射線モニ	放射線モニタリング	365 日	365 日	365 日	365 日	365 日	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び	
タリングの実	の実施(全都道	分	分	分	分	分	測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結	
施	府県の環境放射 能水準調査結果 の公表)	365 日 分	366 日	365 日 分	365 日 分	365 日 分	果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。	А

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	Α
年度業務計画 (Plan)	Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く投	兆戦的な	もの

- (1) 放射線防護対策の推進
- ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しい ICRP 勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(皿)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁と	Α	• 放射線審議会総会を開催し、調査審議の取りまとめに貢献するとともに、放射線審
	の適切な情報共有に努めたか。		議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。
1	岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方につい	Α	• 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在
	て検討を進めたか。		り方については、放射線審議会総会において、今後の議論すべき事項及びスケジュ
			一ル案を提示し審議に資するとともに、国際動向、諸外国の防護体系及び国内の知
			見の収集を行い、放射線審議会に報告した。また、現時点で放射能濃度等のデータ
			集積が十分でないと考えられるレアアース・レアメタル等の物質に関する調査を目的
			とした委託事業を締結し、追加の濃度調査及び線量調査を取りまとめ、放射線審議
			会へ報告するとともに議論の方向性に係る事項(追加的な調査の必要性等)につい
			て審議されるよう調整した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (年次報告第5章第2節)	評価	Α
在度業務計画 (Plan)	Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く	排戦的な	もの

- (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善
- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)
- ・IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気付き事項等の共有を令和4年度から開始する。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施し	Α	・審査を要する許認可等申請について、管理表を用いて審査状況の進捗管理及びそ
	ているか。		れを踏まえた審査官の負担平準化を行う等により、審査を適切に実施した。
1	ガイド整備を着実に進めたか。	Α	・令和4年 10 月末に審査及び立入検査の際の確認の視点等をとりまとめたガイド案等
			について、令和4年度第48回原子力規制委員会(令和4年11月2日)に諮り、意見
			公募を実施した。意見公募の結果を踏まえ、令和5年3月29日に「放射性同位元素
			等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放
			射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を策定した。
ゥ	IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施でき	Α	・放射性物質の輸送に関する容器承認書の記載内容関連付け、容器承認及び設計承
	たか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省と		認に係る審査業務の流れを記載したガイダンスについて、令和4年6月21日に策定
	の連携を実施できたか。		した他、上記のとおり、ガイドの策定に向けた検討を進めた。
			・厚生労働省との連携については、規制現場における気付き事項等の共有等を定期的
			に行った。また、令和4年 10 月 16 日に発生したウィズソルにおける計画外被ばくに
			ついては、随時厚生労働省に情報共有し、立入検査の同行を打診するなど、所要の
			連携を実施した。
			・令和5年3月29日に「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適
			合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づ
			く立入検査ガイド」を策定することにより、IRRS フォローアップミッションの指摘等につ
			いては全ての対応を完了した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (年次報告第5章第3節)	評価	А
在商業務計画 (Plan)	Ⅰ:野宝の方針に基づき確宝に宝施するもの Ⅱ:改善裏頂等一定の新担性のあるもの Ⅲ:新たた規制の道入等新担性が高	く地能的	たもの

- (3) 原子力災害対策指針の継続的改善
- ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・原子力災害時の防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行う。(I)
- ・原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。(皿)
- ・「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。(Ⅱ)

- ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の 改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)
- ・令和2年9月 16 日第 26 回原子力規制委員会において指摘のあった EAL に係る中長期的課題(原子力災害対策指針での EAL 判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮した BWR の EAL の見直しについて、事業者と見直しを検討する EAL 会合を立ち上げ、同会合での議論を通じて EAL 見直し案を策定する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ァ	原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針	Α	• 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに
	等の見直しに係る検討を行ったか。		係る検討を行い、今後の課題を整理した。
1	防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を	Α	・防災業務関係者の放射線防護対策の充実等について検討を行い、第21回原子力規
	行ったか。		制委員会(令和4年7月6日)において、原子力災害対策指針を一部改正した。
ゥ	甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新	Α	• 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原
	の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。		子力防災担当との連名で甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定案を作成
			した。その後、当初予定よりも丁寧なプロセスを踏む観点から、内閣府原子力防災担
			当とともに道府県への説明会及び意見照会を実施した上で、第 67 回原子力規制委
			員会(令和5年2月 15 日)において同制定案に対する意見公募の実施について了承し
			た。今後意見公募の結果を踏まえ、早急に策定する見込み。
ェ	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュア	Α	• 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原
	ル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。		子力防災担当との連名でマニュアル制定案を作成し、意見公募等の実施を経て、第
			41 回原子力規制委員会(令和4年9月 28 日)において、同マニュアルの制定を了承し
			<i>t</i> =。
オ	モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込	Α	• 令和4年6月に放射能測定法シリーズ No36 大気中放射性物質測定法を新規に策定
	みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニ		した。
	タリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実		• 「緊急時における放射性ヨウ素測定法」及び「トリチウム分析法」については、改訂案
	施したか。		を作成のうえ環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて検討を行った。
カ	EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討	Α	• 令和4年度第 14 回原子力規制委員会(令和4年6月1日)において報告を受けた
	を進め、十分な議論ができたか。		BWR の特定重大事故等対処施設を踏まえた EAL の見直しの進め方に従い、令和4
			年6月21日、11月14日、令和5年2月6日及び3月20日に第8回、第9回、第10回
			及び第 11 回 EAL 会合を開催し、BWR の EAL の見直しの今後の進め方及び EAL の
			改正案について議論した。
+	EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。	Α	EAL 会合での検討結果を踏まえて、原子力災害対策指針及び関連規則の改正の方
			針案を作成した。

(Do) 在度業務計画 (Dian)	「十八十〇 カッチ カマ即) 「・眼中の土地に甘べき弥中に中族ナフ」の「「・政業市高等、中の毎日肿のもフォの」「・毎もみ日利の道」等毎日肿点官/			
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)	(年次報告第5章第4節)	価	Α	ĺ
心來有	(4) 危機管理体制の整備・運用	評	А	

(4) 危機管理体制の整備・運用

+左左刀

- ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(Ⅰ)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。(I)
- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(皿)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(Ⅱ)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(Ⅱ)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を 踏まえ、必要な改善を図る。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設	Α	・ 次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請を実
	備整備を進めたか。		施し、同システムの要件定義の策定が完了した。令和5年度からのシステム更改に
			向けた準備を着実に進めた。
1	緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備	Α	• 緊急時対策支援システムの維持・管理業務を適切に実施した。
	更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度の		• システムの機能改良業務を遅滞なく実施した。
	システム更改に向けた準備を確実に実施できたか。		• 令和6年度のシステム更改に向けての準備として、企画策定業務を実施した。

ゥ	緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行っ	Α	• オンサイト担当部局における緊急時対応技術マニュアル策定業務の派生により、オ
	たか。		フサイトにおける課題の検討のための、原子力規制委員会委員、幹部、庁内外関係 者のニーズや懸念事項を把握するための一連の会合及び関連する意思決定訓練 に参画し、検討に寄与した。
ェ	 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行	Α	• 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、正常稼働状態を維持するた
	うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実		め、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、必要に応じて
	に行ったか。		システム設定変更等を実施した。また、利便性向上や改修すべき機能について整理 を行い、改修を実施した。
オ	緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	Α	令和 4 年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に 示した。
カ	各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	Α	人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、 各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。
+	 緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の 5%)及び人事評	Α	・緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓
	価等必要なマネジメントを行ったか。		練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓
			練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要
ク	オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に	Α	なマネジメントを行った。 ・ オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練として、事業者防災
	一度程度実施したか。	^	訓練との連接訓練を年度当初から企画検討を行い、令和5年2月に柏崎刈羽原子
			カ発電所及び玄海原子力発電所で実施した。また、本府活用の実効性確認のため
			の官邸での図上訓練を令和4年6月に実施し、原子力災害発生時の対応状況を確
			認した。さらに、令和4年5月及び7月に初動対応訓練や8月、9月、10月及び11月 に総合防災訓練(プレプレ訓練及びプレ訓練含む)を通じて連携の確認を行った。
			・ その他、原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を6月、10月及び令和5
			年3月に実施し、オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化を図った。
ケ	あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応につい	Α	• 原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を令和4年度当初から企画検討を
	て高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度		行い、令和4年6月、10月及び令和5年2月に実施した。11月に総合防災訓練を行
	実施したか。		い、オフサイト系の対応の意思決定能力を醸成するとともに、当該訓練実施により抽出した課題に対して、ERCオフサイト機能班及び各要員に対して図上訓練を令和5
			年1月に実施し、能力向上を行った。また、令和5年2月の事業者防災連接訓練へ
			の参加によりオフサイトに係る対応能力向上を確認した。
⊐	緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連する	S	・ 令和4年2月に実施した令和3年度原子力総合防災訓練及び令和4年3月 16 日の
	マニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。また、令和3		福島県沖地震による警戒事態対応で得られた教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改正した(令和4年9月2日に施行)ほか、原子力災害対策マニュア
	年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題につ		ルとの整合を図るために、原子力災害対策初動対応マニュアルを改正し(令和4年
	いて検討を行ったか。		12月16日施行)、特に、内閣府本府活用の本格化に伴う記載を適正化した。また、
			原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルについては、令和5年3月24日に改正
			した。 • 原子力規制委員会業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、ERCにおいて非
			常時優先業務の継続が困難な場合の ERC の代替拠点候補の一つであるとなる川
			崎オフサイトセンター及びERC機能の一時的代替を想定する敦賀オフサイトセンタ
			一において、機器の立ち上げ等に係るマニュアルの作成や訓練等を行い、緊急時対 応能力の向上を図った。
			・また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練及び令和3年 12 月の
			机上訓練の結果を踏まえて、事業所外運搬時の事故等発生時における初動対応マ
			ニュアルを令和4年4月25日に改正した。また、6月に実施した緊急時対応訓練の 訓練結果を踏まえ、関係省庁と連携する等更なる検討を進めている。
			訓練柿来を踏まえ、関係有圧と連携する寺更なる検討を進めている。 さらに、令和3年度に PWR 版を先行して整備した緊急時対応技術マニュアル
			(NRA 版 RTM-96)については、引き続き BWR 版の整備を進め、事業者防災訓練で
			適用を確認する。また、PWR版については令和4年度実施された総合防災訓練で試 行的に活用した。
サ	原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方	Α	・ 令和年度の全 39 事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめ
	検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めた か。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力		を実施した。 ・原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換
	事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。		会合(以下「訓練等のあり方意見交換会合」という。」を令和4年4月8日及び同年7
			月7日に行い、同会合で示された課題に対して今後の検討方針を事業者と議論し、 合意を得た。
			・上記の事業者防災訓練の評価結果及び、訓練のあり方等に係る今後の検討方針に
			ついて、令和4年7月21日に開催した第14回原子力事業者防災訓練報告会にお
			いて報告した。

			(原丁刀規制安貝宏 K 4 -(3))
			・第 14 回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和 4 年度第
			28 回原子力規制委員会(令和4年8月 17 日)へ報告し、報告した方針に基づいて、
			訓練のあり方及び規制の関与を見直すための試行案を検討し、同年 10 月 20 日に
			行った訓練等のあり方意見交換会合において具体的な試行の計画について議論
			し、合意を得た。
			・また、令和5年1月24日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、実発災を
			想定した広範囲な支援組織との連携といった緊急時対応組織の実効性の向上に係
			る評価指標案を示し、今後実施される試行において評価を行い、指標案の検証をす
			ることとした。
			• 令和4年度は島根原子力発電所、伊方発電所、泊発電所、志賀原子力発電所、柏
			崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所、東海第二発電所及び玄海原子力発電
			所で実施した原子力事業者防災訓練において、実発災を想定した広範囲な支援組
			織との連携等の試行を実施した。
			・さらに、令和4年 11 月 30 日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、核物
			質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論し、規制
			側と事業者側それぞれに課題があることが共有され、互いに検討することとなった。
			• 令和5年3月 17 日の訓練等のあり方意見交換会合において、各課題の検討状況、
			試行の実施状況及び原子力施設安全と核物質防護が連携した訓練における課題と
			対処方針について報告し、意見交換を行った。
シ	原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適	Α	・原子力災害対策中央連絡会議については、令和4年9月30日及び令和5年3月16
	時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。		日に開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等につ
			いて関係省庁と情報共有を図った。
ス	各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充	Α	• 基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すた
	実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改		め、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST 主催による高度被ば
	正等を行ったか。		く医療支援センター連携会議(令和4年6月24日、9月29日、12月23日、令和5年
			3月22日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。
			• 原子力災害医療体制の充実化に向け検討を実施し、第81回原子力規制委員会(令
			和5年3月8日)で、福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定することを決定
			した。
1			

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (年次報告第5章第5節)	評価	Α
年度業務計画 (Plan)	Ⅰ:既定の方針に基づき確実に実施するもの Ⅱ:改善事項等一定の新規性のあるもの Ⅲ:新たな規制の導入等新規性が高く	挑戦的な	もの

(5)放射線モニタリングの実施

- ・47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(Ⅰ)
- ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕	Α	• 原子力規制事務所等に配備すべき資機材について、適切に配置を見直すとともに
	等を行うことができたか。		資機材の更新を実施した。また、故障等が発生した資機材については、修理等を迅
			速に行った。
1	原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行	Α	• 地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング要員育成、EMC訓練、環境放射能
	うことができたか。		分析研修等を開催し、研修・訓練を行った。

■評価結果

		その別定結果	Α	判断根拠	全	ての測定指標において目標を達成した	<u>-</u> ため			
(各行)	政機	関共通区分) ————————————————————————————————————					I// 1/ 1==	- B 1 1 1		
							定性指標	定量指標		
				坊護対策の推進			A (A 評価: 2)	-		
			(2) 放射性[司位元素等規制法に係る規制の実施及び	継続	的改善的改善	A (A 評価:3)	_		
施策每	の評	平価	(3)原子力多	災害対策指針の継続的改善			A (A 評価:7)	-		
			(4) 危機管理	理体制の整備・運用			A (S評価:1、A 評価:12)	A 評価:		
			(5) 放射線-	Eニタリングの実施			A (A 評価:2)	A 評価:		
			İ	評価・分析	次	マ年度の取組の方向性(中間評価の場	合は今後の取組の方向性			
2)放	射性	同位元素等規制法	に係る規制の	実施及び継続的改善						
新規	_	医療分野の放射	性同位元素の	利用の進展と関係省庁の検討状況を踏		医療分野の放射性同位元素の利用	の進展と関係省庁の検討状況	を踏まえ、必		
		まえ、必要に応	じて規制の在り	J方を検討することを新たに中期目標に掲		要に応じて規制の在り方を検討する	0			
		げた。								
3)原	子力	災害対策指針の継	続的改善							
新規	_	•発電用原子炉及	び再処理施設	等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レ		令和2年9月 16 日第 26 回原子力規	制委員会において指摘のあった	た EAL に係		
		ベルの見直しを	検討することを	そ新たに中期目標に掲げた。		中長期的課題(原子力災害対策指針での EAL 判断基準の記載内容等)のうち、				
						特重施設等を考慮した BWR の EAL	の見直しについて、事業者と見	直しを検討		
						る EAL 会合での議論を通じて EAL の	の見直し案を策定する。			
						また、重大事故等対処施設等を考慮	した再処理施設の EAL につい	て、事業者だ		
						ら見直しの要望があった場合には、E	EAL 会合での議論を開始する。			
(4) 危	機管	理体制の整備・運	Ħ							
		• 原子力災害対	対策マニュアル	の改正にあたっては、内閣府本府の活用						
		を定めるため	に、内閣府及び	び官邸機能班と緊密に調整しつつ検討						
		し、とりまとめ	ることができた	-						
		• 事業所外運搬	般時の事故発生	上時における初動対応マニュアルの改正						
		にあたっては	、事故等発生	時や原災法 10 条以降の進展に備えた強						
		化体制の構築	色、リエゾンの》	派遣等の現場確認・現場への対処、内閣						
		府及び官邸へ	への情報共有等	等といった訓練を通じて課題として提示さ						
		れた事項を新	たに本マニュ	アルに取り入れるために検討を進め、本						
コ	s	マニュアルを	全面改正した。	上で本事項を取り入れることができた。ま						
		た、全面改正	されたマニュア	アルに基づき訓練を実施してその実効性						
		を確認する等	を行った。							
		また、原子力	規制委員長の	退任に伴う危機管理宿舎の退去に係る						
		各種調整及び	が手続並びに か	収期原子力規制委員の緊急参集体制確						
		立のための宿	舎への入居に	「係る原子力規制庁関係部署、内閣官房						
		及び財務局則	オ務事務所との	調整を綿密に実施し、原子力規制委員						
		会の緊急時対	対応体制の基盤	盤を維持した。						
		・・以上のとおり	り、当初より想?	定を大きく上回る成果を得られた。						

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	令和 5 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和 5 年 7 月 21 日)
	令和 5 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日))
使用した資料その他の情報	令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	長官官房
	足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事案対策室長
	放射線防護グループ
	新田 晃 放射線防護企画課長、今井 俊博 監視情報課長、久保 善哉 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措
	置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当)

規制の事後評価書(要旨)(案)

法律又は政令	令の名称	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)									
規制の名称		原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等									
規制の区分		改正(拡充)									
担当部局		原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門 電話番号:03-5114-2155									
評価実施時期	切	令和5年8月									
事前評価時 <i>0</i>	の想定と比較	課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。									
費用、効果(化響の把握	更益)及び間接的な影	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。									
(;	放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。 事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。										
(2	行政費用)	廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性 汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規法上での監視等の手続きに包含されるものであると想定されるため、行政費用の増加 は少ないものと考えられる。事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたこと から実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コスト は必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。									
	副次的な影響及び波及 的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。									
考察		廃棄物の特例措置(放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。)について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。 事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。 事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。 放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。 以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。									
備考											

規制の事後評価書(案)

法律又は政令の名称:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第

167号)

規制の名称:原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度

の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

規 制 の 区 分:新設、(改正)(拡充)緩和)、廃止 ※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期:令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現 の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響 は特段生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン(もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況)を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン (本法改正が為されなかった場合の仮想状態) に変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

廃棄物の特例措置(放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。)については、現時点では改正後の適用例はないが、放射性同位元素等の廃棄を原子炉等規制法の規制により一元的に規制することで合理的な廃棄とその安全確保が可能となる当該措置の必要性は引き続き認められる。事故等発生時の原子力規制委員会への報告の義務化されたことで、放射性同位元素等の盗取、所在不明等の事故について改正後11件が報告されており、原子力規制委員会が状況を把握し適切な対応を講じる必要が引き続き認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目を最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れて機動的に見直しすることができるよう原子力規制委員会規則に委任したことにより、平成30年4月に定期講習、平成31年4月に試験及び資格講習について事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、当該措置の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。

事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、 今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来か ら発生する炉規法上での監視等の手続きに包含されるものであると想定されるため、行政費用の 増加は少ないものと考えられる。 事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。 試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。

⑥ 効果(定量化)の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

⑦ 便益(金銭価値化)の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置に関しては、改正後の適用例がないため、現在は把握された効果はないが廃棄を一元的に行うことができるようになることから将来的に大きな便益が期待される。

事故等発生時の原子力規制委員会等への報告の義務化について、盗取、所在不明等の事故発生時における事業者からの報告によって、委員会が事故の状況を把握し、事故に対する処置を適切に講じることができるようになった。

試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、試験、資格講習及び定期講習に最新の知 見を速やかにかつ柔軟に取り入れることができた。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- ※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会 が作成するマニュアルを参照のこと。
- ※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

廃棄物の特例措置について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。

事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。

以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

政策評価懇談会における主な意見

令和5年7月21日に実施した政策評価懇談会における主な意見と今後の対応案と ご指摘事項への回答は以下のとおり。

●令和4年度実施施策に係る政策評価書

主な指摘

(適切な業務執行を実現する職員間の連 携)

請負契約に係る不適切事案について、入 札の公正性を検証した結果、他にはなかっ たことは理解したが、専門性が不足してい ることに対する検証や、能力がなくても周 囲の人や上司に聞ける環境にないといった ある種の閉塞感があるのではないかという ことについての検証が不十分。後者につい ては、アンケート結果で職員間の繋がりが 弱いという結果とも関係があるのではない か。これらについてマネジメントとして臨 むべき。(亀井委員)

今後の対応案とご指摘への回答

職員の専門性を高めるため、研修体系や様々なカリキュラムを整備して取り組んできているが、今後も継続して組織として取り組んでいく。

また、職員間の横の繋がりについては、政策評価の説明でも示したとおり、これまでも改善を重ねながら活動を続けており、今後更に強化して取り組んでいく。

(評価主体の明確化)

自己評価の主体は原子力規制庁なのか原子 力規制委員会なのか両者の関係を明確にし ておくべき。(城山委員) 令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画(令和5年3月22日 原子力規制委員会)に掲げる評価プロセスの説明を資料1に加え、原子力規制庁が行った自己評価を原子力規制委員会で議論して決定することを示す。

(改善点・反省点の表記)

資料1の8ページにある原子力規制委員 会による主な指摘の部分で「透明性の向上 について努力すべき」とあるが、透明性の 資料1は政策評価等の概要を示した ものであり、内容が必ずしも十分では なかった点もあるが、政策評価書 (案)には、「経済産業省と面談して 観点で推進側とのやり取りに問題があった という自己評価であれば、改善したことだ けでなく反省すべき点があったことも記載 すべき(城山委員) いた旨を公開しなかったことが結果的に透明性に不十分な点があったと指摘されたことを踏まえ、原子力推進当局との間の透明性をより高める観点から、令和5年1月25日に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を修正した。」と記載している。資料1もその旨がわかるよう修文する。

(意識向上への分析の必要性)

職員アンケートの結果、30代職員の負荷が高いことについて、モチベーションを 高めるヒントを得るために、実施している 業務内容の分析を行うべき。(飯塚委員) 30代職員は将来のキャリアパスをどう考えるべきか悩みを持ち始めていると考えられ、その年代に対して組織としてきめ細かくフォローできるような取り組みを行ってきている。それらの効果を継続的に測定し、必要に応じて改善策を考えていく。

(目標未達要因を踏まえた対応の在り方)

施策目標Iの目標達成度合いの測定結果がB評価となった原因として、集中型訓練生の人数が想定以下であったために研修受講者の延べ人数も目標値を下回ったとされている。令和4年度の訓練生の減少は単年度に限った要因によるものなのか、あるいは、今後も継続しうる構造的な要因によるものなのか。本来の業務の多忙により訓練生を出すのが困難というような構造的な要因なのであれば、組織構成や人員配置を見直すとともに、必要があれば訓練生の人数やカリキュラム等も現状に応じて調整し、

集中型訓練制度は、入庁後4,5年経った一般職技術系の職員を対象としているが、今後は実務経験者である中途採用職員で別の分野にも挑戦したいと考えている意欲のある職員を対象に、集中型訓練課程のうち必要な部分を受講させて資格を取得してもらうといった、庁内全体で活用していくことを考える。

持続可能な研修制度として維持していく必要がある。(藤田委員)

(政策の考え方の発信・共有)

原子炉の運転延長は推進側の政策判断と しているが、安全の観点から 60 年を超え て運転することが実現可能なものか、原子 力規制委員会が科学的判断・根拠を示すこ とが必要ではないか。(飯塚委員・城山委 員・町委員)

経済産業省が政策の発信元になるとして も、規制する側がどういうふうにエネルギ 一政策を見ているのか言葉にして提示して 欲しい。(町委員)

令和4年2月13日の原子力規制委員会 における高経年化した原子炉の安全規制の 検討において、複数の委員から

- ・委員会での議論の内容が次回の資料等アウトプットに反映されていない
- ・外から定められた締め切りを守るために せかされて議論をしてきた
- ・外枠・制度論ばかりが先行し、基準の議 論が不十分だった

等の「違和感」が表明されたのは、規制委員会の独立性に関わる問題として重く考えるべきであり、規制庁の見解を問う。(藤田委員)

60年を超えて原子炉を運転すること について前例はないが、原子力規制委 員会は、科学的技術的に見て、これま での基準の枠組みが適用できるものと 判断している。

他方、高経年化した原子炉の運転に伴って今後明らかになる知見等については、規制に追加すべき点がないか検討することとなる。

公開の原子力規制委員会の場において、委員からこのような発言のあること自体が、各委員によって独立した意思決定を行うという原子力規制委員会の独立性そのものを示しているものと捉えている。

なお、議論の進め方や資料の準備に 関する委員の発言については、今後の 対応に反映させる。

(選択肢への科学的説明)

福島第一原子力発電所の ALPS 処理水を 希釈して海に流すことの安全性はどうなっ ALPS 処理水の規制基準を満足するかたちでの海洋放出は人や環境への影響はないものと認識している。なお、

ているのか、また、トリチウムの除去技術 について、原子力規制委員会としても導入 する役割があるのではないか。(町委員) トリチウム除去技術については、規制 側が選択するものではないが、今後適 用できるような場合には安全規制上の 取り扱いについて検討が必要と考えて いる。

(原子炉設置者の適格性)

東京電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構など、原発を再稼働させる事業者として適格性があるのか、規制の立場から、これからどのように審査監督していくのか。

次世代と言われながら長い間、実用化もされていない高温ガス炉の新規開発に、もんじゅで失敗し運営を担う資格がないと原子力規制委員会に指摘された、日本原子力研究開発機構の名前が上がっているが、規制側として過去の教訓を忘れている推進に歯止めをかける必要があるのではないか。(町委員)

平成29年12月27日に原子炉設置変更許可を行った柏崎刈羽原子力発電所の審査に当たっては、東京電力が福島第一原子力発電所事故を起こした当事者であることを踏まえ、同社が原子力発電所を設置・運転する適格性を有するかどうかにつき、技術的能力に係る審査の一環として確認している。

また、上記の審査の過程において東京電力が確約した7項目については、保安規定に追加しており、その遵守状況について原子力規制検査の対象とすることとした。

(表現の適正化)

政策評価の概要を示す資料1の5ページ にある各施策目標の評価結果を示す表の下 に注釈で「()内、個別目標の評価のうち 定性指標と異なる数」との表現は、施策に 対する定性・定量指標という大項目と個別目標である小項目も同様な指標に読めるのでミスリーディングになるおそれがあるので明確にすべき。(城山委員)

指摘を踏まえ、表の注釈を「() 内は、個別目標(小項目)の評価と数」 と修正する。

●今後の政策評価方法の在り方

主な指摘

(現場の業務実態に即した評価の質の向上)

評価の質を上げることを目指すべきであり、目標と達成手段を使い分けて指標を設定することが重要である。計画時に想定した環境は正しかったのか、目標が妥当であったのか、目標達成手段・方法は適切だったのか、実現可能なリソースがあったのかなども振り返ることが大事である。達成困難な目標があった場合、重要案件が他に発生したのかなど、状況の変化に計画修正しながら対応できたのか、ということを自己評価することが望ましい。(飯塚委員)

政策評価審議会で打ち出された評価とは、次なる改善を具体的に見いだすとことである。原子力規制を取り巻く環境は大きく変わってきていることを踏まえて、何を改善して行くのか宣言した上で、小さく回していくことと大きく回していくことの両方があって、それらをもって全体の評価が回っていくという考え方である。(亀井委員)

指標を決めて目標を達成したかどうかが 最重要であるという指標至上主義になって いると数年前から感じているが、指標とは 見たいものの一部を垣間見るもの。目標達 成度に関する指標をどのようにするか、そ の目標を実現するための手段・方法をどう するかよく考えるべき。(飯塚委員)

今後の対応等

これまでの政策評価は、上澄みの部分を見て評価しているところがある。 現場での活動や現場に近い視点を持たないと改善に繋がらないことから、現場レベルで個別の事業・業務毎に課題や軌道修正すべきことをどのように捉えていくかを考え、それらを積み重ねて大きなフィードバックが回っていくような仕組みを検討する。

今の政策を正当化するのではなく、どう 修正したらいいのか判断できるような指標 とすべきであって、逆に変えた方がいいと いえるようなデータを得られるならそれが 望ましい。ただし、安全規制のような粛々 とやることが必要な分野でアジャイルな評 価を入れるのは何を意味するか考えるべき (城山委員)

(性格の異なる業務目標の設定)

B評価以下は取りたくないので、保守的な目標設定になりがちだが、原子力規制委員会の規制に関する業務は、事前に定められた目標をきちんと達成することが重要である。他方、組織運営や人事の工夫についてはチャレンジングな目標を掲げてトライして見直していくことも考えられる。保守的な部分とチャレンジングなことを許容する部分を明確にすべき。(大屋委員)

規制そのものの業務では難しい面も あるが、チャレンジングな取り組みに ついて庁内でも議論を始めているとこ ろであり、2年後の第三期中期目標に 繋げていく。

規制庁の組織は業務所掌上明確に分かれているが故に、横の連携が弱い面のあることが特徴であり、意図的にそういったところを混合させてチャレンジングなことを考えていく、といった取り組みを政策評価に落とし込めるか検討する。

なお、現行の業務計画でも(I)確 実に実施するもの、(III)挑戦的なも の等、施策分類し達成基準を設定して おり、今後充実化を図っていく。

(政策評価の戦略的活用)

資料4の結論は「現状の評価活動を継続すれば良い」というもので、これまでの評価活動の正当性が強調される一方で、現行の評価活動から課題を見出し、今後、政策評価をより効果的に活用するための検討等

資料4は、政策評価に関する基本方 針が見直されたことに伴い、今後の政 策評価の在り方について検討するため に、現在の原子力規制委員会の政策評 価等の状況を整理したものであり、何 らかの結論を示したものではない。今 については言及されていない。政府全体の 基本方針の変更に応じて規制委員会・規制 庁として、今後、政策評価をどのように戦 略的に活用しようとしているのか、積極的 な記述がある方が望ましい。(藤田委員) 後、政策評価懇談会での委員の意見を 踏まえ、政策評価の活用方法も含めて 検討を継続していく。

原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

参考資料1

◆政策体系

組織理念 (政策目標)

中期目標

◆ 政策体系(5施策)

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

Ⅱ. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

Ⅳ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と 事故原因の究明

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(年度業務計画の記載の例)

Ⅰ.独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

(独立性・中立性・透明性の確保)

原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う

予算事業は 行政事業レビューを実施

安全研究・モニタリング等の全 予算事業が対象。事業の効果 的・効率的な実施に活用

法律・政令の改正は 規制の政策評価を実施

国民生活・社会経済に及ぼす 影響を把握・評価

政策評価の質の向上に継続的に取組む

◆評価プロセス

年度業務計画の 進捗の評価

年度業務計画※

①行政事業レビュー

②マネジメントビュー

③政策評価懇談会

原子力規制委員会 での審議・決定 今後の施策の企 画立案や予算要 求等に活用

原子力規制委員会政策評価懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

いいづか よしのり 飯塚 悦功 公益財団法人日本適合性認定協会理事長

東京大学名誉教授

大屋 雄裕 慶応義塾大学法学部教授

かめい ぜんたろう 亀井 善太郎 PHP 総研主席研究員

立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授

レろやま ひであき 城山 英明 東京大学公共政策大学院教授

東京大学大学院法学政治学研究科教授

☆ じた ゆきこ 藤田 由紀子 学習院大学法学部教授

*** あせい 町 亞聖 フリージャーナリスト

令和5年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和5年3月22日 原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画(令和2年3月4日原子力規制委員会決定)に基づき、原子力規制委員会が令和5年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和4年度原子力規制委員会の政策体系(令和4年3月23日原子力規制委員会決定)(別紙)の1.~5.を対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、以下を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)等に基づき実施する。
 - ・原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度 の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等(第三段階施行分(平成 30年4月1日施行))

3. 令和4年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和4年度実施政策について、令和4年度実施施策に係る事前 分析表(令和4年8月17日原子力規制委員会決定)において設定した指標等によっ て測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行 う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程(原規総発第1912181号)第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書(案)を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和4年度政策体系

政策目標(組織目標):原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施	策目標	PDCA管理番号
1.	独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
	(2)規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
	(3) 職員の確保と育成	1. (3)
	(4) その他	1. (4)
2.	原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	
	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
	(5) その他	2. (5)
3.	核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
	(1)核セキュリティ対策の推進	3. (1)
	(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
	(4) その他	3. (4)
4.	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
	(1)廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
	(2)事故の分析	4. (2)
	(3)放射線モニタリングの実施	4. (3)
	(4) その他	4. (4)
5.	放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
	(1)放射線防護対策の推進	5. (1)
	(2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
	(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
	(5)放射線モニタリングの実施	5. (5)
	(6) その他	5. (6)

^{※1. 「}その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

^{※2.} 政策評価実施単位は、1. ~5. とする。

(原子力規制委員会 R4-①)

					令和4年度	実施施策に係る	政策評価の事前					
施策名		1. 独立性	生・中立性・透	明性の確保と約	且織体制の充実			施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なも の)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方 針 2022	政策評価実施予定時期	2023年8月	
施策の概要		外国及び国	国際機関との連	携・協力等を図	透明性の確保、終 図る。 かけ続ける組織			目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議 附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標		原子力規制 (1)原子 (2)規制	委員会の組織 子力規制委員会	実施することに体制が十分なるの組織理念を身業務基盤の充分			長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、吉野 官、村田 真一 広報室長、一井 報システム室長、田口 達也 ノ (会計担当)、湯本 淳 法令審	直人 国際室長、	足立 敏通 情雄介 参事官			
政策体系上の位置付け		原子力に対	寸する確かな規	制を通じて、ノ	人と環境を守る	こと		担当部局・作成責任者名	務担当) 技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長 官(核セキュリティ担当) 原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 迎 隆 原子力安全人材育成センター	T X	安全規制管理	
定量指標		基準値 (基準年			F度ごとの目標値 F度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		度)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度					
1 原子力規制委員会のを具体化する規制活		-	100%	100%	100%	100%	100%		には、常に議論の場を公開すること の確保のための方針に基づき、内?			
(会議等の公開の書 【PDCA 管理番号:		(-)	100%	100%	100%	100%		100%にすることができたかを目標	をする。			
2 原子力規制委員会の を具体化する規制記 (ホームページのウ	舌動の実践	-	A %	A %	A %	A %	A %	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要 政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示す んなの公共サイト運用ガイドライン(2016 年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやする				
セシビリティの確保 【PDCA 管理番号:	呆)	(-)	A %	A %	A %	A %		標でもある高齢者・障害者等配慮語	ン(2016 年版)」に基づき、ホーム 設計指針「JIS X 8341-3:2016」にお るコンテンツを除く)を達成できた	いて、レベルAL	人上(※運営者	
3 職員の確保と育成		-	-	-	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用する。	とともに、再任用、特例定年等を最	大限活用しポスト	・を充足するこ	

		1 1			1		(原于月規制安貝会 R4-①)
(定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号: 1.(3)】	(-)	93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	とにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定 を目標とする。	数に対する実員数の割合 95%
職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割	-	-	-	-	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に え、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	定める政府全体の目標を踏ま
合) 【PDCA 管理番号:1.(3)】	(-)	31.0%	45.5%	34.5%	34.6%		
職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人	-	-	-	2500 人	2500 人	2500人 職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力と 施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計	,,,,,
数) 【PDCA 管理番号: 1.(3)】	(-)	1685 人	2031 人	2615 人	2542 人	者延べ人数 2500 人を目標とする。	
定性指標						目標	測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を 具体化する規制活動の実践に 係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1(1)】	- た - た - た - た - た - た - た - た - た - た	制委員の表示という。 制委員の表示という。 は制を会議をはいった。 は、のようないいいが、は、ののは、ののは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	一力規制計算。 一方規制計算。 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方道の手が、 一方でに に に に に に に に に に に に に に	の確保のためのの間にない。 自動計 がでない 自動計 がでない 自動計 がでない 自動計 がでない かい に さい で かい ない は いい は いい は いい は いい ない ま で は いい ない ま で は ない で は ない で で は ない で で は ない で で に 係る ひ き かい	方針に基で、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	中るとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底し 内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。 ターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。 別対象を拡充できたか。 3:2016」において、レベル A 以上を達成できたか。 の運用を考慮し、公開資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕様を確定できた きたか。 公開できたか。 開示情報の特定を適切に行ったか。 また、問合せに適切に回答することができたか。 用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を 見交換を適切に行えたか。 夏の助言を得られたか。 に応じて実行できたか。	令和 4 年度原子力規制委員会年度業務計画
	合) 【PDCA管理番号: 1.(3)】 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA管理番号: 1.(3)】 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号: 1.(3)】 定性指標 令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況	(PDCA 管理番号: 1.(3)) 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) (-) 【PDCA 管理番号: 1.(3)】 職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) (-) 【PDCA 管理番号: 1.(3)】 定性指標 令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号: 1(1)】 - オンライ - 規制に関・ホームペー 「N-ADIか。 - 「N-ADIか。 - 「N-ADIのよりをとの。 - 「N-ADIのよりをとの。 - 「N-ADIのよりをとの。 - 「ア・カ規 - 関係子力規 - 関係子が会 - でを全文化 - 新規採用 中途採用職	(PDCA 管理番号: 1. (3)】 職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) [PDCA 管理番号: 1. (3)】	(音)	(会) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	会) 【PDCA 管理番号: 1. (3)】	(DOCA 管理維等: 1, (31) 93.6% 95.4% 94.3% 94.3% 92.6% を目標とする。

			(原于刀規制安貝宏 R4-①
		- 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。	
		- 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。	
7	令和4年度業務計画に定める規	(マネジメントシステムの定着)	令和 4 年度原子力規制委員会
	制業務を支える業務基盤の充	- 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。	年度業務計画
	実に係る各種の取組の進捗状	- 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の	
	況	研修教材への活用等を行ったか。	
	【PDCA 管理番号:1. (2)】	(国際協力の推進)	
		- 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか。	
		- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	
		- 国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	
		- 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	
		- 国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。	
		- オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・	
		施策への活用を行ったか。	
		- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。	
		- 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。	
		- 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、	
		また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	
		- 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行った	
		か。	
		- 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	
		(管理業務の確実な遂行)	
		- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	
		- 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルー	
		ル、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。	
		- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	
		- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。	
		- 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与した	
		か。	
		- 予算の適切な執行管理を行えたか。	
		(訴訟事務及び法令審査)	
		- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	
		- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	
		- 長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	
		- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。	
8	令和4年度業務計画に定める職	(高い倫理観の保持)	令和 4 年度原子力規制委員会
	員の確保と育成に係る各種の	- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合(男性育休(2025 年までに 30%)	年度業務計画

	取組の進捗状況
	【PDCA 管理番号:1. (3

等) 等から、効果を確認できたか。

- 3)】 全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。
 - ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフ バランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。

(原子力規制人材の確保)

- 定数に対する実員数(95%)、新卒採用者に対する女性割合(35%)、障害者法定雇用率(2.6%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するととも に、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。
- 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。
- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。

(原子力規制人材の育成)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。
- 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。
- 研修を適切に実施し、年間延べ受講者数 2,500 人以上を達成できたか。
- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。
- ・令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。
- 講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。
- 力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。
- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。
- 年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に 適切に反映するためのデータベースを構築したか。
- 説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。
- 360 度評価を試行できたか。
- 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。
- 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。
- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。

達成手段 (開始年度)		=	予算額計(執行	額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			事業番号
(1)	原子力安全規制情報広聴· 広報事業 (平成 16 年度)	317 (307)	631 (608)	676 (642)	625 (601)	712	6	・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・ アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検 索可能とするシステムの整備・運用を行う。	0001
(2)	国際原子力発電安全協力推進 事業	114	72	67	66	68	7	諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力 規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関	0002

	(平成7年度)	(63)	(48)	(5)	(35)			との人的交流を行う。	
(3)	国際原子力機関原子力発電所 等安全対策拠出金 (平成4年度)	323 (287)	336 (232)	255 (179)	180 (161)	178	7	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関 (IAEA) の特徴を活かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。 具体的には、IAEA が取り組んでいる、①質が高く効率的な IAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEA の核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対する IAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。	0003
(4)	経済協力開発機構原子力機関 拠出金 (平成 18 年度)	47 (47)	54 (49)	50 (45)	49 (44)		7	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA) の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEA が取り組んでいる原子力施 設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事 業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原 子力規制の向上につながる情報を収集する。	0004
(5)	原子力発電安全基盤調查拠出 金 (平成4年度)	69 (22)	72 (60)	46 (29)	31 (26)	29	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づき OECD/NEA の事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEA が取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	0005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成 24 年度)	248 (208)	416 (343)	429 (211)	401 (239)	401	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。 また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。	0006
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成 26 年度)	512 (503)	272 (231)	283 (260)	256 (233)	256	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のブラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用ブラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規制基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。	0007
(8)	原子力規制人材育成事業 (平成 28 年度)	381 (286)	359 (270)	350 (201)	296 (183)	327	8	国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。 事業が継続する令和2年度及び令和3年度採択の10事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和4年度においても、令和2年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果	0008

(原子力規制委員会 R4-①)

									の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を 行い、優れた取組を採択する。	
	(9)	原子力の安全研究体制の充実・ 強化事業 (令和元年度)	.	823 (813)	800 (738)	954 (808)	590	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
施	5策の予算額	・執行額	2,009 (1,724)	3,035 (2,653)	2,957 (2,310)	2,857 (2,330)				

					和 4 年度実施旅	電策に係る政策	ほ評価の事前分析						
施策名	名	2. 原子力規	制の厳正かつ	適切な実施と打			Sir IIII > 3-13399 b	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なも の)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基 本方針 2022	政策評価実施予定時期	2023年8月		
施策のホ	概要	施する。 ・最新の科学 外の情報の収	的・技術的知 集を行う。	に向け、原子炉 見を取得するた 制について継続	ための安全研究	を推進すると		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に 参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本		対帯決議及び		
達成すべき	き目標	規制に係る技 (1)原子炉 (2)安全研 (3)改正原	術基盤が強化 等規制法に係 究の推進と規 子炉等規制法	することによ! されることをE る規制の実施 制基準の継続的 の着実な施行 改善及び新たな	目標とする。		され、原子力	技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(シンステム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シンプアクシデント担当)、萩沼 真之安全技術管理官(放射線・破棄物廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(対震・津波担当)			理官(シビア		
政策体系上の	D位置付け	原子力に対す	る確かな規制	を通じて、人と	と環境を守るこ	٤		担当部局・作成責任者名	原子力規制部 金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邉 桂一 安全規制 管理官(実用炉審查担当)、志間 正和 安全規制管理官 (研究炉等審查担当)、長谷川 清光 安全規制管理官 (核燃料施設審查担当)、内藤 浩行 安全規制管理官 (地震·津波審查担当)、武山 松次 検查監督総括課長、 杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検查担当)				
定量指	≨栖	基準値			F度ごとの目標(F度ごとの実績(測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
人工	1127	(基準年度)	平成 30 年度	令和元年度		1	令和 4 年度	MAC III M A SAC-EIII)		S IXXC S IXIC			
1	原子力災害対策特別 措置法第 10 条によ	-	0	0	0	0	0		取射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制 全的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第 10 条の通報とは、原子力施				
	る通報件数 〈アウトカム指標〉	(-)	0	0	0	0		において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES (国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)					
2	原子力災害対策特別 措置法第 15 条によ	-	0	0	0	0	0						
	る通報件数 〈アウトカム指標〉	(-)	0	0	0	0							

		I	T	T	1	T		-	(原于刀規制安貝会 R4-(2)					
3	公衆の被ばく、環境 の汚染のおそれがあ		0	0	0	0	0							
	る放射性物質の放出	-						 						
	の件数	(-)												
	〈アウトカム指標〉		0	0	0	0								
				測定指標の選定理由										
定性排	旨標	件数 (-) 0 0 0 目標			及び目標の設定の根拠									
4	令和 4 年度業務計画	- 設置変更許	可申請、設計及	なび工事の計画	の認可申請、運	転期間延長認	可申請、廃止指	昔置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善	策に 令和4年度原子力規制委員会					
	に定める原子炉等規	ついて」(令和	12年2月原	子力規制委員会	ミ了承)等に基っ	づき、厳正か	つ適切に審査を	実施したか。	業務計画					
	制法に係る規制の実	- 設置変更許	可において審査	至の漏れを防止	し、及び施設の	特徴・安全上	の重要度に応し	ごた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取り	まと					
	施に係る各種の取組	めに際し、審												
	の進捗状況	- 審査に関す	えた											
	【PDCA 管理番号:	か。また、審	査担当者の異重	助時等において	、マニュアルの	内容を確実に	.周知したか。							
	2. (1)]	- 審査会合の	都度残された誤	果題を確認し合	うなど、審査の	段階に応じて	、残された課題	題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有す	るた					
		めの取組を一	- 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有する めの取組を一層進めることができたか。											
		- 原子力規制	。 - 原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳											
		かつ適切に実	かつ適切に実施できたか。											
		- 東京電力柏	・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施で											
		きたか。												
		- 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。												
		- 安全性向上												
		- 使用者からの	の質問に対して	、適切に対応	することができ	たか。								
5	令和 4 年度業務計画	(最新の科学	的・技術的知り	見の蓄積と国際	共同研究の活用])			令和4年度原子力規制委員会					
	に定める安全研究の	- 最新知見を	収集し分析する	ことができた;	φ.°				業務計画					
	推進と規制基準の継	- 国内外で発	生する自然事象	良に関し、必要	に応じて関係機	関等と協力し	て情報収集・分	}析を実施したか。						
	続的改善に係る各種	- 技術基盤グ	レープから原子	一力規制部への	青報提供(技術	支援)を行っ	たか。							
	の取組の進捗状況	(安全研究の	積極的な実施)											
	【PDCA 管理番号:	- 実施方針等	こ基づき定めた	計画に沿って	安全研究業務を	達成できたか	0							
	2. (2)]	- 安全研究成	果報告を取りま	とめたか。積	亟的な成果の公	表ができたか	。JAEA 安全研	ff究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。						
		- 事前、事後	評価が計画どお	ょりに実施でき;	たか。									
		- 令和 5 年度	以降の安全研	究の分野及びそ	の実施方針を第	策定したか。								
		- 研究に関す	る国際活動に積	責極的に参加し、	調査・分析で	得られた結果	等を積極的に情	青報発信できたか。						
		- 共同研究を	計画どおりに進	進めることがで	きたか。研究報	告会が開催で	きたか。							
		- 放射線防護	研究を計画どお	3り開始し、ま	たリスク評価研	「究の強化や原	[子力規制庁内タ	小との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を	行っ					
		たか。												
		(規制基準の	継続的改善)											

									(1/1/1 / 1/1/1/11/1	可安只云 八千〇
		- ATENA から	- らの意見聴取結	:果を踏まえ、#	制度改正の要否	等について検討	すを進めたか。			
		- 技術評価書の	の策定及び関連	!する規則解釈	等の改正を行っ	たか。				
		- 国内外原子	力施設の事故・	トラブル情報	及び海外規制動	向に係る最新性	青報を収集・分	析し、適切にスクリーニングしたか。		
		- 技術情報検討	討会において、	規制に反映さ	せる必要性の有	無を検討し、ネ	進捗状況を確認	したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。		
		- 技術情報検討	討会の検討結果	について、原	子力規制委員会'	で速やかに報信	与を受けるとと	もに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、		
		地震・津波部	会で報告し、助	カ言を受けるこ	とができたか。					
		- 事故トラブ/	ルから得た教訓	を必要に応じ	て規制への反映	が行えたか。				
		- 規制基準等の	の記載の具体化	2・表現の改善	について、改正	作業を進めたた	٥, و			
		- 水素防護に	係る知見の規制	一への反映に関	し、事業者及び	・ATENA との)意見交換を行	うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討		
		し、知見の不存	確かさを踏まえ	た規制上の対	応を検討するこ	とができたか。	>			
		- 水素防護以外	外の知見の規制	一への反映に関	し、事業者等が	保有する知見な	を含め収集を進	めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。		
6	令和 4 年度業務計画	- 着実に原子	力規制検査を実	፤施できたか。	原子力規制検査	に対する検査で	官の理解が進ん	だか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できた	令和4年度原子	力規制委員会
	に定める改正原子炉	か。							業務計画	
	等規制法の着実な施	- 検査の実施別	及び検査指摘事	≨項の評価にリ	スク情報を活用	したか。				
	行に係る各種の取組	- 検査官からの	の意見聴取や事	業者との意見	交換等、運用の	継続的改善に向	句けた取組を行	い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。		
	の進捗状況	- 令和 3 年度	ξに発覚した設情	置変更承認申請	∮書の添付書類源	粛れを踏まえ、	同様の事例が	ないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。		
	【PDCA 管理番号:									
	2. (3)]									
7	令和 4 年度業務計画	- 審査進捗状治	况表の整備など	"を通じ、原子	力施設の審査状	況・課題の明確	准化を図れたか	0	令和4年度原子之	力規制委員会
	に定める規制活動の	- 業務マニュ	アルの整備等審	査の継続的改	善に取り組めた	か。			業務計画	
	継続的な改善及び新	- バックフィ	ット制度につい	って、事例分析	を行い、原子力	規制委員会で記	議論を行い、バ	、ックフィットについての考え方を整理した文書を作成することが		
	たな規制ニーズへの	できたか。								
	対応に係る各種の取	- 原子力規制村	検査においてリ	スク情報の活	用を促進するた	め、事業者の!	PRA モデルのi	適格性確認を行ったか。		
	組の進捗状況	- これまでグロ	レーデットアプ	プローチを適用	してきた核燃料	施設等の審査	実績も踏まえた	:上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレ		
	【PDCA 管理番号:	ーデットアプロ	ローチを検討し	,つつ、核燃料	施設等の審査を	行ったか。				
	2. (4)]	- 廃止措置の料	伏況を審査、検	き査等によって	確認ができたか。	0				
		- 東海再処理が	施設について、	監視チーム会	合等を通じ、廃	止措置の実施特	犬況の監視を適	時適切に実施したか。		
			に係る審査ガイ							
		- 特定放射性原	廃棄物の最終処	L分に関する基準	本方針に基づき	、調査の進捗に	こ応じ、必要な	検討を進めたか。		
		- 原子炉等規制	制法(核セキュ	- リティ、保障	措置関連を除く)について、『	関係部署と必要	な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。		
						当初予算額				令和4年度
	達成手段		予算額計(執行	f額)(百万円)		(百万円)	関連する	達成手段の概要等		行政事業
	(開始年度)					(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	定性指標	,, ,,		レビュー
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				事業番号
(1)	試験研究炉等の原子	30	25				4,6	 原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実	自体するレレル	0010

			i	1	1	i .		(%), 4 / 4 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /	IX DA IN (a)
	力の安全規制 (平成 23 年度)	(13)	(12)	(10)	(12)			に、原子炉主任技術者試験を実施する。 具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、 原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	
(2)	原子力規制検査の体 制整備事業 (旧:発電炉運転管理 分野(検査・運転管理) の規制高度化事業) (平成 23 年度)	67 (42)	292 (239)	211 (159)	125 (72)	145	4,6	令和2年4月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。	0011
(3)	原子力安全情報に係 る基盤整備・分析評価 事業 (平成 23 年度)	320 (253)	251 (214)	230 (185)	230 (221)	257	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	0012
(4)	東京電力福島第一原 子力発電所の廃炉作 業に係る安全研究事 業 (旧:燃料デブリの臨 界管理に係る評価手 法の整備事業) (平成 26 年度)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,152 (935)	1061	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。	0013
(6)	放射性物質の輸送・貯 蔵に係る安全規制の 高度化事業 (平成 23 年度)	100 (92)	94 (97)	93 (68)	88 (25)	83	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及 び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行 うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施 する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技 術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の 検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証 解析を行う。	0014

(7)	原子力施設における 地質構造等に係る調 査・研究事業 (平成 25 年度)	37 (35)	469 (405)	319 (307)	354 (343)	368	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、鉱物脈及び断層破砕物質の 化学組成等を分析するとともに、両者の構造及び切断関係を三次元的に把握し て断層面を認定する。また、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特 徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶 構造等を分析するとともに、これらの特徴と活断層との比較から、変位・変形 の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約40万年前以降 の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰 を同定し、噴出年代を精緻化する。また、海域活断層の活動履歴を評価するた め、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年 代を分析する。	0015
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧:燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成 26 年度)	1,153 (945)	237 (160)	981 (885)	984 (866)	715	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	0016
(9)	原子力施設における 外部事象等に係る安 全規制研究事業 (平成 23 年度)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362 (1,195)	1,358 (989)	1,399	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の発生源の規模及び頻度、並びにその作用(地震動及び津波水位)に係る評価モデルの不確かさに係る調査・研究を行う。また、フラジリティ関連の研究として、地震・津波の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る調査・研究を行う。	0017
(10)	核燃料サイクル分野 の規制高度化研究事 業 (平成 23 年度)	230 (171)	251 (200)	91 (73)	71 (46)	68	5	MOX 燃料加工施設及び再処理施設の検査等に資するため、これらの施設に係るリスク情報の整理を行う。その一環として、これらの施設の重大事故に関連する事故シナリオとして、以下について関連するリスク情報を蓄積する。 ①冷却機能喪失による蒸発乾固事象 ②グローブボックス火災	0018
(11)	放射性廃棄物の処分・ 放射性物質の輸送等 の規制基準整備事業 (平成 15 年度)	70 (63)	70 (61)	84 (43)	63 (45)	60	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	0020

								(/41.1.24/96/64)	女只云 八年也
(12)	原子炉施設等の規制 基準整備事業 (平成 23 年度)	56 (45)	82 (71)	83 (70)	77 (55)	44	5	民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正 し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を 総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の要否を検討する。また、IAEA 安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA 安全基準策 定に係る IAEA の関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さ らに、IAEA 安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	0021
(13)	技術基盤分野の規制 高度化研究事業(リス ク情報の活用) (平成23年度)	291 (92)	290 (234)	315 (264)	317 (276)	336	5,7	確率論的リスク評価 (PRA) に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRA に係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項(不適合の発見)の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。	0022
(14)	発電炉設計審査分野 の規制研究事業 (平成 23 年度)	1,321 (1,189)	1,021 (896)	1,091 (943)	1,241 (1,144)	933	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る技術的知見の拡充、並びに火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法の整備を行う。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	0023
(15)	大規模噴火のプロセ ス等の知見整備に係 る研究事業 (旧:火山影響評価に 係る研究事業) (平成 26 年度)	447 (427)	408 (372)	470 (425)	573 (442)	506	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。	0024
(16)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成 26 年度)	225 (192)	296 (228)	262 (158)	241 (190)	255	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠 となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要があ る。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、 原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	0025

						=		(原寸月規則	委員会 R4-(2
(17)	(再掲) 原子力の安全研究体 制の充実・強化事業 (令和元年度)	- -	823 (813)	800 (738)	954 (808)	590	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	0009
(18)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	- -	-	904 (843)	1,039 (995)	1,078	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化学動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	0026
(19)	使用済燃料等の輸送・ 貯蔵の分野における 最新解析手法に係る 評価手法の研究 (令和2年度)	-	-	54 (50)	120 (111)	198	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証(Verification)作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認(Validation)作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	0027
(20)	バックエンド分野の 規制技術高度化研究 事業 (令和3年度)	-	-	-	187 (172)	240	5	原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然事象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期	0028

								間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。	
(21)	廃止措置等に関する 規制運用技術研究事 業 (令和3年度)	- -	-	-	103 (64)	134	5	原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物について、測定結果の定量評価における信頼性の確保のための要素技術の抽出、混合物の放射能濃度の定量評価に必要な要素技術の抽出を行い、クリアランスの認可・確認に係る科学的・技術的知見を整理する。 中深度処分対象廃棄体、研究施設等廃棄物等を対象に、安全評価上重要となるソースターム設定等の審査に必要な知見を蓄積するとともに、技術的留意点を整理する。また、後続規制の廃棄体確認における放射能濃度評価方法の妥当性に係る科学的・技術的知見を整理する。 廃止措置の潜在的危険性に応じた規制運用に資するため、廃止措置工事中の放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置における危険性の高い活動評価に係る科学的・技術的知見を整理する。	0029
(22)	シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業(東京電力福島第一原子力発電所事故分析結果の反映)(令和4年度)					1,025	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を規制要件化するために活用する知見の整備のため、水素爆発、放射性物質の放出等に係る調査、実験、評価手法の整備等を行うことで、事故の調査・分析から得られた課題について更なる規制要件化の要否を検討する上で必要な技術的知見を取得する。 事故進展に応じた解析を行うことで現実的なプラント内の挙動や放射性物質の環境への放出等の情報を整備するとともに、防護措置に係る判断に必要な知見を取得する。また、人と環境への影響を評価する手法を高度化し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等について、より実効的な枠組みを検討するための知見を取得する。	新 22-0001
施策の予算額・執行額		9,224 (7,919)	8,958 (7,426)	9,926 (8.109)	10,032 (8,398)				

					会和 4 年度	る政策評価の事	前分析表			元时安良云 14-37		
	施策名	3. 核セ	キュリティ対策	策の推進と保障	措置の着実な実			施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なも の)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本 方針 2022 2023			
	施策の概要	実施のた	めの規制その他	也の原子力の平	もに、国際約束 和利用の確保の 続的に改善する	ための規制を		目標設定の考え方・根拠	附帯決議	原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参		
	達成すべき目標	会の信頼 (1)核 (2)保 (3)原	を維持すること セキュリティ対 障措置の着実が 子力安全、核セ	とを目標とする 対策の推進 な実施 セキュリティ及	び保障措置のイ	゚ンターフェー		担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官 宏 放射線防護企画課保障措 官 (放射線規制担当)			
故	策体系上の位置付け		対する確かな別		人と環境を守る							
	中 見形無	基準値			年度ごとの目標(f			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	定量指標	(基準 年度)	平成30年度		年度ごとの実績(令和2年度		会和 4 年度					
1	核セキュリティ対策の推 進 【PDCA 管理番号: 3. (1)】		-	-	0	0	0		原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核 規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したも			
	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数)	(-)	0	0	0	0						
	定性指標						目標				の選定理由)設定の根拠	
2	令和 4 年度業務計画に定め る核セキュリティ対策の推 進に係る各種の取組の進捗 状況 【PDCA 管理番号: 3. (1)】	- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。									力規制委員会業務	

3	令和 4 年度業務計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 3.(2)】 (保障措置拡大結論の維持	実用発電用を行ったか。核物質防護日・IAEA指定保障措	原子炉施設及で	が再処理施設の が検査について とびその追加議 返及び情報処理	を	セキュリティネ 内容の整理を行 原子力協定並ひ 監督を適切に行	対策強化に資す 行うとともに、 ドに原子炉等規	規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。 る審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備 柔軟な運用について検討を行ったか。	原子力規制委員会業務
4	(アウトカム指標)を含む〉 令和4年度業務計画に定め る原子力安全、核セキュリ ティ及び保障措置のインタ	- 核セキュリ ることができ	ティ部門以外 <i>の</i> たか。	の検査官に対す	る核物質防護	に関する教育の)継続的な実施	を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。	原子力規制委員会業務
	達成手段 (開始年度)		予算額計(執行			当初予算額(百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和4年度 行政事業 レビュー
(1)	試験研究炉等の核セキュリ ティ対策 (平成 23 年度)	平成 30 年度 38 (27)	37 (36)	37 (28)	32 (27)	令和 4 年度	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	事業番号
(2)	放射性同位元素使用施設等 の安全規制 (旧:放射線障害防止対策 に必要な経費) (昭和33年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	2	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042

								(///	于刀規制安貝宏 K4-③)
	保障措置の実施に必要な経費 (昭和 52 年度)	3,188 (3,184)	3,547 (3,533)	3,441 (3,421)	3,407 (3,390)	3,781	3,4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査で集出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	0031
(4)	保障措置環境分析調查事業 (平成8年度)	570 (543)	617 (570)	569 (545)	451 (402)	362	3	①IAEA に認定されたネットワーク分析所として、IAEA の依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ②新規分析手法の開発(ウラン及びプルトニウム粒子の精密同位体比分析) や既存分析手法の高度化	0032
(5)	大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	35 (28)	32 (29)	73 (37)	87 (79)	371	3,4	大型混合酸化物燃料加工施設 (J-MOX) では、新技術の導入により運転の 自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に 特化した保障措置手法を確立し、適切な保障措置を実施することが必要。 このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用す る保障措置機器 (①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定 機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器)を開発・ 設置する。	0033
(6)	国際原子力機関保障措置拠出金(昭和61年度)	104 (98)	135 (135)	101 (101)	80 (80)	85	3	国際原子力機関(IAEA)で実施している下記の4つの事業への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動	0034

								(//4-	1737/2013/2012
								が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障	
								措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復して	
								いくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、	
								本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プ	
								ロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	
(7)	原子力発電施設等核物質防							①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデー	
	護対策事業							タ取得	
	(平成 15 年度)							原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュ	
								リティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析	
		113	114	114	103	100	2	により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。	0035
		(99)	(115)	(80)	(69)			②規制動向調査	
								原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を	
								行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じ	
								た情報収集、実態把握を実施する。	
(8)	核物質防護検査体制の充							① 高機密性情報ネットワークの広域的な接続	
	実・強化事業(令和4年度)							核物質防護に関する機密性の高い情報を広域的に使用可能とするために本庁	
	大 照儿事未 (刊加 4 千反)							舎内で運用する高機密性情報ネットワークを更新強化し、極めて秘匿性の高	
								い通信基盤を確立する。	
								② 本庁舎と現場の検査官を一体化する専用端末の配備	
		-	-	-	9	175	2	秘匿性の高い通信基盤で使用する専用端末を本庁舎と現地の検査官室(PC	0036
		-	-	-	(2)			端末)、検査官(モバイル端末)に配備し、検査官が映像、音声、位置情報等	
								を活用しながら本庁舎及び現地の検査官がリアルタイムで評価する高度な検	
								査を実現する。	
								③ 高度な検査に必須な環境整備	
								現地の検査官が日常的な検査を実施するために必要な検査官室の防護対策を	
								行う。	
施策の予算額・	執行額	4,048	4,481	4,334	5,314				
		(3,978)	(4,417)	(4,212)	(4,936)				

							(原丁刀規則委員会 K4-(
					令和4年	度実施施策に係	系る政策評価の	事前分析表				
	施策名	4. 東京電	 直力福島第一原	子力発電所の原	廃炉の安全確 係	戻と事 故原因の	究明	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なも の)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022	政策評価実施予定時期	2023年8月	
	施策の概要	東京電力福	富島第一原子 力	発電所の廃炉に	こ向けた取組 σ)監視等を着実	に実施する。	目標設定の考え方・根拠	附带決議	原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び		
	達成すべき目標	作業の安全 (1)廃炉 (2)事故	全を確保し、事 戸に向けた取組	故原因を究明で の監視			発電所の廃炉	担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官 (システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部		対策室長	
Ę	改策体系上の位置付け	原子力に対	付する確かな規	制を通じて、ノ	人と環境を守る	らこと			竹内 淳 東京電力福島第一原子 洋司 安全規制管理官(専門検査	.,,	策室長、髙須	
	定量指標	基準値 (基準年 度)	平成 30 年度	年	E度ごとの目標 E度ごとの実績 会和2年度	値	令和 4 年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	事故の分析 (東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	- (-)	-	-	5 回	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、 る事故の分析に係る検討会での議論	継続的な現場調査を実施し、東京電ご等が必要となるため。	力福島第一原子を	力発電所におけ	
2	【PDCA 管理番号: 4. (2)】 国内外への発信(国内学協会等		-	5 回	8回	9回		事故調査・分析の検討内容について	国内外に発信するため			
	又は海外規制機関等の会合への参加回数)	- (-)	-	-	-	3 回	6回	事成副直、刀削の挟引(14年)といく	、四印がただはするため。			
	(PDCA 管理番号:4. (2)	(-)	-	-	-	12 回						
	定性指標						目標				の選定理由 設定の根拠	
	令和 4 年度業務計画に定める廃 炉に向けた取組の監視に係る各 種の取組の進捗状況 【PDCA 管理番号:4. (1)】	できたか。 を行い、そ - 実施計画 できたか。	特に、本マップの指摘に対するの変更認可申請また、実施計画	プにおいて令和 る取組状況等を	4 年度内の主 確認できたか。 こついて、東京 検査を適切に実	要な目標全てに電力福島第一原	ついて、東京電	に示した事項について、遅延なく進 這力に対し、特定原子力施設監視・評 おける廃炉作業の円滑な進捗の律速と	価検討会等の場において必要な指摘		子力規制委員会	
	令和 4 年度業務計画に定める事 故の分析に係る各種の取組の進			必要な現地調査	査、検討会等に	より事故分析を	生進めることがで	できたか(東京電力福島第一原子力発	電所における事故の分析に係る検討	令和4年度原 業務計画	子力規制委員会	

										112/22 0
		- 事故調査・ク	分析の検討内容	を報告書に取	りまとめるこ	とができたか。				
	【PDCA 管理番号:4. (2)】	- 積極的に事	故調査・分析の	検討内容につ	いて、国内外に	に発信すること	ができたか。			
		- JAEA との協	協働により事故語	調査・分析で収	又集・蓄積した	:情報のデータ	ベース化の取り	り組みを進めることができたか。		
		- 国内外への	発信として、国	内学協会等又	は海外規制機関	関等の会合に参	加できたか(会合に 3 回以上参加)。		
		- 連絡・調整:	会議等において	、関係機関と	の調整を行い、	事故分析のた	めの調査と廃	炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。		
5	令和 4 年度業務計画に定める放	- モニタリン:	グ調整会議の下	、関係省庁と済	連携し、ALPS	処理水に関す	る海域モニタ	リングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果	令和4年度原子	产力規制委員会
	射線モニタリングの実施に係る	を遅滞なく公	表したか。						業務計画	
	各種の取組の進捗状況	- 福島県を中	心に整備してい	るリアルタイ	ム線量測定シ	ステム及び可搬	型モニタリン	グポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。		
	【PDCA 管理番号:4. (3)】									
										令和4年度
	達成手段	う	予算額計(執行額	額)(百万円)		当初予算額	関連する			行政事業
	(開始年度)	1 3FBMI (1111BM) (E1311)			(百万円)		定性指標	達成手段の概要等		レビュー
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				事業番号
(1)	(再掲)							東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様	な放射性廃棄	
	東京電力福島第一原子力発電所							物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が	溶融し再度固	
	の廃炉作業に係る安全研究事業							化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上	適切に処理・	
	(旧:燃料デブリの臨界管理に	851	987	1,236	1,152	1,061	3,4	管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・	実験を実施す	0013
	係る評価手法の整備事業)	(767)	(697)	(755)	(935)			ることで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また	、廃炉作業の	
	(平成 26 年度)							進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うこ		
								業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。		
(2)	環境放射能水準調査等事業	2,264	1.882	2,010	2,423	1.750		47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困	難な高度かつ	
	(昭和 50 年度)	(2,093)	(1,768)	(1,993)	(2,189)	1,,,,,,,	5	専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。		0037
(2)	海洋四座拉射外級人並加重要	(2,093)	(1,700)	(1,993)	(2,109)					
(3)	海洋環境放射能総合評価事業	799	851	856	861	877	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海 試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また		0038
	(昭和 58 年度)	(790)	(849)	(856)	(861)		Э			0038
(4)) 15 世界 長く ニーフ (本 //で) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	(1117)	/	/	/			果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を		
(4)	避難指示区域等における環境放							今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確	ほのため、次	
	射線モニタリング推進事業							の内容を実施する。		
	(平成 25 年度)	116	115	116	103	98	_	①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実		
					 	76	5	に、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタ	リングを実施	0039
		(113)	(100)	(95)	(98)			する。		
								②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果	とを活用した詳	
								細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。		
(5)	原子力被災者環境放射線モニタ	800	800	800	800	800		福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放	で射性物質又は	0139
	リング対策関連交付金				 	000 	5	放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に	充てるための	(復興庁)
		(800)	(800)	(800)	(800)			交付金を交付する。		(这类月)

(原子力規制委員会 R4-④)

	(6)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,328 (1,233)	1,313 (1,229)	1,221 (1,133)	1,191 (923)	1,175	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。 具体的には、①環境モニタリングホームページの運営、②地上からの空間放射線量率の分布状況の調査、③航空機による空間線量率の広域調査、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④ALPS 処理水放出に関連する海域モニタリング、⑤IAEAとの分析機関間比較、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査を実施する。	0140 (復興庁)
	(7)	環境放射線測定等に必要な経費	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086 (1,006)	1,453 (1,420)	1,498	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0141
施策の予算額・執行額		7,292 (6,744)	7,099 (6,473)	7,760 (6,638)	7,998 (7,226)				

		析表								
施策名	5. 放射線防調	護対策及び緊急	急時対応の的確	雀な実施			施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置 法 経済財政運営と改革の 基本方針 2022	政策評価 実施予定時 期	2023年8月
施策の概要	・最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 ・放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 ・原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法 及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基	生に対する衆 請	義院附帯決議
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策が性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるとを目標とする。 (1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施						担当部局・作成責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事 案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報 課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放 射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規 制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規		
政策体系上の位置付け 定量指標	基準値 (基準年度)		:	: 環境を守るこ 年度ごとの目標 年度ごとの実績 令和 2 年度	i値 「値	令和 4 年度	制管理官(放射線規制担当) - - - - - - - - - - - - - - - - - - -			
1 危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する 職員の緊急時対応業務に従事	-	-	-	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活させることが必要である。このため、緊等に従事し、業務全体に占める緊急時対	急時対応業務に従事する職員	が、月1日以	上訓練、研修
する割合が、業務全体の 5%以 上) 【PDCA 管理番号: 5. (4)】	(-)	-	-	6%	6%					
2 危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確 認) 【PDCA 管理番号: 5.(4)】	- (-)	39 事業所 /39 事業所 39 事業所 /39 事業所	39 事業所 /39 事業所 39 事業所 /39 事業所	39 事業所 /39 事業所 38 事業所 /39 事業所	39 事業所 /39 事業所 39 事業所 /39 事業所	39 事業所 /39 事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子 ることが義務付けられており、防災基本 ととされている。このため、原子力事業 者に改善を促し、原子力事業者の自主的 るため、令和3年度の原子力事業者防災	計画では、原子力規制委員会 者の訓練を確認・評価する仕 な努力のもとで緊急事態対応	会が当該訓練の 計組みを構築し に能力を向上さ	評価を行うこ 、原子力事業 せる必要があ

			1	Ì	1		1	
							3 .	
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水	-	365 日分 366 日	分 365 日分	365 日分		原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視 ており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞な	
	準調査結果の公表) (-) 【PDCA 管理番号: 5. (5)】	(-)	365 日分 366 日	分 365 日分			ర .	
	定性指標					目標		測定指標の選定理由 及び目標の設定の根拠
4	令和 4 年度業務計画に定める	- 放射線審議会	の調査審議の取りまとぬ	めに貢献するととも!	に、関係省庁と	の適切な情報共	有に努めたか。	令和4年度原子力規制委員
	放射線防護対策の推進に係る	- 岩石等に含ま	れる天然の放射性核種な	からの放射線防護の ?	在り方について	検討を進めたか	· ·	会業務計画
	各種の取組の進捗状況							
	【PDCA 管理番号: 5.(1)】							
5	令和 4 年度業務計画に定める	- 放射性同位元	素等規制法に基づき、額	- 昏査・検査を厳正か [、]	つ適切に実施し	ているか。		令和4年度原子力規制委員
	放射性同位元素等規制法に係	- ガイド整備を	着実に進めたか。					会業務計画
	る規制の実施及び継続的改善	- IRRS フォロ・	ーアップミッションの指	舗等を踏まえ、必 雰	要な対策を実施	できたか。各々	の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実	
	に係る各種の取組の進捗状況	施できたか。						
	【PDCA 管理番号: 5.(2)】							
6		- 原子力災害対	策の円滑な実施を確保す	するため、原子力災	害対策指針等の	見直しに係る検	討を行ったか。	令和4年度原子力規制委員
	A和 4 ケ麻豊数計画に会は 7	- 防災業務関係	者の放射線防護対策等に	こ関する事項につい、	て、原子力災害	対策指針の改正	を行ったか。	会業務計画
	令和 4 年度業務計画に定める 原子力災害対策指針の継続的	- 甲状腺被ばく						
	改善に係る各種の取組の進捗	- 「原子力災害						
		- モニタリング						
	状況 【PDCA 管理番号: 5.(3)】	モニタリングの						
	[I DCA 自建宙与· 3. (3)]	- EAL 会合を立						
		- EAL 会合の諺	養論を通じて EAL 見直	し案を策定できたか	٥,			
7		- 危機管理用通	i信ネットワーク設備・シ	ンステムの強化に向	けて、着実に設	:備整備を進めた	か。	令和4年度原子力規制委員
		- 緊急時対策支	援システムを適切に維持	寺・管理し、原子力₹	事業者側の設備	更新に合わせた	システムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に	会業務計画
		向けた準備を確	[実に実施できたか。					
		- 緊急時に判断	が求められるオフサイト	・系対応の課題につい	いて検討を行っ	たか。		
	令和 4 年度業務計画に定める	- 放射線モニタ	リング情報共有・公表シ	⁄ステムについて、 妄	安定的な運用を行	亍うとともに、 漢	運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に行ったか。	
	危機管理体制の整備・運用に	- 緊急時対応に	係る訓練基本方針を踏ま	まえ、各機能班に共活	通する訓練・研	修を示せたか。		
	係る各種の取組の進捗状況	- 各機能班要員	は、自身が参加する訓練	東・研修を明確化し;	たか。			
	【PDCA 管理番号: 5.(4)】	- 緊急時対応業	務に関する業務目標の言	殳定(業務全体の 50	%)及び人事評	価等必要なマネ	ジメントを行ったか。	
		- オンサイトと	オフサイト間の組織的遅	重携の強化に資する]	訓練を、四半期	に一度程度実施	iしたか。	
		- あらかじめ設	問を整理した上で、それ	ιに関するオフサイ	ト系の対応につ	いて高度な意思	決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。	
		- 緊急時対応能	力の維持・向上のため、	危機管理体制につい	いて、関連する	マニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)	
		を含む。)の整備	帯・見直しを実施できた	か。また、令和4年	F度の放射性物質	質の輸送時の緊	急時対応訓練を実施して抽出された課題について検討を行ったか。	

									(//1/ 1/1/96	刑安貝云 N4-€		
		- 令和4年度	原子力事業者防	び訓練を全 39	事業所におい	て実施できたか。						
		- 原子力事業	者防災訓練につ	いては、緊急師	持対応に係る訓練	東等のあり方検討	討において訓練	iのあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果				
		を踏まえた対	策を適宜講じて	つ、令和4年月	度原子力事業者	防災訓練の実施	・評価を行うこ	ことができたか。				
		- 原子力災害	- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。									
		- 各支援セン	ターへの各種支	接を行うととい	らに、原子力災等	害医療体制の充実	実・強化に向け	た取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行った				
		か。										
8		- 47 都道府県	における環境が	(射能水準調査)	の結果を、365	日分遅滞なく公	表することがて	きたか。		[子力規制委]		
		- 放射線監視	設備・資機材に	ついて、適切に	こ配置の見直し、	更新及び修繕	等を行うことか	できたか。	会業務計画			
	係る各種の取組の進捗状況	- 原子力規制	庁及び地方公共	団体職員に対っ	する研修・訓練	を効果的に行う。	ことができたか	70				
	【PDCA 管理番号: 5. (5)】											
						当初予算額				令和4年度		
	達成手段		予算額計(執行	亍額)(百万円)		(百万円)	関連する	達成手段の概要等		行政事業		
	(開始年度)		1			,	定性指標			レビュー		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				事業番号		
(1)	放射線安全規制研究戦略的推							放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る	る規制等を最			
	進事業							新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す業務	済計画に基づ			
	(平成 29 年度)							いて、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。	具体的には、			
								これまでの放射線安全規制研究戦略的推進事業で得られた研究成場				
		352	324	289	214	213	4	まえ、放射線防護体系の高度化に関する調査事業、被ばく線量評価		0040		
		(283)	(275)	(189)	(160)			化に関する研究及び放射線健康リスクに関する研究を、主体的に打				
								となる科学的・技術的知見を取得し、蓄積する。さらに、放射線防				
								新の国際的な要件等を我が国法令等へ導入するために必要な技術	前的基準及び			
								技術基盤の整備に向けた研究を推進する。				
(2)	原子力発電施設等従事者追跡							原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)				
	健康調査事業							低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行				
	(平成2年度)							での 25 年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率 られたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因-				
								であており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性がある。 であており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性がある。	. ,			
		170	150	1.45	110	110	5	正めており、放射線の影響が純粋に及映されていない可能性がある された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価する		0041		
		170	152	145	110	110		格因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識さ		0041		
		(170)	(152)	(136)	(110)			め、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に				
								かないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための				
								行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本訓				
								られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信し、				

1								(2014-24-201	*/// E
(3)	(再掲) 放射性同位元素使用施設等の 安全規制 (旧:放射線障害防止対策に必 要な経費) (昭和33年度)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	1,145 (887)	45	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。	0042
(4)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	2,423 (2,189)	1,750	8	47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度 かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	0037
(5)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和 58 年度)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861 (861)	877	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び 海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本 業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を 行う。	0038
(6)	(再掲) 避難指示区域等における環境 放射線モニタリング推進事業 (平成 25 年度)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103 (98)	98	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動バターンを想定し、生活行動バターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	0039
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和 32 年度)	1,474 (1,289)	1,592 (1,141)	1,519 (1,426)	904 (885)	1,171	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 ①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 ②輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究 ③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 ④離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	0043
(8)	放射線モニタリング等人材育 成事業 (平成2年度)	237	239	242	227	227	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。	0044

(9) 環境放射線モニタリンク 調査等事業	(237)	(235)	(250)	(226)			②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時 モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対 して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。 「放射能測定法シリーズ」について、優先順位をもとに、年2種程度の測定 法について検討する。	JYRK NT
(旧:環境放射線モニタ 国際動向調査等事業) (平成 25 年度)	リング 12 (10)	34 (22)	39 (23)	39 (28)	39	6	また、原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する諸外国、 IAEA 等における検討状況を調査し、調査の結果得られた知見を基に、放射線 モニタリング機能の維持・向上を図るための検討等を行う。	0045
(10) 放射線監視等交付金 (昭和 49 年度)	7,628 (6,722)	7,141 (6,546)	7,515 (6,975)	9,048 (7,266)	6,092	8	原子力施設が立地又は隣接する 24 道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	0046
(11) 緊急時モニタリングのを 備事業 (平成 25 年度)	本制整 669 (652)	1,288 (1,252)	1,286 (1,089)	1,013 (929)	891	7,8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守RAMISについて、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。	0047
(12) 原子力発電施設等緊急即通信設備等整備事業 (平成 15 年度)	5 5 5 5 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3,851 (3,795)	3,631 (3,549)	3,712 (3,697)	3,638	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	0048
(13) 原子力災害対策実効性向調査研究事業	76	51	36	24	24	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。	0049

		l .	I	j l			(原于月規制委員会 K4-③
(平成 26 年度)	(42)	(33)	(26)	(0)		オフサイトにおける緊急時対応の判断プロセス策定のための一	
						退避による被ばく低減効果に関する技術的知見に加え、避難や	その他の防護措
						置の組み合わせによる効果を検討・評価する。	
事業 (平成 28 年度)	为性確保 443 (399)	488 (459)	3,302 (3,033)	1,371 (1,293)	602	東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められるである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばらター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。具体的には、主に以下の事業を行う。 ①高度被ばく医療支援センター等の施設設備整備事業・放射性物質の体内除去を促進させ、内部被ばくの影響を軽減さ必要な専門的な資機材等の整備 ②原子力災害時医療研修・訓練等事業・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原理研修等の実施・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実施・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する場所をいまれています。 実施・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守・調度子力災害時医療体制実効性確保等事業・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施・統合原子力防災ネットワークの維持管理・銀原子力災害医療高度専門人材確保育成事業・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受力ル化等の実施・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援・人材向け高度専門研修の実施この他、R I 施設において被ばく傷病者が発生した場合に被ば機関が円滑に受け入れられるよう、事業者、搬送機関及び医療材	 く医療支援セン 医療体制の整備で地域の原子力 させる治療等に 子力災害時の専る実地訓練等の 0050 入れのマニュアセンターの専門く傷病者を医療機関の対応能力
(15) 航空機モニタリング の確立等事業	運用技術					の向上及びこれらの機関の連携強化を図るべく、研修等を実施 航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウ	
(平成 28 年度)	318 (314)	277 (245)	280 (256)	234 (210)	238	①原子力施設尚辺領域における空間放射線重率のバッククラリ 8 状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び トの検討。	0051

(原子力規制委員会 R4-⑤)

	(314)	(245)	(256)	(210)	③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。 ④防衛省と連携した訓練の実施、航空機モニタリング体制の検証
施策の予算額・執行額	18,195 (16,595)	18,391 (16,950)	21,404 (19,999)	21,429 (18,840)	

令和5年度原子力規制委員会 年度業務計画

令和5年3月 原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。 令和5年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和2年2月に策定し、令和5年1月に改訂した第2期中期目標(令和2年4月から令和7年3月まで)を踏まえ、令和5年度において取組む

事項について定めるものである。 本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各

- (I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの
- (Ⅲ) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの

施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

目次

1. 独	<u> 虫立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</u>	3
(2) (3)	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践規制業務を支える業務基盤の充実	5 8
2. 原	『子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	1 0
(2) (3) (4)	改正原子炉等規制法の着実な施行	1 0 1 3 1 3
3. 核	をセキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	1 5
(2)	核セキュリティ対策の推進 保障措置の着実な実施	1 5
1	 夏京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) (2)	廃炉に向けた取組の監視. 事故の調査・分析. 放射線モニタリングの実施.	1 7 1 7
5. 放	対射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	1 9
(2) (3) (4)	放射線防護対策の推進 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 原子力災害対策指針の継続的改善 危機管理体制の整備・運用 放射線モニタリングの実施	1 9 1 9 2 0
別紙	5. 任度政策休玄	9 2

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

【業務計画】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)
- ・被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力 規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運 営の透明性を確保する。(I)
- ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、 ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ホームページシステムについて、令和6年度に実施を予定している次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達を実施する。(Ⅱ)
- ・「N-ADRES (公開情報管理システム)」(米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース)について、安定的に運用する。(I)
- ・「N-ADRES」について、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開を実施する。(Π)
- ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者等との面談内容の自動文字起こし結果を公開するとともに、公開対象の拡充を検討する。また、原子力規制委員会の結果概要や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(II)
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)
- ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(I)
- ・CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間のCEOとの意見交換を機動的に行う。(I)
- ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書 (NRA Information Notice (NIN)) を発出する。(I)
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

(安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(I)
- ・令和4年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行う。(Ⅱ)
- ・委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行す

る。(Ⅱ)

- ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(I)
- ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。 (I)

【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制 の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。
- ・改正を行った「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の運用・定着を図り、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。
- ・ホームページシステムについて、安定的に運用できたか。また、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。
- ・次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を 踏まえた調査研究及び調達が実施できたか。
- ・「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。
- ・資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開が実施できたか。
- ・規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象の拡充を検討する ことができたか。
- ・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。
- ・特に注目が集まる話題を中心に、様々なステークホルダーに対して共通的に説明できるような 素材を各担当職員が作成するような新たな取り組みを始めることができたか。
- ・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。
- ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性 の維持・品質向上を図ることができたか。
- ・開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見等において原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、有益な議論・情報収集を行えたか。
- ・CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。
- ・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。

(安全文化の育成・維持)

- ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。 また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組 み込み、継続的に実施したか。
- ・課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行えたか。
- ・仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。

- ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施することができたか。
- ・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を 職員間で実施できたか。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

【業務計画】

(マネジメントシステムの定着)

- ・令和4年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、マネジメントシステムの運用を通して業務計画の遂行に係る活発なコミュニケーションを喚起し、業務の継続的改善につなげる。(I)
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、研修等で職員を啓発するとともに、よりよい 業務改善につなげるための取組を行う。(Ⅱ)

(国際協力の推進)

- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や 知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、 我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・IAEAの安全基準やICRP等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(Ⅱ)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適 正な管理、重要度に応じて情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧、公電等を管理し、人事異動があっても、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行う。(Ⅱ)
- ・国際機関が開催する国際会議において、原子力規制委員会が継続的に関与できるように参加者 等を支援する。(I)
- ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化する。(I)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、 我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効 率化に貢献する。(I)
- ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討する ための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへ の参画等を行う。(I)
- ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。 (Ⅱ)

(管理業務の確実な遂行)

・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。 (Ⅱ)

- ・今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに 見合ったものになっているかを検討する。また、その結果を機構・定員要求や採用・任用等に 活用していく。(Π)
- ・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期に1 on 1 ミーティングを行う。(II)
- ・令和4年度に実施した多面観察(360度評価)の試行結果を踏まえ、本格運用を行う。(Ⅱ)
- ・原子力安全人材育成センターが保有する個人の力量に関する情報や、人事課が保有する個人の 希望や経験に関する情報など、業務分担や任用に活用できる情報を特定した上で、人事管理シ ステムに集約していくことを目標とし、令和5年度中に概念設計を行う。(II)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討 し、試行する。(Ⅱ)
- ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、 設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(I)
- ・情報システムの安定的な運営を行う(I)
- ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(I)

(訴訟事務及び法令審査)

- ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するととも に訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見 直しを図っていく。(I)
- ・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行 う。(II)
- ・法令審査及び法令相談への対応を行うことで、各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援する。また、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。(I)

【評価の視点】

(マネジメントシステムの定着)

- ・マネジメント委員会等において業務遂行に係る活発な意見交換がなされ、業務の改善が検討されたか。
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、効果的な業務改善につなげることができたか。研修等による啓発を実施したか。

(国際協力の推進)

- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。
- ・国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。
- ・オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。
- ・IAEAの安全基準やICRP等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。
- ・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- ・国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。

- ・拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。
- ・国際関係についての情報共有ができたか。
- ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有を行えたか。また、人事異動等に伴う引き継ぎを行えたか。
- ・国際会議参加メンバーの確保、予算要求時の取りまとめ、必要に応じた支援等を行えたか。
- ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化することができたか。
- ・緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。 また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- ・各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率 化に貢献したか。
- ・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。
- ・IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的内容を固めることができたか。
- ・令和6年夏頃の IPPAS ミッション受入れに向けたプロセス (ワークショップ、準備会合等) を 円滑に進めることができたか。

(管理業務の確実な遂行)

- ・行政文書管理に係る体制整備、行政文書の管理に関するガイドライン等の改正を踏まえ、電子 的管理を効率的に進めるため新たなルールの運用・定着化を図るとともに、関係規程類・留意 事項等の周知、業務の効率化等ができたか。
- ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修・監査等を適切に実施したか。
- ・今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方を検討したか。
- ・検討した結果を令和6年度機構・定員要求や採用・任用等に活用したか。
- ・ 育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。
- ・内閣人事局等が実施する職員アンケート結果などにおいて、職員の満足度を確認できたか。
- ・管理職は定期に1on1ミーティングを行うことができたか。
- ・多面観察(360度評価)の本格運用を行ったか。
- ・上司によるマネジメント能力の向上について、アンケート等を通じて改善を確認できたか。
- ・原子力安全人材育成センターや人事課が保有する、業務分担や任用に活用できる情報を特定できたか。それらの情報を集約し活用する仕組みの概念設計ができたか。
- ・[再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・ 庁舎管理を適切に行えたか。 職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。
- ・情報システムの安定的な運営を実現したか。また、働き方改革など時代変化に適切に対応し、 庁内業務の確実な遂行に寄与したか。
- ・安全研究用解析ネットワークシステムについて、次期システムの構築が実施できたか。
- ・予算の適切な執行管理を行えたか。

(訴訟事務及び法令審査)

・訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。

- ・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- ・各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援できたか。
- ・必要に応じてマニュアルの見直しを行うことができたか。

(3) 職員の確保と育成

【業務計画】

(高い倫理感の保持)

・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)

(原子力規制人材の確保)

- ・応募者の増加に繋がる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(I)
- ・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和5年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)

(原子力規制人材の育成)

- ・国際会議、IRRS ミッション(レビュアとして)等への参加や国際機関等に職員を派遣すること を通じて職員を育成する。(I)
- ・人材育成の基本方針に定めた職員の学習目標時間を念頭に、研修の充実を含む環境整備に努めるとともに、職員が実際に行った学習時間を把握する。(Ⅱ)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。 (I)また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価を行い、今後の改善等の方針を検討する。(Ⅱ)
- ・知識管理とバックオフィス系業務を対象とした力量管理が連携した運用方法を確立し、本格運用を開始する。(Ⅱ)
- ・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用する。(Ⅲ)
- ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・[再掲] 委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討 し、試行する。(Ⅱ)
- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)及び令和4年度に策定した職員(研究職)のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成するための活動を行う。(Ⅱ)
- ・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

【評価の視点】

(高い倫理感の保持)

・研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行ったか。また、その結果として、違反事例の内 容や件数が妥当な水準に抑えられているか。

(原子力規制人材の確保)

- ・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。その上で、定数に対する実員数 (95%)、新卒採用者に対する女性割合 (35%) に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、人材を確保できたか。
- ・行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。

(原子力規制人材の育成)

- ・あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。
- ・適切な数の職員を国際機関等に派遣することができたか。
- ・職員が実際に行った学習時間を把握する仕組みを構築し、職員の平均学習時間を算出できたか。
- ・他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。
- ・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。
- ・教育訓練課程の有効性評価を行い、研修の質の向上につなげたか。
- ・バックオフィス系業務の力量管理の本格運用を開始したか。
- ・キャリアコンサルティング体制を構築し運用できたか。また、希望調書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価が、改善しているか。
- ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善に つなげることができたか。
- ・[再掲] 仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。
- ・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。
- ・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織 的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。
- ・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

【業務計画】

- ・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度 を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)
- ・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)
- ・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(Ⅲ)
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際 規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携し て、対応する。(II)
- ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、運用改善に向けた検討を行 うとともに必要に応じて見直しの検討を進める。(Ⅱ)
- ・試験炉及び使用施設を対象とした意見交換会を定期的に行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I)
- ・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)

【評価の視点】

- ・設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・設置変更許可において審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切 に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、 以降の審査において活用したか。
- ・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、 決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等にお いて、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- ・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。
- ・原子力災害対策特別措置法第 10 条による通報件数及び第 15 条による報告件数並びに公衆の 被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも 0 件であったか。
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。
- ・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際 規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携し て、確実に対応できたか。
- ・事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。
- ・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、必要に応じて見直しの検討 を進めたか。
- ・試験炉設置者及び使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。
- ・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

【業務計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(I)
- ・規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) 等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(I)
- ・国内外の研究開発動向に係る情報や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積して分析し、中長期的な研究課題を検討する。また、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(I)
- ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(I)
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」 (令和4年7月6日原子力規制委員会)等に基づき、安全研究を実施する。(I)
- ・研究手法の適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)
- ・規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究 課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(II)

(規制基準の継続的改善)

- ・令和4~6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- ・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素 防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAによる水素防護対策に係る自律 的・計画的な取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受ける。 (Ⅱ)
- ・水素防護以外の知見についても、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の 検討を進める。(II)

- ・電磁両立性に係る規制対応について、令和4年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(II)
- ・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(II)
- ・実用発電用原子炉等の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4・5年度の実施計画に基づき改正作業を進める。(II)

【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と共同研究の活用)

- ・安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、 研究成果を積極的に公表したか。
- ・国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとと もに、国際動向に係る情報収集を行ったか。
- ・国内外の研究開発動向や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積したか。また、これを分析 し、必要に応じ中長期的な研究課題を検討したか。
- ・何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報を抽出して技術情報検討 会等において対応方針を検討したか。
- ・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- ・基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和6年度以降の実施方針を策定したか。
- ・基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施したか。
- ・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を適切に実施したか。
- ・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。
- ・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。外部の研究機関との連携を 強化したか。

(規制基準の継続的改善)

- ・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。
- ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。
- ・技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。 また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原 子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受 けることができたか。
- ・事故トラブルから得た教訓について必要に応じて規制への反映が行えたか。
- ・事業者及びATENA が水素防護対策に係る取組を自律的・計画的に行っているか等、その取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受けることができたか。
- ・水素防護以外の知見について、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の検 討を進めることができたか。
- ・ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。
- ・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図れたか。

・規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

【業務計画】

- ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、 研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)
- ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(I)

【評価の視点】

- ・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- ・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。
- ・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイ ド類の見直しなどの改善策を講じたか。
- ・令和4年度第44回原子力規制委員会(令和4年10月12日)で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用したか。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I)
- ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)
- 審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(Ⅱ)
- ・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき運用を行 う。(I)
- ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・ 準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ)
- ・これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I)
- ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって 確認していく。(I)
- ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的 事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(Ⅲ)
- ・最終処分に係る安全研究を進めるにあたり、安全研究の実施方針を検討する。(Ⅲ)
- ・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を 図り、3Sのインターフェースを図る。(I)
- ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進め、適切に運用する。また、新制度等について分かりやすい説明に努める。(Ⅲ)
- ・事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(Ⅲ)

- ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- ・業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。
- ・令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で了承した方針に基づき、審査プロセスの改善の取組を継続的に行えたか。
- ・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットの検討プロセス」に基づき運用を行えたか。
- ・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRA モデルの適格性確認を行ったか。
- ・試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。
- ・施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等を調査するなどして検討を開始したか。
- ・これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。
- ・廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。
- ・東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に 実施したか。
- ・最終処分に係る安全研究の実施方針の検討を実施したか。
- ・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。
- ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令 面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進められたか。
- ・高経年化した発電用原子炉について、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・高経年化した発電用原子炉について、新制度の資料の充実を図る等、理解の促進に努めたか。
- ・新たな炉型について、事業者から提案された場合、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討できたか。
- ・新たな炉型について、事業者から提案された場合、必要に応じて、意見交換等を行えたか。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進

【業務計画】

- ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。 (I)
- ・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。 (Ⅱ)
- ・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)
- ・核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(Ⅱ)
- ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準 改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)
- ・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(Ⅱ)

【評価の視点】

- ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。
- ・原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の 件数を0件に抑えたか。
- ・検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。
- ・原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。
- ・新たに配置する原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施する。
- ・日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項等の情報を本庁のチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。
- ・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。
- ・放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。
- ・核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から 得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し必要 な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。
- ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準 改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や人員の拡充を含めた体制整備を行ったか。
- ・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善対策 の確認を行ったか。

(2) 保障措置の着実な実施

- ・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・ IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)
- ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・ 監督を適切に行う。(I)
- ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)

【評価の視点】

- ・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内 法令について、誠実に履行したか。
- ・指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- ・我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化【業務計画】

- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)
- ・原子力規制事務所による日常巡視等において核物質防護対策上の課題を検出し適切に対応できるよう、本庁検査グループや原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(Ⅱ)
- ・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)

- ・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の 共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えた か。また、その中で確認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。
- ・原子力安全の検査官に対する核物質防護に関する教育を継続的に実施したか。また、原子力規制事務所や本庁検査グループに対して、核セキュリティに関連する検査気付き事項や指摘事項の共有を図れたか。
- ・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案 対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確 認することができたか。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 廃炉に向けた取組の監視

【業務計画】

- ・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)
- ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。 また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画 の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)
- ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(Ⅱ)
- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、長期的に安定な保管・管理に向けた方針を策定する。(Ⅲ)

【評価の視点】

- ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- ・実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉 作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵 守状況の検査を適切に実施できたか。
- ・実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。
- ・水処理廃棄物に関しては固化処理に向けた方針、今後新たに生ずる建屋解体物等に関しては放射能濃度や性状等に応じた保管・管理に向けた方針を策定できたか。

(2) 事故の調査・分析

【業務計画】

- ・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)
- ・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)
- ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)

- ・決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか (東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。
- ・事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。
- ・積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。
- ・日本原子力研究開発機構との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース 化の取り組みを進めることができたか。
- ・国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか(会合に3回

以上参加)。

・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。

(3) 放射線モニタリングの実施

【業務計画】

・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)

- ・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリング、その他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- ・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストに ついて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 放射線防護対策の推進

【業務計画】

- ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しい ICRP 勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係 省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(Ⅲ)

【評価の視点】

- ・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- ・岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討を進めたか。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

【業務計画】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系と その運用を継続的に改善する。(Ⅱ)
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保 管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)

【評価の視点】

- ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。
- ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保 管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書 の充実を図る。(I)
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルに関する今後の検討課題について、関係府省庁 と連携して検討する。(Ⅲ)
- ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時 モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切か つ遅滞なく行う。(I)
- ・整備を進めている緊急時対応技術マニュアル (RTM) について、訓練報告会での報告を経て試 運用を開始する。(I)
- ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者との議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)
- ・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設の EAL について、事業者から見直しの要望があっ

た場合には、EAL 会合での議論を開始する。(I)

【評価の視点】

- ・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの測定結果に基づく甲状腺の被ばく線量の推定 方法及びその対象者、推定結果に関する住民等への説明の在り方、並びに国や地方公共団体の 住民等の健康に係る評価や健康相談等の施策への反映の在り方等に関する今後の検討課題につ いて、関係府省庁と連携して検討を行ったか。
- ・モニタリングの技術的事項について有識者及び地方公共団体の意見を取り込みつつ、引き続き 検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考 資料の改訂等を計画的に実施したか。
- ・事業者防災訓練の際に緊急時対応技術マニュアルを活用できたか。
- EAL 会合において、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。
- ・ EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が 求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(Ⅲ)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和4年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・ 見直しを行う。(I)
- 環境放射線モニタリングの関連システムについて、システム効率化に向け検討を行う。(Ⅲ)
- ・原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(Ⅲ)
- ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和6年度末のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施 していく。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り 方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、 令和5年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図

るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)

・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

【評価の視点】

- ・緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。
- ・オフサイトの防護措置における原子力事業者の協力の在り方について検討した上で、必要な措置について関係部署と調整したか。
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。
- ・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。
- ・緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を実施したか。
- あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果 を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。
- ・原子力規制委員会及び内閣府が保有する防災関連情報の連携について、計画を確定できたか。
- ・ 令和6年度末の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- ・緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を 通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に行ったか。
- ・令和5年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り 方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつ つ、令和5年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。
- ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子 力事業者等との連携を強化できたか。
- ・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。
- ・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。

(5) 放射線モニタリングの実施

- ・47 都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確 実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)
- ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共 団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。 (I)

- ・47 都道府県における環境放射能水準調査の結果を、366 日分遅滞なく公表することができたか。
- ・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- ・原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。
- ・[再掲] 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うこと ができたか。

令和5年度政策体系

政策目標(組織目標):原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施	表目標 表目標	PDCA 管理番号
1.	独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
	(3) 職員の確保と育成	1. (3)
	(4) その他	1. (4)
2.	原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	
	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
	(5) その他	2. (5)
3.	核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
	(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
	(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
	(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	3. (3)
	(4) その他	3. (4)
4.	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
	(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
	(2) 事故の調査・分析	4. (2)
	(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
	(4) その他	4. (4)
5.	放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
	(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
	(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
	(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
	(6) その他	5. (6)
		i

^{※1. 「}その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

^{※2.} 政策評価実施単位は、1. ~5. とする。

原子力安全文化の育成・維持に係る アンケート・インタビュー調査結果概要

令和5年2月10日

総論

「原子力規制庁全体の安全文化」「職場環境」「上司のマネジメント」「仕事への満足度」「成長実感」のすべての総合指標の評価が全指標の平均評価を上回っており各総合指標は高い満足度を示している。特に「上司のマネジメント」については、評価が最大 5.00pt 中4.00pt を超えており、他の総合指標よりも高い水準である【図表 1,2 参照】。

「上司のマネジメント」の中で評価が高い項目は、Q36(声を聴く姿勢)やQ43(上司による積極的な調整)等であった。昨年度のアンケート結果を踏まえ、管理職に対して職員とのコミュニケーションの充実を呼びかけるなど、積極的な取組を行った課室が多くあったことなどが結果に影響していると考えられる【図表 2,6 参照】。しかし、Q42(業務内容の見直しや業務分担の工夫)への肯定的な回答者は66.1%となっており、「上司のマネジメント」の総合指標の肯定率78.7%と比較して低い水準であるため、一層の工夫の余地がある可能性がある。

一方で、「職場環境」や「成長実感」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見される【図表 1,2 参照】。

「職場環境」については、総合指標との相関から Q27 (職員同士の切磋琢磨) や Q30 (職場内の連帯感)等「職員間の繋がり」に関連する項目に課題があると考えられる【図表 5 参照】。原子力規制委員会はその成り立ち上、中途採用や出向等様々なバックグラウンドの職員が多く所属していることやそれぞれの部署の専門性が高いことなどから、職場内の職務を超えた意識的なコミュニケーションの活性化が望まれる。

また、自由回答では「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見が多いものの、Q26 (人員数の適切さ)と総合指標との相関は弱かった。慢性的に実員数が定員数を下回る状態が続いており、その状態で何年も業務を行っていることや行政機関の人事の仕組みが機動的に人を増やすことが難しいこともあり、人員不足の抜本的な改善への期待値が低い可能性がある。また、インタビューでは職員の意識が必ずしも全庁的な連携・協力に向いておらず、例えば、組織としては緊急性の高い部門を優先した人員配置等について、個々の課室の納得感を得られていない状況が伺われた。

「成長実感」については、Q58 (キャリア形成についての相談相手) や Q59 (身近なロールモデルの存在) は総合指標との相関が高く、評価が低水準となっており課題と考えられる【図表 7 参照】。また、インタビューでもロールモデルが「弱み」だとする意見もでてきた。ロールモデルが自然発生的に表れることはあまりなく、例えば、若手や女性が働きやすい職

場を作ることや、先輩職員の話を聞く機会を提供するなどにより、新しいロールモデルをそれぞれが見出し、共有できるように組織的に支援することが必要である。

全体的に総合指標との相関や満足度を踏まえると、「職場環境」の中の「職員間の繋がり」 に関連する項目が、職員が重視しており評価も低水準であるため、今後の組織運営の優先的 な課題と言えるのではないか。

各論

■ 原子力規制庁全体の安全文化

(1) Q9,10 (「原子力安全文化」「核セキュリティ文化」の浸透度)

前年は、「原子力安全文化に関する宣言」「核セキュリティ文化に関する行動指針」の両文書の浸透度を一問で聴取しており、肯定率(浸透していると思う)が 50.1% であった。どちらに対する回答か不明瞭であるという課題があったため、本年はそれぞれの浸透度を聴取した。結果として、「原子力安全文化に関する宣言」の肯定率は 68.1%、「核セキュリティ文化に関する行動指針」の肯定率は 50.0%となっており、相対的に「核セキュリティ文化」の浸透度に課題があることが明らかになった。ただし、前年の「原子力安全文化」および「核セキュリティ文化」肯定率と同程度の水準である。

(2) Q10 (「核セキュリティ文化」の浸透度)

(1)の傾向に加え、検査 G、課室長級という核セキュリティ文化への問題意識が高くあるべき層の評価が低いことが見てとれる【図表3参照】。こうした層の問題意識を組織全体で共有していく取組が必要である。

(3) Q13 (わかりやすい情報提供)

「原子力規制庁全体の安全文化」に関する項目のうち、評価は相対的に低い水準である。特に、20、30代の若手層からの評価が低い【図表3参照】。情報提供の方法や提供内容などについて、若手層の意見の反映を試みる取組が必要だと考えられる。

例えば自由回答では、「規制庁の HP は市民目線に立っておらず、専門家以外何も分からないと思う。」「内部向けの研修資料などは充実しているから、これらも活用して一般の方が理解しやすいコンテンツの発信を検討してみては。」といった意見が確認できた。また、原子力規制庁全体の安全文化との相関は見られないが、原子力規制におけるわかりやすい情報提供の意義が十分浸透していないことの表れの可能性もあるため、原子力規制において分かりやすい情報提供を行うことにより、原子力規制庁の姿勢や考えを発信し、国民の理解と信頼につなげることが重要であることを組織内に徹底するとともに、「一般市民にわかりやすい形で情報提供を行い、原子力規制委員会の安全を追究する姿勢等を示すことができていると思う。」など、総合指標との関係を想起する言葉に変えてアンケートを取るなどの対応を検討する。

(4) Q14 (「安全を重視するメッセージ」の職員への浸透度)

「原子力規制庁全体の安全文化」との相関を確認できる一方で、評価は相対的に低い【図表 1,5 参照】。属性でみると、特に、審査 G や係長級、所属経緯が新卒の職員で低い【図表 3 参照】。ただし、設問文の表現に細かな変更あるものの、前年との比較では大きく向上しており、着実に改善している模様である。

■ 職場環境

(1) Q20 (業務のやり方の適切な改善)

全庁での評価が高く、文言の変更はあったものの前年から大きく向上している 【図表 1 参照】。特に、審査 G の評価が高く【図表 3 参照】、例えば審査案件に応 じて柔軟に業務の分担や進め方を変えて対応したこと等が反映された可能性があ る。

(2) Q18 (業務マニュアルの整備)、Q21 (業務遂行の手順等の組織的な共有・伝承) 全庁での評価が相対的に低く、肯定割合は Q18 では 52.4%、Q21 では 48.9%に 留まっている。特に放射線防護 G の値が低くなっており、アンケートにあわせて 実施したインタビューにおいても、「異動時の入れ替わりに対応するためにもマニ ュアル化等の必要性を認識しているものの、業務が多忙で対応できていない」、「整 備されていてもどこにあるのかわからない」という声が多く聞かれた。また、業務 整備ができていないことや、そもそも文書にすることが難しい事象について共有 や伝承が難しいとの意見もあり、必ずしも文書が存在しないことだけが組織的な 共有の伝承を妨げているわけではない。また自由回答は「契約、国際出張等につい て普段事務を担当しない職員でもわかるように業務マニュアルなどを整備すべき である。真面目な担当者ほど悩むため、部署を超えて行う必要がある業務、行為は マニュアル化してほしい。」「行政 LAN や種々のシステムの使用方法については、 マニュアルの保存場所を分かりやすくし、できる限り演習等により職員に習得さ せることが業務の効率化や正確さ、改善点の気づきにつながると考える。特に新規 採用者等の職員に対して力を入れていただきたい。」「人の入れ替わりが激しく、異 動後組織外に出てしまう者も多いため、業務マニュアルのようなものはなく、知見 が途絶えたりしているので、もう少し組織的に継承できる体制を作るべきだと思 う。」等の意見が見られた。業務マニュアルの整備・整理を推進しているが、マニ ュアル等が未整備な項目の抽出と優先順位付けやイントラへの体系的な掲載等一 層の取組の推進が必要である。

(3) Q25 (業務分担の適切さ)、Q26 (人員数の適切さ)

全庁の評価が低く、特に Q26 については否定的な回答をした者が 49.4%いることに注意が必要である【図表 1 参照】。特に、業務分担の適切さについては 10,20代~40代で低く、50~60代以上が高いと評価が二分している【図表 3 参照】。加えて、10,20代と 30代では特に否定的な回答をしている傾向が確認できる。若手・中堅層に業務が集中している可能性が考えられる。また 30代については、人員数の適切さの評価も全庁結果と比較して低く【図表 3 参照】、この層に業務が集中していることが予想される。インタビュー調査でも、管理職を含めたすべての職階で人員不足の声があがっており、特に若手に業務が集中しているなど偏った業務分

担についての指摘があった。自由回答でも「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見は散見されており、多くの職員が課題と感じていることが伺える。なお、人員数の適切さについては、前年と比較して横ばいであるため、前年から改善されていないという評価がアンケート結果に反映されていると考えられる。

ただし、人員数の適切さについてはいずれの総合指標とも相関関係はないため、致し方ないものととらえられている可能性がある。【図表8参照】。また、Q49(仕事の量の適切さ)や Q53(仕事と生活のバランス)との相関は見られないことから、人員数の課題は個人の仕事量や生活とのバランスの評価には影響していないと見られ、低い評価はこのような問いについては一般的に低い結果となりがちであること、特定の個人への業務の偏り、「もし人員が現状より多ければよりよい仕ことができる」という問題意識、過去の体制からの縮小を受けて人員数が不適切との印象をもっていることなどが影響している可能性がある【図表8参照】。なお、Q53については、インタビュー調査では、フレックスやリモートワークの導入等の働きやすさを強調する職員が多く、業務量や人員不足とは別の観点から満足度が高い可能性がある。ただし、柔軟な働き方は、ともすると、個人の業務の状態が見えにくくなり、過重労働や業務分担の偏りにも繋がる可能性があるため注意が必要である。一方、業務分担の適切さは「職場環境」との相関があるため、単純に人員数を増やすのではなく、業務を適切に分担する事が職場環境の評価向上に資する可能性がある。

(4) <u>Q27</u> (職場内の建設的な意見交換)、<u>Q28</u> (業務分担を超える協力)、<u>Q29</u> (職員同 士の承認と感謝)、<u>Q30</u> (職場内の連帯感)

「職場環境」の総合指標との相関が高く【図表7参照】、気持ちよく仕事ができる職場環境を保つためには、コミュニケーションに留意する必要がある。一般的には、マネジメント層はコミュケーションが適切に取れていると感じているが、若手・中堅層はそう感じていないことが多い。マネジメント層は職務からの必要性やマネジメントを行うべき立場にあることから意識して部下とコミュニケーションを取ろうとしており、自己の行動への意識から肯定的意見が多くなる一方で、若手・中堅層は上司からの指示や確認を双方向性のあるコミュニケーションと感じていないために肯定的意見が少なくなる傾向があることが一般的に言われており、そうした認識の相違が結果に表れている可能性がある。なお、評価は相対的に低く、本年設問文の表現に変更はあったものの、前年から大きく向上しており、着実に改善していると考えられる【図表1参照】。

(5) Q31 (不祥事や不適切行為)

全庁の評価は高いが、肯定的な回答をしなかった職員が28.7%いることから、引き続き注視していく必要がある。なお、インタビュー調査では、"以前"高圧的な態度の人がいた、またはそのような報告を受けたとの意見があったが、現在は改善され

ているとの意見がでていた。様々なバックグラウンドを有する職員が所属しており、お互いに異なる価値観を有する組織では職員同士の関係もうまくいかないことがある。また、真摯に原子力安全について議論する中でお互いの考えがぶつかり、厳しい物言いになる場面も見受けられるようである。不適切行為に対応するためのハラスメントについての研修に加え、自分の主張を伝え相手の主張を傾聴するためのアサーショントレーニングを受講してもらうことや、上司等の第三者がお互いのバックグラウンドについての理解を促すことなども効果的であると考えられる。

■ 上司のマネジメント

(1) Q36 (声を聴く姿勢)

「上司のマネジメント」との相関が確認でき、かつ評価が相対的に高い項目である【図表 2,6 参照】。自由回答においても「課員の意見に耳を傾け、マネジメントの改善を図ろうとする姿勢が強く見られる」「部下の話によく耳を傾けてくれる」等、声を聴く姿勢を評価する意見が複数確認でき、意思決定における十分な意見交換や互いの専門性、経験、知識を尊重する姿勢が原子力規制庁のマネジメント層の強みである可能性が高い。

(2) Q39 (一緒に課題にチャレンジしようと思わせる)、Q41 (指導・育成)

「上司のマネジメント」内では相対的に評価が低いが、総合指標との相関が強い項目【図表 2,7 参照】であり、今後の取組が期待される。一方で、係長級を見るとQ41 (指導・育成)の評価が上司のマネジメント関連の項目で最も評価が低くなっていることから、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への仕事上の指導育成の取組が十分であるか振り返る必要がある。例えば、適切な経験を与えることや、適切な声がけ等により目的意識を持たせること、後輩の育成、外部機関への越境学習など、個々人に適した指導・育成を検討することが必要である。

■ 仕事への満足度

(1) 全般

総合指標については、係長級で低い傾向が確認でき、全庁平均と同程度の水準である補佐級や係員級についても、所属によって評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力規制部において評価が低い。

(2) Q49 (仕事の量の適切さ)

評価は低く、「仕事への満足度」との相関も確認できる【図表 2,6 参照】。特に、係長級や 10,20 代、30 代の若手層において低い傾向が確認できる【図表 4 参照】。加えて 30 代では、より否定的な回答をしている傾向も確認できる。若手層については、「職場環境」の業務分担の適切さの評価も低かったことから、周りと比較し

て若手に多くの業務が課されていると認識していると推察ができる。自由回答では「業務量に対するヒューマンリソース(人数的・能力的の双方とも)が圧倒的に不足しており、それによる業務への負担感から満足度を下げていると考えている。」「カバーすべき範囲が広すぎ多忙を極めている。何でもできるため、何でもしてしまい、人員不足でできていない業務もカバーしているため、とても頼りになる反面、周りが心配になる。業務の質や目標を落とすことなく、部門全体の業務量が減らせないか。」等の意見が寄せられており、一部の職員の負荷により業務が進んでいる状況である可能性が懸念される。全庁的には業務の進捗や業務分担について部署内で定期的に話し合いを行うことや、必要に応じて業務計画を見なおすことで仕事量の適正化に努めているが、好事例の共有などによりこうした取組を継続することが必要である。

また、教育現場など求められる仕事の品質に際限がなくゴールが明確にならない職場では、職員は達成感を感じにくく、仕事量が多いと感じがちであると一般的に言われている。業務の進捗工程において適度な目標を置き、一定期間に要求される仕事量を明確にするなども有効である可能性がある。

(3) Q51 (業務遂行のための引継ぎ等)

評価は低く、肯定率が 39.3%となっており、否定率が 33.7%あることから注意が 必要である。インタビュー調査からも、「職場環境」の Q18 (業務マニュアルの整備) がそもそも十分ではなく、業務が属人化していることや業務分担が明らかでないことなどが引継ぎを難しくしている可能性があるとの意見があった。

自由回答では「異動する際に懸案事項を確実に後任者に引継ぎ、後任者がそれを実行しているかどうかを周囲が確認できるように見える化してほしい。」といった意見が見られた。令和 4 年 4 月の異動から業務の引継ぎ書については上司の確認を行うこととしたが、その取組状況を確認するとともに、懸案事項については組織的に共有するなどして業務の継続性を担保することが必要である。なお、聴取方法は異なるものの、前年との比較では横ばいである。

(4) <u>Q47 (職場貢献)、Q48 (自身の能力発揮)、Q49 (仕事量の適切さ)、Q50 (業務遂</u> 行のための裁量・権限)

「仕事への満足度」との相関に加えて、「成長実感」との相関も確認でき、「仕事への満足度」と「成長実感」の総合指標同士も相関が確認できる【図表 8 参照】。 そのため、「仕事への満足度」に関連する詳細指標の評価向上は「成長実感」の向上にも資する可能性がある。

■ 成長実感

(1) 全般

総合指標は、係長級で低い傾向となっている。加えて係長級の中でも、所属によ

って評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G、放射線防護 G、検査 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力安全人 材育成センター、原子力規制部において評価が低い。係長級の中でも当該所属の職員へのケアが特に必要か。

また詳細指標についても、4項目とも評価が低い【図表2参照】。特に30代については、全庁結果との比較だけではなく、外部結果と比較をしても低い水準となっている【図表11参照】。自由回答では、「配置転換を通して様々な業務を経験できる」「専門性を高めることが成長実感に繋がる」といった一種相反する意見も散見されるため、成長実感を向上するためには各自が各々の目指すキャリアに沿った経験を積むことができるよう、キャリアパスの提示に加え、それを踏まえたOJTやアドバイスなどきめ細かな対応を行うことが求められる。

(2) Q58 (キャリア形成についての相談相手)、Q59 (身近なロールモデルの存在)

本項目が成長実感の詳細指標の中でも特に評価が低く、かつ、「成長実感」との相関も確認ができる【図表 2,7 参照】。30 代と 60 代で特に低いが、それぞれ背景は異なる可能性がある。例えば、60 代は、自身のキャリアが晩年に差し掛かっているため、興味・関心が薄いことが考えられる。30 代は、職場や業務に慣れ、人によってはライフイベントが重なることもあり、自身のキャリアを見直すタイミングが訪れる。その時にキャリア形成の相談相手や身近なロールモデルの不在に気づく等が考えられる。30 代については、外部結果と比較しても低い値が出ている【図表 11 参照】。

インタビュー調査においても、積極的にロールモデルを作り出そうとしている管理職が存在する一方で、組織自体の歴史が浅い、異動が多い、職員の背景が多様、または女性や若手が少ない等の組織上の要因でロールモデルを示すことに苦労していることがわかった。原子力規制庁のように発足から日の浅い職場ではロールモデルやキャリア相談をする相手が見つけづらい可能性がある。一人ひとりの職員が自ら新たなロールモデルとなれるように、例えば、希望があれば異動の周期を長期化することや、女性が働きやすい職場環境の構築、若手を中心とした勉強会の開催支援や促進等、それぞれにあったロールモデルを作りだし、見いだせるように組織的な対応が重要になる。また、新卒採用の職員にはメンター制度があるが、若手・中堅の職員にキャリア相談ができるメンターを置くこと等も考えられる。また、インタビューでは部署の仕事やキャリア形成について積極的に庁内に発信し、希望者を増やしている好事例も把握できた。全庁的には異動時等に対象職員とのコミュニケーションを手厚く行うなどの対応が予定されている。

【図表 1:全庁結果 1/2】

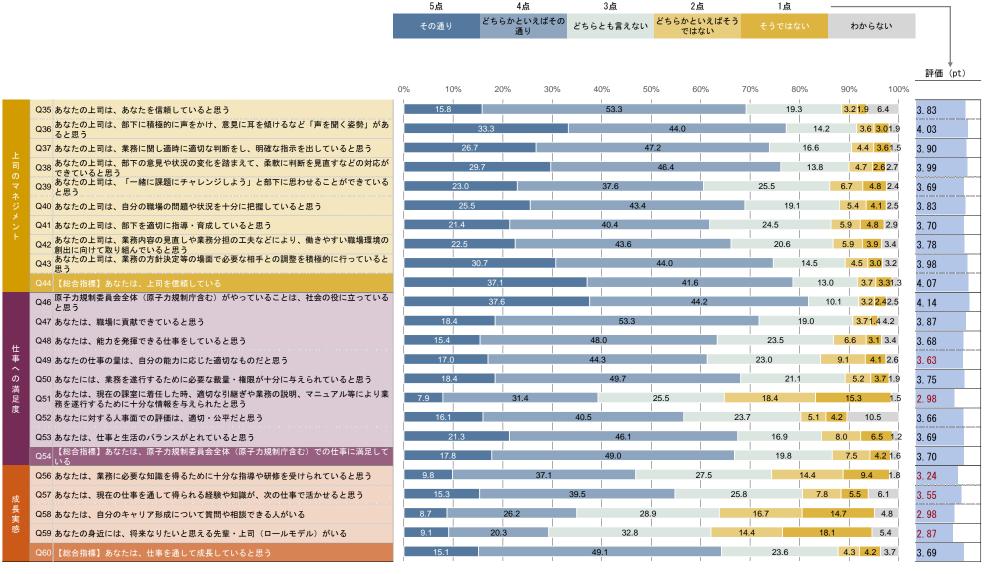
ウェイト値とは、本年調査の評価選択肢である「その通り」~「そうではない」 に5点~1点を配点した際の平均値。配点は右記の通り。本資料における評価と

は、ウェイト値のことを指す。 Q8 原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う 原 Q9 原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う Q10 原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透している 規 制 原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配盧した対応を十分 行っていると思う 全 原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断 Q12 原子刀が引えると思う 体 安 Q13 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う 全 原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通 文 して、職員に十分伝わっていると思う 化 【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取組んでい Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う Q18 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う Q19 あなたの課室では、行政文書(紙・データ)は整理・整頓されており、必要な際に活用で きる状態であると思う Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組 織的な共有・伝承が進められていると思う Q22 あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う Q23 あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う(例:業務に関係する知識・情報 を積極的に収集していると思う) Q24 あなたの課室では、外部の関係者(被規制者や学識者等を含め)と積極的にコミュニケー ションをとっていると思う Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されている思う Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、 職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う Q28 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認 Q29 め、感謝していると思う あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連 帯感を感じられる職場であると思う あなたの課室では、不祥事や不適切な行為(セクシャルハラスメントやパワーハラスメン ト等を含む) はない

Q32 【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う



【図表 2:全庁結果 2/2】



【図表 3:クロス集計_ウェイト値 1/3】

	【凡例】																								
	全体值+0.10以上					所	5			10			役職				Ī	折属経緯					年代		
	全体值-0.10以下								原子力 安全人	地方(原子							hi da da			A. Lakeman					
			長官官		原子力				セン	力規制 事務所				課室長	技術参						10,20				60歳以
(n)		全体 (928)	(202)	#G (161)		防護G (144)	書査G (126)	検査G (99)	ター (54)	(115)	係貝数 (111)	係長級 (204)	補佐級 (422)	(84)	任用 (107)	(162)	(214)	(212)	(251)	出向 (89)	歳代 (107)	30歳代 (147)	40 ** (193)		上 (256)
原	Q8 原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	3.87	3.90	3.93	3.85	3.84	3.89	3.78	3.79	3.85	4.02	3.67	3.86	4.08	3.93	3.78	3.95	3.85	3.89	3.78	3.93	3.64	3.91	3.84	3.96
子力	Q9 原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透している。 ると思う	3.71	3.68	3.85	3.65	3.75	3.66	3.58	3.74	3.68	3.83	3.53	3.69	3.98	3.81	3.61	3.79	3.70	3.72	3.68	3.71	3.51	3.78	3.66	3.81
規	Q10 原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	3.49	3.58	3.54	3.35	3.40	3.39	3.36	3.50	3.61	3.67	3.25	3.53	3.39	3.64	3.32	3.47	3.48	3.60	3.57	3.50	3.17	3.54	3.41	3.68
制庁	Q11 財子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配盧した 対応を十分行っていると思う	3.85	3.98	3.80	3.73	3.71	3.79	3.79	3.94	3.99	3.97	3.70	3.83	4.08	3.90	3.80	3.91	3.81	3.88	3.81	3.94	3.63	3.92	3.84	3.90
全 体	原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に Q12 立った判断を行っていると思う	4.01	3.99	4.12	3.84	3.92	4.07	3.92	4.06	3.99	4.17	3.87	4.01	4.09	4.00	3.96	3.99	3.99	4.05	4.02	4.07	3.90	4.01	4.00	4.04
の 安	Q13 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	3.04	3.09	3.15	2.88	2.98	2.96	2.87	3.00	3.19	2.97	2.89	3.13	3.00	3.07	2.75	3.08	3.16	3.16	2.87	2.80	2.77	3.03	3.15	3.21
全 文	Q14 願子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部 職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	3.63	3.58	3.72	3.56	3.68	3.46	3.70	3.62	3.69	3.74	3.46	3.62	3.88	3.67	3.53	3.71	3.71	3.61	3.49	3.65	3.35	3.73	3.62	3.72
化	Q15 【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に 取組んでいると思う	3.85	3.89	3.95	3.73	3.77	3.81	3.80	3.78	3.89	4.00	3.67	3.83	4.17	3.87	3.77	3.96	3.85	3.84	3.76	3.92	3.60	3.91	3.81	3.94
	Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	3.87	3.85	3.87	3.77	3.86	3.90	3.94	3.84	3.81	3.93	3.63	3.86	4.18	3.99	3.72	3.86	3.89	3.90	3.96	3.90	3.68	3.83	3.94	3.91
	Q18 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	3.45	3.22	3.44	3.33	3.21	3.70	3.63	3.61	3.64	3.34	3.24	3.50	3.65	3.59	3.14	3.51	3.57	3.50	3.40	3.29	3.13	3.46	3.59	3.55
	Q19 あなたの課室では、行政文書(紙・データ)は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	3.75	3.58	4.04	3.40	3.58	3.80	3.79	3.94	3.73	3.55	3.58	3.79	3.95	3.96	3.39	3.78	3.96	3.74	3.80	3.45	3.56	3.75	3.91	3.84
	Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	3.81	3.75	3.81	3.68	3.67	4.02	3.79	3.90	3.86	3.83	3.72	3.78	4.10	3.87	3.73	3.78	3.82	3.83	3.97	3.76	3.73	3.86	3.82	3.84
	Q21 あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う	3.37	3.15	3.53	3.20	3.14	3.57	3.49	3.49	3.45	3.37	3.17	3.34	3.59	3.68	3.21	3.32	3.55	3.39	3.28	3.24	3.11	3.39	3.34	3.58
	Q22 思う	3.70	3.69	3.68	3.72	3.60	3.89	3.64	3.71	3.71	3.89	3.64	3.63	4.02	3.66	3.81	3.71	3.71	3.62	3.71	3.83	3.62	3.68	3.72	3.69
	Q23 知識・情報を積極的に収集していると思う(例:業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う)	3.72	3.61	3.96	3.72	3.60	3.89	3.60	3.39	3.83	3.84	3.70	3.66	3.86	3.79	3.83	3.64	3.78	3.68	3.71	3.80	3.70	3.76	3.63	3.76
職場	の224 あなたの課室では、外部の関係者(被規制者や学識者等を含め)と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	3.58	3.39	3.65	3.92	3.65	3.56	3.53	3.49	3.74	3.72	3.56	3.56	3.55	3.58	3.74	3.57	3.58	3.49	3.60	3.70	3.64	3.61	3.52	3.54
環 境	Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されている思う	3.02	2.81	3.00	2.69	2.91	2.90	3.19	3.00	3.62	2.78	2.74	3.04	3.34	3.49	2.65	3.14	3.13	3.03	3.13	2.64	2.70	2.83	3.15	3.39
	Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	2.52	2.64	2.43	2.31	2.44	2.56	2.40	2.74	2.51	2.60	2.46	2.46	2.45	2.85	2.43	2.50	2.47	2.55	2.73	2.55	2.42	2.49	2.38	2.70
	Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	3.62	3.66	3.61	3.71	3.60	3.55	3.68	3.45	3.70	3.88	3.45	3.56	3.90	3.70	3.73	3.62	3.53	3.61	3.72	3.82	3.50	3.63	3.58	3.65
	Q28 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う	3.62	3.60	3.59	3.64	3.57	3.54	3.79	3.58	3.72	3.75	3.55	3.58	3.94	3.54	3.66	3.64	3.49	3.60	3.86	3.61	3.61	3.62	3.61	3.64
	Q29 あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、 それを認め、感謝していると思う	3.61	3.74	3.62	3.76	3.56	3.57	3.52	3.49	3.58	3.86	3.61	3.52	3.73	3.61	3.78	3.54	3.51	3.60	3.75	3.82	3.66	3.64	3.43	3.62
	Q30 あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	3.54	3.60	3.51	3.58	3.50	3.47	3.56	3.50	3.61	3.74	3.41	3.46	3.87	3.66	3.58	3.52	3.50	3.51	3.70	3.65	3.50	3.50	3.51	3.58
	Q31 あなたの課室では、不祥事や不適切な行為(セクシャルハラスメントやパワー ハラスメント等を含む)はない	4.11	4.22	4.09	3.58	3.93	3.86	4.32	4.12	4.35	4.13	3.84	4.13	4.25	4.40	4.03	4.12	4.12	4.12	4.16	4.17	3.85	3.95	4.18	4.28
	Q32 【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う	3.82	3.79	3.84	3.63	3.85	3.60	3.90	3.80	4.05	3.99	3.59	3.80	3.99	4.03	3.77	3.83	3.82	3.83	3.88	3.90	3.59	3.79	3.80	3.96

【図表 4:クロス集計_ウェイト値 2/3】

						所	属						役職				F.	所属経緯					年代		
	【凡例】 全体值+0.10以上 全体值-0.10以下	全体	房		規制部	防護G		検査G	セン ター	地方 (原子 力規制 事務所 等)		係長級		課室長 級	任用	新卒で: 所属	転籍	から転 籍	転職	からの 出向		30歳代		50歳代	60歳以 上
(n)		(928)	(202)	(161)	(27)	(144)	(126)	(99)	(54)	(115)	(111)	(204)	(422)	(84)	(107)	(162)	(214)	(212)	(251)	(89)	(107)	(147)	(193)	(225)	(256)
C	35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	3.83	3.82	3.93	3.78	3.76	3.68	3.77	3.98	3.96	3.78	3.76	3.82	3.86	4.02	3.80	3.84	3.85	3.83	3.82	3.77	3.76	3.76	3.77	4.00
C	36 姿勢」があると思う	4.03	4.11	3.96	3.88	3.99	4.02	4.06	3.98	4.09	4.10	3.88	4.07	4.08	4.02	4.07	4.03	4.04	3.99	4.05	4.10	3.99	4.01	4.04	4.03
-	あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出している と思う	3.90	3.86	3.94	3.68	3.84	3.92	3.98	4.00	3.95	3.96	3.64	3.97	3.90	4.08	3.81	3.93	3.97	3.91	3.83	3.93	3.67	3.93	3.92	3.99
司の	あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	3.99	4.01	3.95	3.84	3.98	3.94	4.13	3.94	4.00	4.09	3.79	4.02	4.07	4.06	3.98	3.95	4.02	3.98	4.02	4.09	3.86	3.97	4.04	3.98
ਕ c	39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	3.69	3.64	3.75	3.69	3.63	3.70	3.65	3.61	3.81	3.84	3.49	3.69	3.89	3.76	3.66	3.68	3.66	3.69	3.78	3.79	3.58	3.67	3.73	3.68
ジン	40 あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	3.83	3.80	3.90	3.60	3.80	3.82	3.81	3.80	3.91	3.86	3.63	3.88	3.83	3.95	3.66	3.84	3.96	3.81	3.86	3.77	3.72	3.81	3.89	3.88
_	41 あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	3.70	3.61	3.69	3.58	3.70	3.70	3.81	3.59	3.83	3.81	3.45	3.75	3.77	3.81	3.68	3.69	3.70	3.71	3.70	3.75	3.53	3.63	3.73	3.79
P C	42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい 職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	3.78	3.80	3.80	3.52	3.76	3.73	3.75	3.76	3.86	3.93	3.61	3.77	3.89	3.88	3.76	3.78	3.83	3.73	3.81	3.93	3.67	3.72	3.78	3.82
C	43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に 行っていると思う	3.98	3.97	4.12	3.92	3.95	3.90	4.02	3.80	3.98	4.18	3.82	3.97	4.08	4.04	4.03	3.91	4.11	3.94	3.87	4.20	3.91	3.86	3.99	4.01
C	44 【総合指標】あなたは、上司を信頼している	4.07	4.03	4.18	3.85	4.04	4.02	4.01	4.02	4.19	4.04	3.89	4.11	4.21	4.16	3.97	4.06	4.17	4.07	4.00	4.07	3.94	4.04	4.09	4.15
C	原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)がやっていることは、社会の役に 立っていると思う	4.14	4.12	4.32	4.08	4.12	3.93	4.01	4.32	4.23	4.21	3.79	4.16	4.48	4.39	3.94	4.20	4.22	4.16	4.14	4.10	3.77	4.17	4.14	4.35
C	47 あなたは、職場に貢献できていると思う	3.87	3.78	3.92	3.56	3.86	3.76	3.85	4.16	4.06	3.62	3.70	3.93	4.01	4.09	3.62	3.95	4.01	3.89	3.73	3.60	3.66	3.87	3.84	4.12
_仕 C	48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	3.68	3.68	3.89	3.22	3.64	3.39	3.60	3.73	3.94	3.67	3.46	3.69	3.92	3.90	3.44	3.75	3.81	3.70	3.56	3.56	3.38	3.64	3.65	3.95
事(49 あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	3.63	3.61	3.69	3.22	3.63	3.43	3.61	3.83	3.79	3.58	3.46	3.62	3.87	3.80	3.38	3.69	3.78	3.60	3.61	3.50	3.32	3.58	3.63	3.87
<i>σ</i> σ	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられている と思う	3.75	3.92	3.68	3.54	3.63	3.71	3.58	3.83	3.94	4.03	3.63	3.72	4.08	3.59	3.84	3.79	3.71	3.67	3.86	4.01	3.69	3.81	3.69	3.71
~L	51 あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル 等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う	2.98	2.80	3.10	2.54	2.98	2.83	3.01	3.08	3.32	3.09	2.80	2.91	3.28	3.24	2.85	3.02	3.13	2.88	3.03	3.02	2.71	2.94	2.95	3.17
度 C	52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	3.66	3.71	3.76	3.57	3.59	3.59	3.54	3.43	3.83	3.80	3.63	3.62	3.86	3.60	3.74	3.68	3.63	3.62	3.65	3.70	3.71	3.71	3.50	3.71
C	53 あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	3.69	3.46	3.76	3.44	3.64	3.48	3.85	4.09	4.00	3.61	3.45	3.67	3.94	4.06	3.40	3.73	3.85	3.68	3.72	3.41	3.41	3.55	3.77	3.98
С	54 【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)での仕事 に満足している	3.70	3.57	3.83	3.30	3.80	3.39	3.69	3.83	3.98	3.71	3.36	3.70	4.04	4.00	3.43	3.84	3.73	3.80	3.48	3.58	3.33	3.74	3.66	3.95
	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられている 66 と思う	3.24	3.23	3.18	2.73	3.28	3.01	3.36	3.24	3.54	3.62	3.09	3.25	3.23	3.12	3.41	3.23	3.19	3.18	3.22	3.54	3.08	3.05	3.18	3.39
成成	57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると 17 思う	3.55	3.45	3.71	3.48	3.54	3.50	3.59	3.60	3.51	3.74	3.40	3.54	3.68	3.55	3.53	3.60	3.45	3.58	3.56	3.73	3.33	3.54	3.56	3.60
長 実	58 あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	2.98	2.90	3.04	2.75	3.07	2.86	2.92	2.80	3.21	3.39	2.81	2.95	2.94	3.00	3.20	2.96	2.89	2.95	2.87	3.34	2.77	2.97	2.75	3.14
感 c	59 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる	2.87	2.82	2.93	2.32	3.06	2.86	2.85	2.63	2.89	3.41	2.69	2.79	3.13	2.76	3.14	2.82	2.65	2.86	3.04	3.41	2.70	2.98	2.69	2.82
C	60 【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	3.69	3.61	3.86	3.36	3.84	3.45	3.69	3.65	3.76	3.89	3.44	3.70	3.98	3.70	3.63	3.73	3.66	3.70	3.77	3.77	3.47	3.79	3.63	3.77

【図表 5:相関係数 1/3】

原子力規制庁全体の安全文化

Q15 【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取組んでいると思う

総合設問

相関

Q8 原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	0.55
Q9 原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う	0.57
Q10 原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	0.37
Q11 原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配盧した対応を十分行っていると思う	0.54
Q12 原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	0.49
Q13 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	0.33
Q14 原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	0.48

詳細設問

職場環境

Q32 【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う

相関係数とは、ある二つのデータ間の「一方の値が高い/低いと、もう一方の値も高い/低い傾向にある」という関係性を示す指標。数値の範囲は「-1~1」であり、正であれば正の相関(一方の値が高い場合、もう一方の値も高い)、負であれば負の相関(一方の値が高い場合、もう一方の値は低い)がある。1/-1 に近いほど高い相関があると言える

Q12	2原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	0.49
Q13	3 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	0.33
Q14	4 原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	0.48
Q24	4 あなたの課室では、外部の関係者(被規制者や学識者等を含め)と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.31
Q17	7 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.42
Q18	3 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	0.37
Q19	おなたの課室では、行政文書(紙・データ)は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	0.31
Q20) あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0.56
Q21	おなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う	0.49
Q22	- 2 あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う	0.42
Q23	3 あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う(例:業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う)	0.45
Q24	4 あなたの課室では、外部の関係者(被規制者や学識者等を含め)と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.37
Q25	あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されている思う	0.49
Q26	5 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.37
Q27	, あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取 り組んでいると思う	0.61
Q28	3 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う	0.52
Q29	B あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う	0.47
Q30) あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	0.62
Q31	1 あなたの課室では、不祥事や不適切な行為(セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む)はない	0.54
Q43	3 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	-0.05
Q56	6 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	-0.12
Q59	9 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる	-0.06

【凡例】

相関係数0.70以上(強い相関あり) 相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

相関係数

【図表 6:相関係数 2/3】

総合設問 詳細設問 相関係数 上司のマネジメント Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う 0.32 Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されている思う 0.35 0.24 Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取 り組んでいると思う Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う 0.49 0.71 Q36 あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う Q37 あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う 0.72 Q38 あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う 0.69 Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う 0.73 0.70 Q40 あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う 0.71 Q41 あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う 0.64 Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う Q43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う 0.61 Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う 0.35 仕事への満足度 Q54 【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)での仕事に満足している Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う 0.35 Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う 0.36 0.28 Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う 0.30 Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う 0.36 Q46 原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)がやっていることは、社会の役に立っていると思う 0.46 Q47 あなたは、職場に貢献できていると思う 0.43 Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う 0.56 Q49 あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う 0.49 Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う 0.47 Q51 あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えら 0.37 れたと思う 0.39 Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う Q53 あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う 0.46

【凡例】

相関係数0.70以上(強い相関あり) 相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

【図表 7:相関係数 3/3】

成長実感		詳細設問	相関係数
Q60 【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	相関	Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.21
		Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0.25
		Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0.52
		Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0.42
		Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0.36
		Q56 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	0.36
		Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0.47
		Q58 あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	0.40
		Q59 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる	0.42

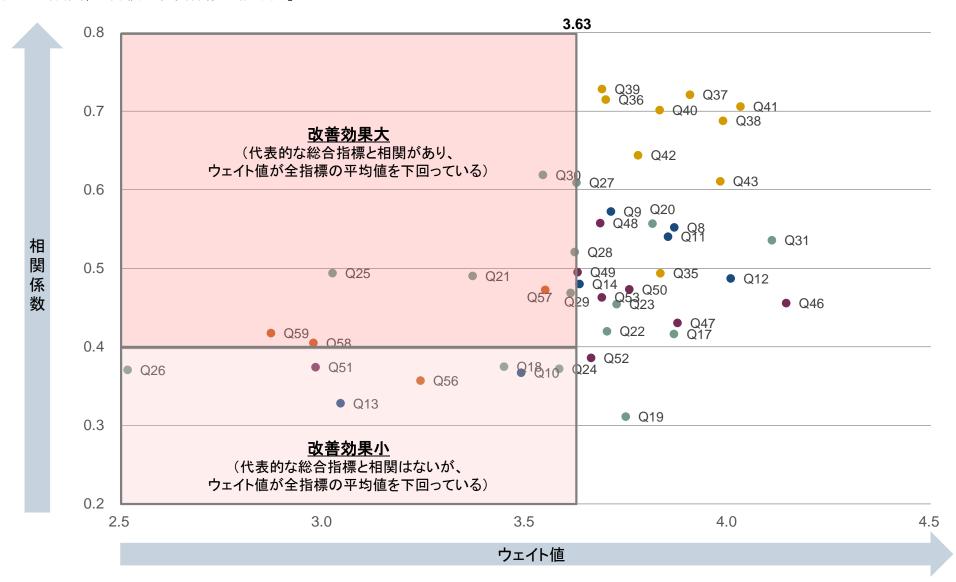
【凡例】 相関係数0.70以上(強い相関あり) 相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

【図表8:相関係数詳細】

	原子力制	制庁会	≧体のst	全文化	t			職均	場環均	竞															上司の	つマネシ	ジメント								仕事	への滞	足度							成長	実感		
							総合	à																総合										総合									総合	à			_
	Q8 Q	Q1	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15	Q1	7 Q	18 Q	19 Q2	20 Q	21 Q2	2 Q2	3 Q2	4 Q	25 G	26	Q27	Q28	Q29	Q30	Q31		Q35	Q36	Q37	Q38	Q39 (Q40	Q41	Q42	Q43		Q46	Q47	Q48	Q49	Q50	Q51	1 Q5	2 Q5	3 Q54	Q56	Q57	Q58	Q5
8																																															
99	0.71				ļ	ļ	-							_																							-	-									4
10	0.45						<u> </u>							_																				ļ		_		-				\perp					4
211	0.51					-	-																															-				\bot				-	4
12	0.42					ļ	ļ																													ļ											4
13			29 0.3																	ļ																-	ļ										1
14	0.49						-													ļ									ļļ.							<u> </u>	ļ	-	-			-			ļ		4
15	0.55								_	_	_			_		_	_	_																		_	1	-	-		_	_				1	1
17	0.38								\perp		_	_		_		_	_																			ļ	-	-		-		-				1	4
18			26 0.2										_	_																				ļ			ļ	ļ	-	-					<u> </u>	-	4
19			24 0.2									_		-																				-		-	-	-	-			\bot			-	-	4
20	0.36																			ļ																-	-	-	-	_		_				-	4
21			27 0.3																										-							-	-	-		-		-				-	4
22	0.31				·									_																				ļ			-	-	+	-	-	-	_	_	-	-	4
23													0.48 0.		_					ļ																-	-	+	+	-	-	+	_				-
24													0.33 0.																					ļ		-	-	+	-		-	+				-	+
25	0.29																0.45																				-	-	-	-		-	_	_			+
26	0.15																																									-					4
27													0.52 0.																								-	+	+	+	+-	+	-				+
28													0.42 0.																							-	-	+	-	-	-	-	_			-	+
29													0.36 0.								٥٠٠															-	-	-		-		+		_	-	-	4
30	0.36																												-					-			-	-	+	+-	-	+	-		-	-	+
31	0.27 0																																									-				-	+
32													0.49 0.																							1	-	-	+	+	-	+	_	+	+	1	+
)35)36	0.22 0																								0.48				<u> </u>								-	+								-	+
37	0.27				·										_			_								0.70								-		-	-	+				-			-	-	+
137	0.28 0																												-								-	+							-	-	+
139	0.28 0																																			-	┼	+				-				-	+
)40	0.32																																			 	-	-								-	+
241	0.27																																			-	-	+	-	-		+-			-	-	+
242	0.29																																			+	+	+			-	+			+	+	+
43	0.29																																			 	1	+			-					-	+-
144	0.30																																	1		-	1	+								-	t
246																													0.22											+	+	+		\top	1		t
247	0.18																																				1	+		_	1	_			1		+
248	0.26																																				1	+		-	_	_			1	1	+
149																													0.29									3			-				1		t
250																													0.41										6	_	1	1			1-		T
251	0.27 0																																							39	1	1		***		1	1
52	0.25																																								30					1	1
53																													0.28													26					
54	0.36																																										.46	****		1	1
256																													0.28															12			T
57	0.16																																												2	1	1
58	0.24																																													9	
59																													0.33																		ز
260	0.27																																														

【凡例】 相関係数0.70以上(強い相関あり) 相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

【図表9:各指標の評価と相関係数の散布図】



【図表 10:外部アンケートとの比較 1/2】

			<u> 20代</u>		→ 職員アンケート(n=106)
		職員アン ケート (n=106)	外部アン ケート (n=103)	差分	-■- 外部アンケート(n=103)
С	117 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0. 34	-0. 16	0. 50	•
С	118 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	-0. 28	0. 37	-0. 64	
C	119 あなたの課室では、行政文書(紙・データ)は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	-0. 12	0. 14	-0. 26	1
C	120 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0. 20	0. 16	0. 03)
C	あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進め られていると思う	-0. 32	-0. 18	-0. 14	4
	122 あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う	0. 28	0. 12	0.16	
C	あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う(例:業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う)と思う)	0. 24	-0. 39	0. 63	1
C	125 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されている思う	-0. 92	-0. 57	-0. 34	
C	126 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	-0. 99	0. 11	-1. 11	
C	あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して 課題の解決に取り組んでいると思う	0. 26	0. 02	0. 24	7
C	128 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う	0. 05	0. 07	-0. 02	
	129 あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う	0. 30	0. 11	0. 19	\
C	あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	0. 09	0. 42	-0. 33	Q
C	31 あなたの課室では、不祥事や不適切な行為(セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む)はない	0. 65	0. 09	0. 56	/ >
	332 【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う	0. 35	0. 04	0. 31	1
C	335 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	0. 21	0. 04	0. 17	
C	36 あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う	0. 54	0. 14	0. 40	\\
C	337 あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う	0. 38	0. 23	0. 15	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
C	38 あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	0. 53	0. 40	0.14)
C	339 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	0. 23	0. 05	0. 18	1
C	140 あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	0. 22	-0. 01	0. 23	# +
	141 あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	0. 20	-0. 10	0. 29	4 4
C	あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0. 38	-0. 01	0. 39	
C	143 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	0. 65	0. 33	0. 32	\
	[総合指標] あなたは、上司を信頼している	0. 50	0. 12	0. 38	4

	30代		 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
職員アン ケート	外部アン ケート		-■- 外部アンケート(n=103)
(n=147) 0. 12	(n=103) -0. 09	差分 0. 21	- 71417 5 7 1 (12.00)
-0. 42	0. 15	-0. 57	
0. 01	0. 03	-0. 02	
0. 18	-0. 12	0. 30	
-0. 44	-0. 08	-0. 36	
0. 06	0. 05	0. 01	
0. 15	-0. 47	0. 61	
-0. 86	-0. 51	-0. 34	
-1. 14	-0. 01	-1. 13	
-0. 05	0. 03	-0. 08	
0. 05	0. 03	0. 02	
0. 10	-0. 09	0. 19	4
-0. 05	0. 41	-0. 47	
0. 29	0. 01	0. 28	\}
0. 04	0. 24	-0. 20	()
0. 21	0. 24	-0. 03	
0. 44	0. 06	0. 38	
0. 12	0. 10	0. 02	
0. 31	-0. 04	0. 34	
0. 02	-0. 13	0. 16	•
0. 16	-0. 04	0. 20)
-0. 02	-0. 13	0. 10	
0. 12	0. 05	0. 07	
0. 35	0. 16	0. 19	
0. 38	0. 03	0. 35	

-1.50 -1.00 -0.50 0.00 0.50 1.00 1.50

【凡例

20,30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上 20,30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下

【図表 11:外部アンケートとの比較 2/2】

		職員アン	20代 外部アン		→ 職員アンケート(n=106)
		ケート (n=106)	ケート (n=103)	差分	── 外部アンケート(n=103)
Q46	原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)がやっていることは、社会の役に立っていると思う	0. 54	0. 23	0. 31	
Q47	あなたは、職場に貢献できていると思う	0. 04	-0. 21	0. 24	
Q48	あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0. 00	-0. 14	0.14	₩.
Q49	あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	-0. 07	-0. 01	-0.06	
Q50	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0. 46	0. 20	0. 26	
Q51	あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分 な情報を与えられたと思う	-0. 55	0. 06	-0. 61	$\overline{}$
Q52	あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0. 18	0. 09	0. 10	
Q53	あなたは、仕事と生活のパランスがとれていると思う	-0. 12	-0. 13	0. 00	
Q54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)での仕事に満足している	0. 01	-0. 10	0. 12	•
Q56	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	-0. 02	-0. 17	0. 15	•
Q57	あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0. 16	-0. 19	0. 35	\
Q58	あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	-0. 18	-0. 11	-0. 07	<u> </u>
Q59	あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる	-0. 16	-0. 34	0. 18	4
Q60	【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	0. 20	0. 10	0.10	7

<u>→</u> 映号マン.ケ		30代	
→ 職員アンケート(n=147)		外部アン	職員アン ケート
→ 外部アンケート(n=103)	差分	ケート (n=103)	ケート (n=147)
**	-0. 12	0. 34	0. 22
	0. 08	0. 03	0. 11
<u>f</u>	-0. 19	0. 02	-0. 18
<u> </u>	-0. 25	0. 02	-0. 23
	0. 14	-0. 01	0. 13
	-0. 74	-0. 11	-0. 85
*	0. 20	-0. 04	0. 15
1	-0. 18	0. 04	-0. 15
*	-0. 21	-0. 02	-0. 23
(()	-0. 22	-0. 25	-0. 47
>)	-0. 23	0. 01	-0. 22
1/	-0. 53	-0. 25	-0. 78
	-0. 38	-0. 48	-0. 86
	-0. 07	-0. 02	-0. 09

20,30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上 20,30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下